

大田区 こども未来計画

第5期大田区次世代育成支援行動計画

第3期大田区子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

大田区

大田区こども未来計画の策定にあたって

少子化の進行や所得格差の拡大、地域のつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化が進む中、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

区では、このような状況の中、令和6年3月に策定した「大田区基本構想」において、基本目標の第一に「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」を掲げるとともに、区のこども・子育て分野の個別計画である「大田区子ども・子育て支援計画」を発展させ、未来にはばたく大田区のこどもたちのため「大田区こども未来計画」を策定しました。

本計画では、「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」を基本理念に掲げ、「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の3つの区分により関係施策を体系化しました。さらに、今後5年間で強化するポイントを具体的に掲げ、こどもの意見の尊重や子育て支援の推進、共働き・共育て家庭への支援の強化、区にある資源を活かした地域づくりなどを重点的に進めていくこととしました。

また、本計画の計画期間が始まる令和7年度に、総合的かつ一体的にこども・子育て施策を推進するため、新たに「こども未来部」を設置いたします。この組織改正を通じて、こどもに関する施策全体に横ぐしを刺し、スピード感をもって事務事業の執行に努めてまいります。

本計画に基づき、区のこども・子育て施策を着実に推進し、地域・社会の方々といっしょに、こどもたちや子育て家庭の皆さんが笑顔で暮らすことができるまちづくりをさらに進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたって、区内のこどもたちから様々な考えや思いを聞かせてもらい、たくさんの気づきを得ることができました。また、大田区子ども・子育て会議委員の皆様、そして区民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。心より感謝申し上げます。

令和7年3月

大田区長

鈴木 晶 雅



目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画策定の経過.....	4
6 計画の進行管理.....	6
7 SDGs と本計画の関係.....	6
第2章 こども・子育てを取り巻く現状.....	7
1 人口と出生の現状.....	8
2 子育て家庭の現状.....	11
3 教育・保育事業の利用.....	16
4 大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 の評価.....	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1 計画の基本理念と基本的な視点.....	20
2 施策の体系.....	28
第4章 施策の展開.....	35
1 計画の成果指標.....	36
2 計画期間における重点ポイント.....	37
3 基本目標と達成に向けた施策.....	43
基本目標 1 こどもの権利を守ります.....	43
基本目標 2 こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます.....	46
基本目標 3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います.....	58
基本目標 4 子育てと仕事の両立を支援します.....	72
基本目標 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります.....	77
基本目標 6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます.....	82
第5章 子ども・子育て支援事業の推進.....	87
1 子ども・子育て支援事業計画とは.....	88
2 教育・保育提供区域の設定.....	90
3 こどもの人数(将来推計).....	91
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	92
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	99

資料編.....	117
1 事業一覧.....	118
2 大田区子ども・子育て会議条例.....	131
3 大田区子ども・子育て会議条例施行規則.....	133
4 大田区子ども・子育て会議委員名簿	134
5 策定経過	135
6 用語解説	136

第1章

計画策定の概要



1 計画策定の趣旨

令和5年4月、こどもの最善の利益を考え、こどもに関する取組みや政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、これを推進する司令塔としてこども家庭庁が設置されました。

同年12月には、すべてのこども・若者が精神的・身体的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、今後5年間のこども施策の基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策の実現に向けて、今後3年間の集中的な取組みである加速化プランを定めた「こども未来戦略」が閣議決定されました。その財源として、令和8年度に少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て家庭を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとなる子ども・子育て支援金制度が創設されます。

東京都においては、令和4年4月に、政策全般をこども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため子供政策連携室が設置されました。また令和5年1月に、こどもの声を中心に据えて取組みを体系的にまとめた「こども未来アクション」が策定され、毎年更新されています。

全国の子育て家庭における共働き家庭の割合が約7割(総務省「労働力調査(詳細集計 2021年調査)」)となり、男性の育児休業取得率が3割を超えるなど子育てする家庭の状況が変化している一方で、子育てが女性に集中する状況は継続しています。また、令和5年の出生数が73万人を切り過去最少となるなどの少子化の進行や、所得格差の拡大、孤独・孤立の深刻化、不登校などの教育機会の確保の問題など、こども・子育て家庭を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

区においても、令和5年に実施した「大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査」から父母ともに子育てを行っている家庭の割合が5年前に比べ約1割増加していること、また、子育てに孤立感を感じている保護者が2割台いることなどが確認でき、こうした変化に伴う課題への対応が必要となっています。

このようなこども・子育て政策の大転換期において、大田区では、令和6年3月に新たな大田区基本構想を策定し、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像とし、それを実現するためのまちの姿(基本目標)の第一に「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」を掲げました。

この基本構想のもと、国や東京都の動き、社会状況の変化に対応し、また、大田区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、こども・子育て政策に関する個別計画である「大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024」を更に発展させ、未来にはばたく大田区のこどもたちのため「大田区こども未来計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

【本計画における「こども」「子ども」「子供」の表記について】

本計画においては、「こども基本法」の平仮名標記による「こども」を原則として用います。なお、法令に根拠がある場合や固有名詞の場合などは「子ども」や「子供」の表記を用いる場合があります。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

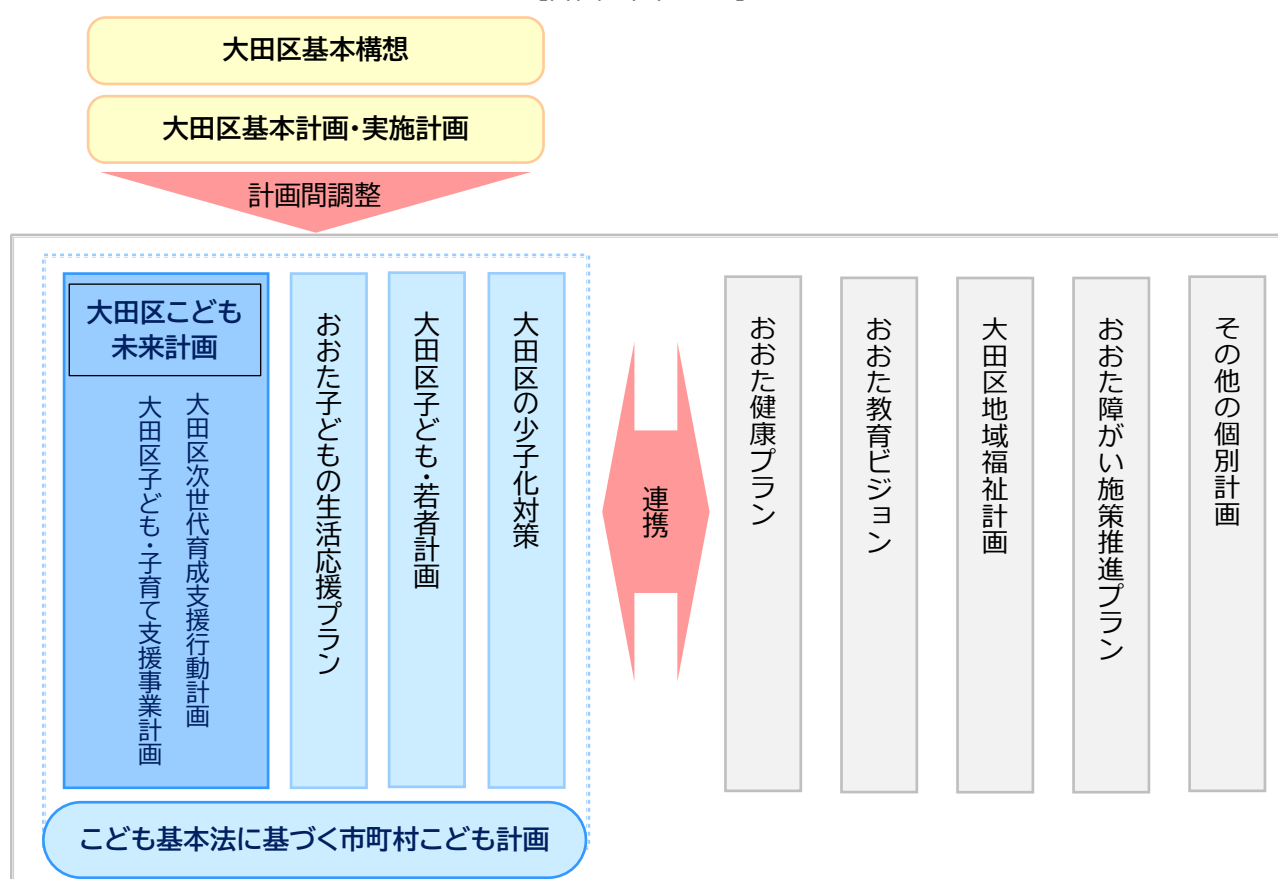
本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含します。また、「おおた子どもの生活応援プラン」、「大田区子ども・若者計画」、「大田区の少子化対策」と整合を図ることとで、全体をもって「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」に位置づけます。

なお、策定にあたっては、区民、こどもの保護者、学識経験者、こども・子育てに関する事業者及び関係機関、区議会議員で構成する「子ども・子育て支援法」第 72 条第 1 項に基づく「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

(2) 関連計画との連携

- 本計画は、こどもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域・社会が一体となってこども・子育てを支えるための「区の実践」を整理したものです。
- 本計画は、上位計画である「大田区基本構想」や「大田区基本計画・実施計画」との計画間調整を図ります。
- 本計画は、こども・子育てに関連する各分野の計画等との計画間調整・連携を図ります。
- 新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの 5 年間とします。また、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定					

4 計画の対象

本計画は、原則として 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるこどもとその家庭を対象とします。

5 計画策定の経過

(1)「大田区子ども・子育て会議」の開催

区におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、区民、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大田区子ども・子育て会議」を開催しており、本計画は、「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

(2)保護者ニーズ調査及び小中高生アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援法」における市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的な指針に基づき、就学前及び小学校児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(以下、「保護者ニーズ調査」という)を実施し、区内に居住する子育て家庭の生活実態やニーズ等の把握を行いました。

これに加えて、区独自の取組みとして、区内在住の小学生、中学生及び高校生世代を対象とした「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」(以下、「小中高生アンケート調査」という)を実施し、日常生活や地域活動の状況、将来についての意向、要望等の把握を行いました。

対象者	配布数	回収数			回収率	調査期間
		郵送	web	合計		
就学前児童の保護者	2,500 件	566 件	601 件	1,167 件	46.7%	令和5年12月20日から令和6年1月15日
小学校児童の保護者	2,500 件	560 件	490 件	1,050 件	42.0%	
小学生	1,250 件	242 件	124 件	366 件	29.3%	
中学生	1,250 件	216 件	134 件	350 件	28.0%	
高校生世代	1,250 件	94 件	123 件	217 件	17.4%	

この結果については、「大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)」にまとめています。

(3)こどもの意見聴取

小中高生アンケート調査では把握しきれない、こども本人からの自由な意見を聴取し、区のこども・子育て政策に反映するため、児童館、放課後ひろば及び中高生ひろばにおいて、①相談先、②将来の夢や希望、③近くにあったら良いなと思うもの、④知りたい情報とアクセス方法の4つのテーマについて、グループワーク及びヒアリングを行いました。

- 意見聴取した施設 児童館・4館、放課後ひろば・1館、中高生ひろば・2館
- 意見聴取したこども 小学生から高校生世代までのこども
グループワーク・162 名、ヒアリング・13 名

【主な意見】

- ① 相談先
 - ・対面で相談したい ・遊び場と一緒にだと良い ・知っている人、行ったことがある場所が良い
 - ・相談員と遊んでから相談できると良い ・相談員の人となりを知りたい
 - ・進路や将来について相談したい ・こどものなぜ？なに？に答えてほしい
 - ・プログラミングのわからないとことについて聞きたい
- ② 将来の夢や希望
 - ・将来の夢はあるがどうしたらなれるかわからない
 - ・将来の夢はあるが具体的な仕事内容がイメージできない
 - ・なりたい職業についてもっと知りたい ・種類が多く体験時間の長い職業体験がしたい
 - ・プロが働く姿を間近で見て、一緒に体験し、アドバイスがもらえる機会がほしい
- ③ 近くにあったら良いなと思うもの
 - ・ボールを使える公園、踊れる公園 ・画材や PC、調理器具等がそろっている場所
 - ・色々なスポーツの道具を借りて体験できる施設
 - ・暑さや寒さをしのげる遊び場や居場所
 - ・寝っ転がれる場所 ・お菓子がいつでも食べられる場所
- ④ 知りたい情報とアクセス方法
 - ・自分や家族のスマホや学校のタブレットで検索している

6 計画の進行管理

本計画の目標を達成するため、計画事業の進行管理や部局間の連携・調整を行う体制を整備します。

その上で、計画事業を着実に推進し実効性のあるものとするため、各年度の実績や評価を「大田区子ども・子育て会議」に諮り、区民に公表します。

ただし、本計画以外の区の個別計画で進行管理を行う施策については、施策の体系に位置づけますが、進行管理は各個別計画で行うこととします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合等は、必要に応じて計画の見直しを行います。

7 SDGs と本計画の関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年(2030年)までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

大田区は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度の「SDGs未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

本計画では、施策体系における13の個別目標とSDGsの17のゴールとの関連を明確にするとともに、施策の着実な推進を図ることで、SDGsの目標達成につなげます。



大田区オリジナルSDGsロゴマーク

令和5年度に区内在住・在勤・在学の方を対象にロゴマーク案を募集し、審査委員会を経て選んだ候補作品について投票を実施した結果、区立大森第七中学校の高橋麻衣さん(当時2年生)の作品が選ばれました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

こども・子育てを
取り巻く現状



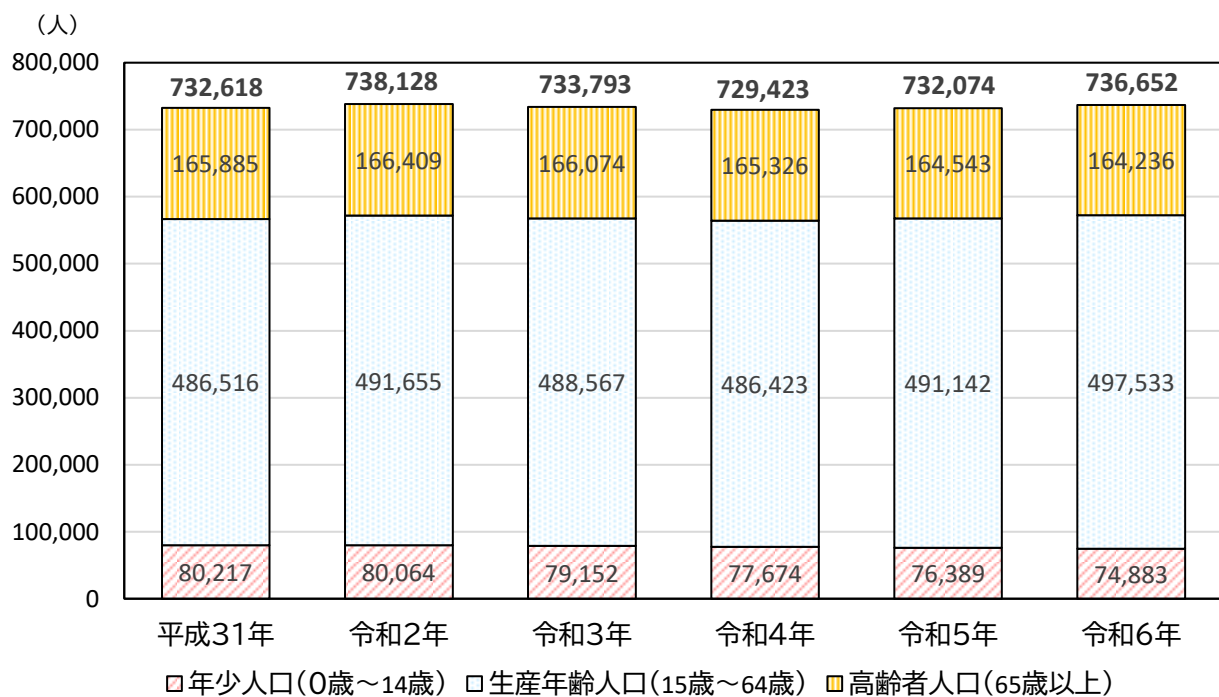
1 人口と出生の現状

(1)人口

大田区の人口は、平成 31 年以降増減を繰り返しており、令和 6 年 4 月 1 日現在の人口は 736,652 人となっています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口は増減を繰り返しながら増加傾向にありますが、高齢者人口及び年少人口は減少傾向にあります。

■人口の推移

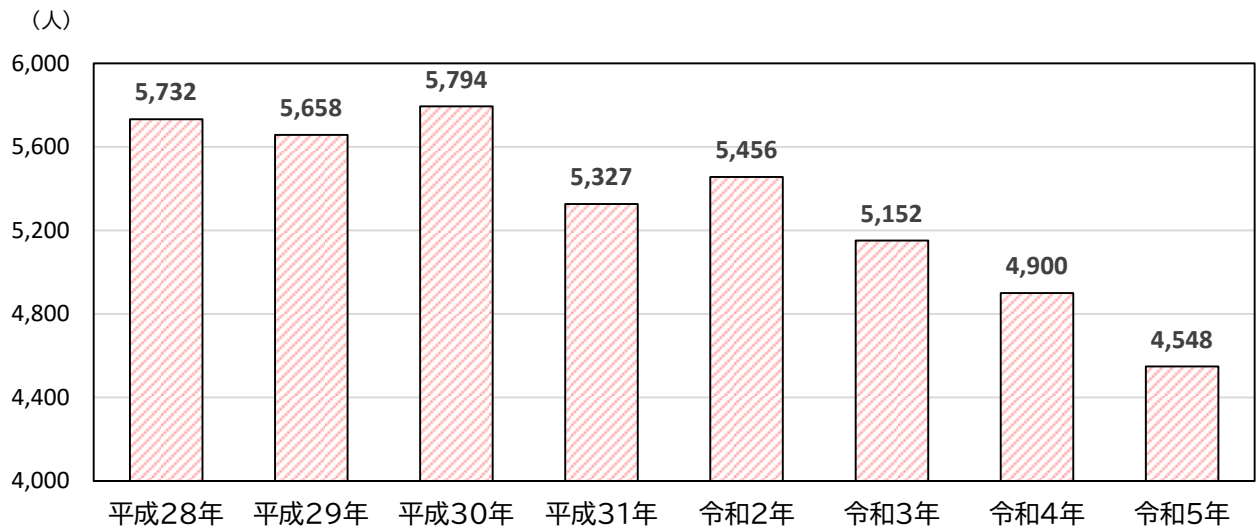


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)出生人口

大田区の出生人口は、平成28年から令和2年にかけて増減を繰り返し、令和3年からは減少しています。

■出生人口の推移

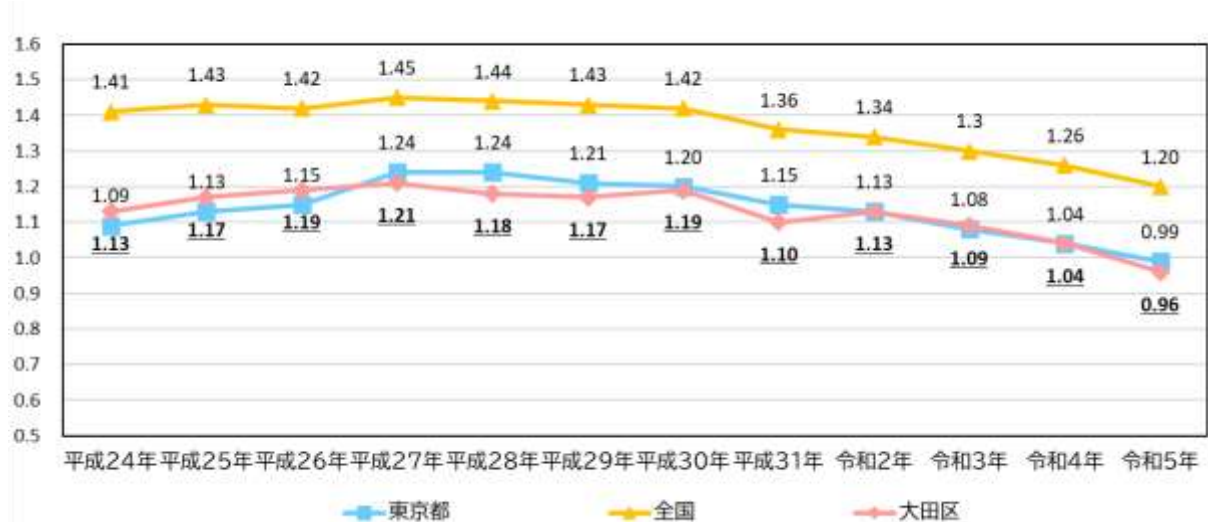


資料:人口動態統計

(3)合計特殊出生率

大田区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移しています。平成27年までは上昇傾向にありましたが、平成28年以降は横ばいから下降傾向で推移しています。また、東京都の平均に対しては、令和2年以降、同程度で推移していましたが、令和5年は下回っています。

■合計特殊出生率の推移

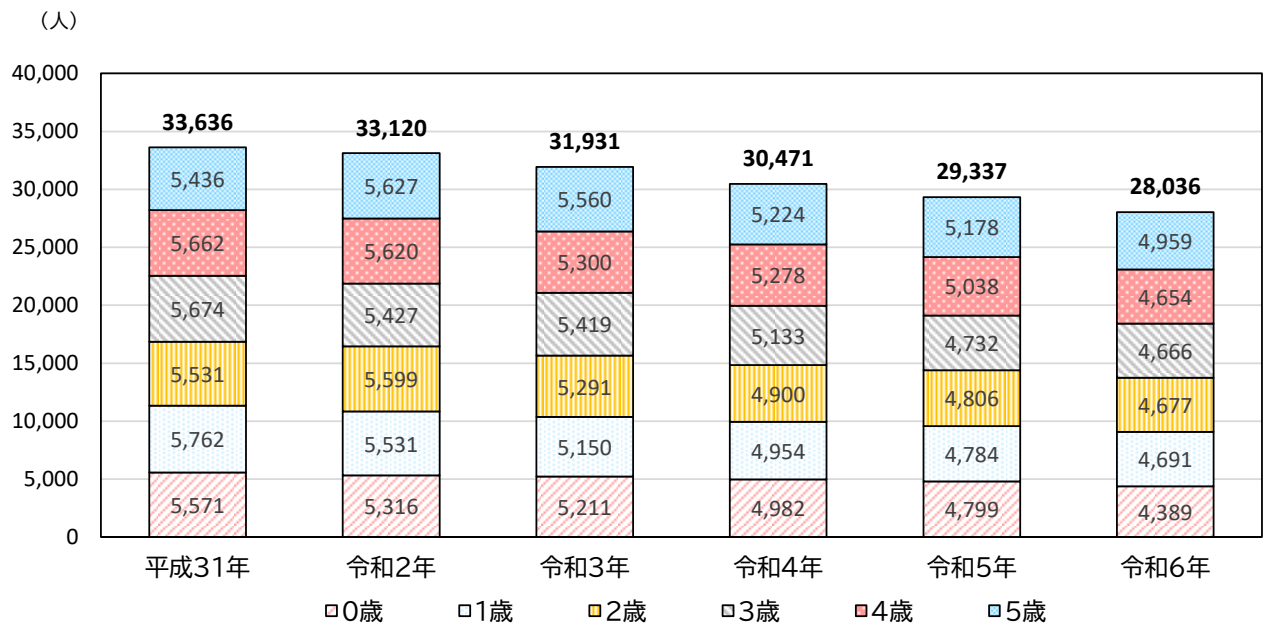


資料:人口動態統計

(4)就学前人口

大田区の就学前人口(0～5 歳)は、減少傾向となっています。

■就学前人口の年齢別推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 子育て家庭の現状

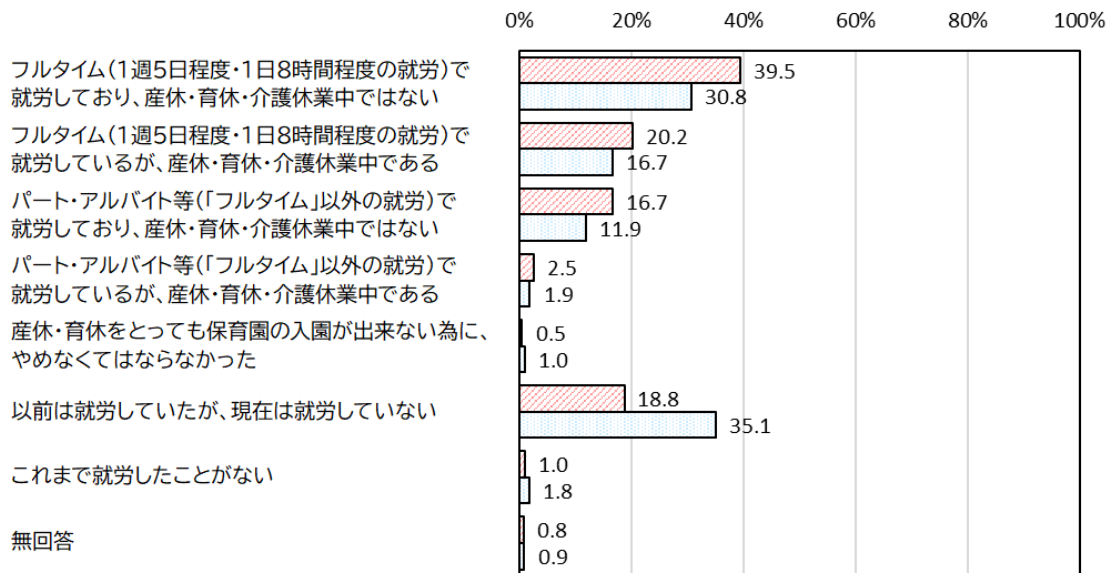
(1) 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、産休等を含むフルタイムでの就労が約6割となっており、前回調査の4割半ばから大きく増加しています。パート・アルバイト等も増加傾向にある一方で、未就労が前回調査の約4割から約2割に減少しています。

小学生児童の母親の就労状況は、フルタイムでの就労が4割半ばとなっており、前回調査の3割半ばから増加しています。パート・アルバイト等や未就労が前回調査より減少しています。

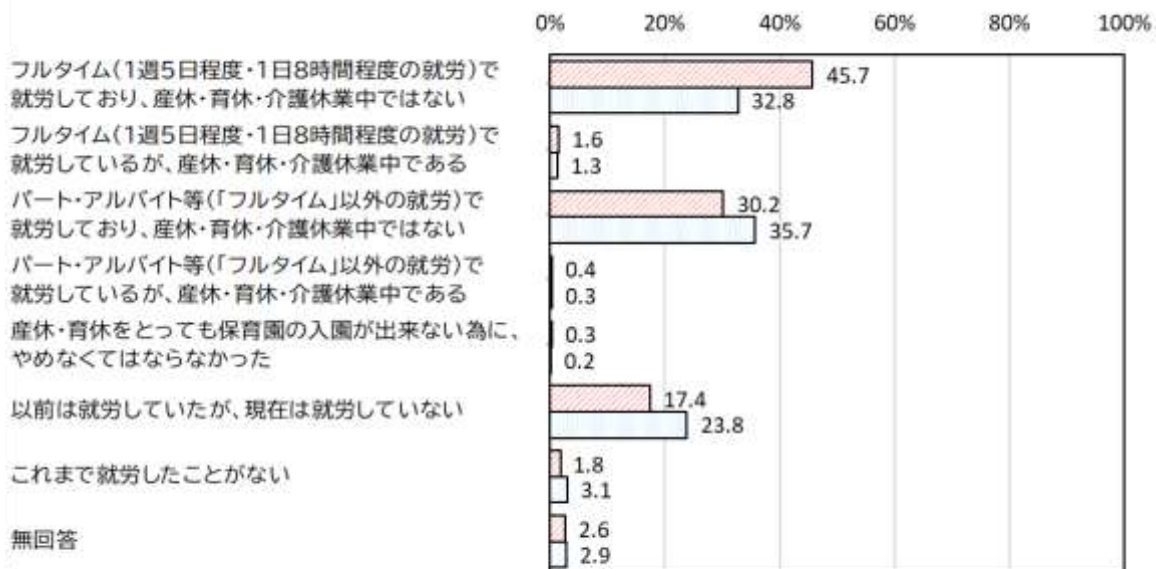
■ 母親の就労状況

< 就学前児童 >



□ 今回【令和5年度】(n=1,167) □ 前回【平成30年度】(n=1,234)

< 小学校児童 >



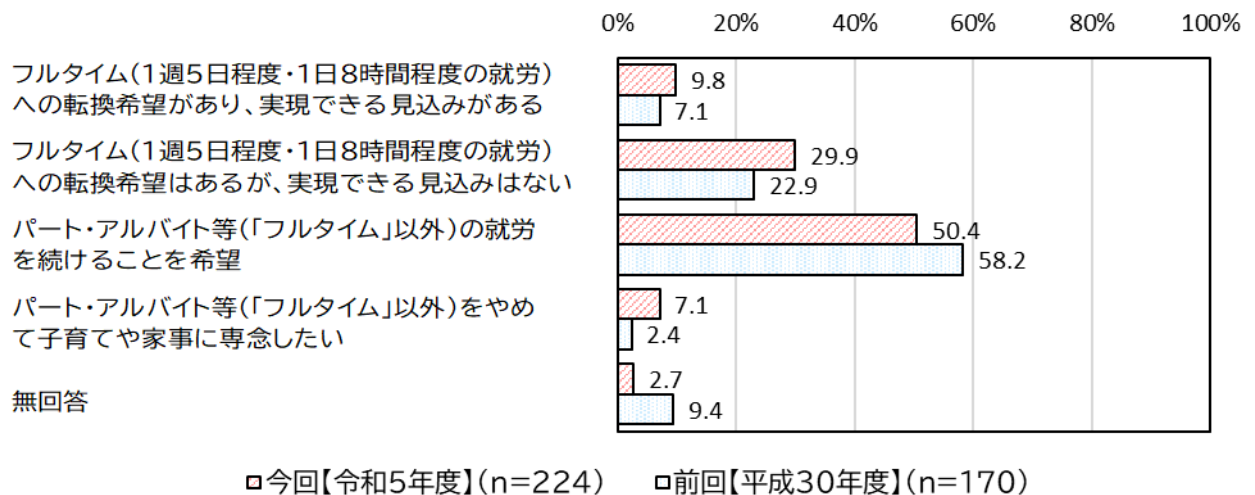
□ 今回【令和5年度】(n=1,050) □ 前回【平成30年度】(n=1,398)

(2)パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

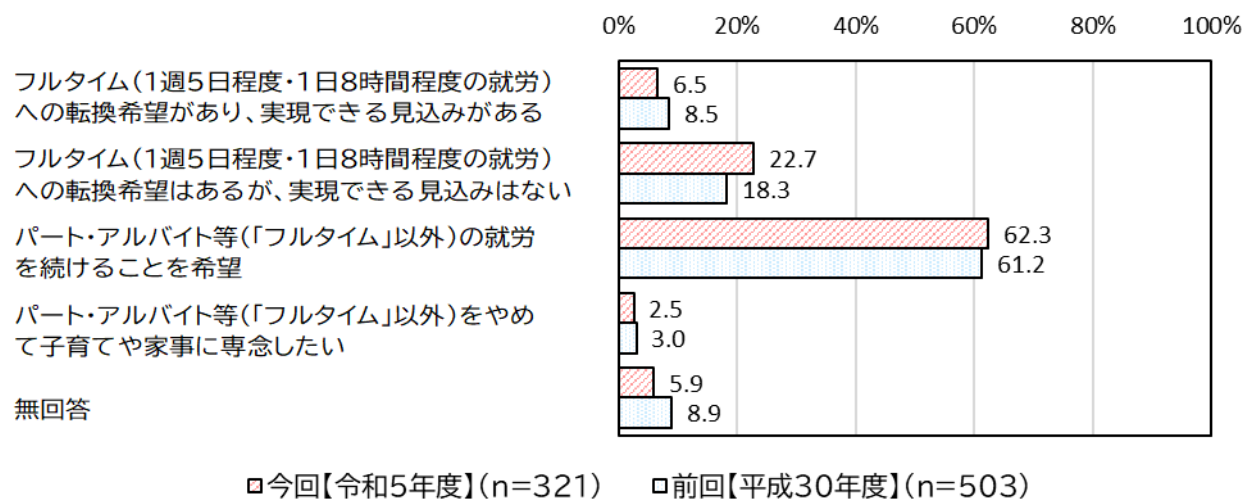
就学前児童の母親、小学校児童の母親ともに、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する人が最も多くなっていますが、就学前児童の母親は前回調査より減少しており、フルタイムへの転換希望が増加しています。

■母親のフルタイム転換希望

<就学前児童>



<小学校児童>



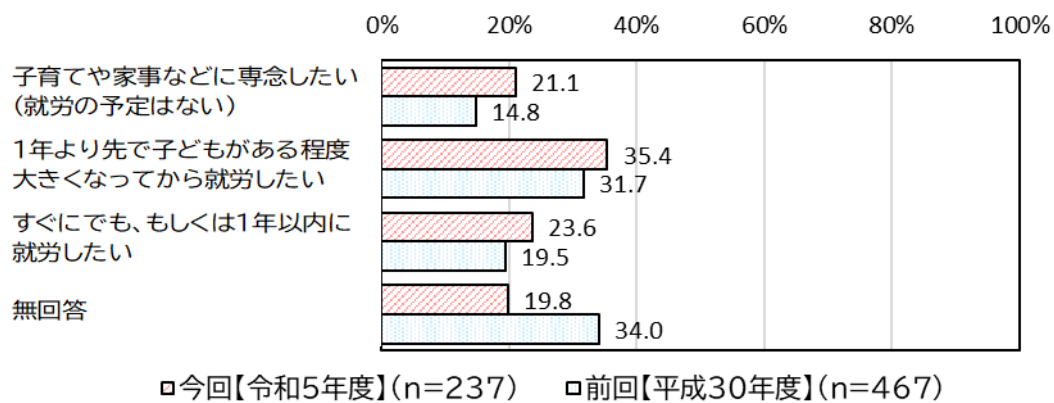
(3)未就労の母親の就労希望

就学前児童の母親は調査時から「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」(35.4%)が最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(23.6%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(21.1%)と続いており、いずれも前回調査時から増加傾向にあります。

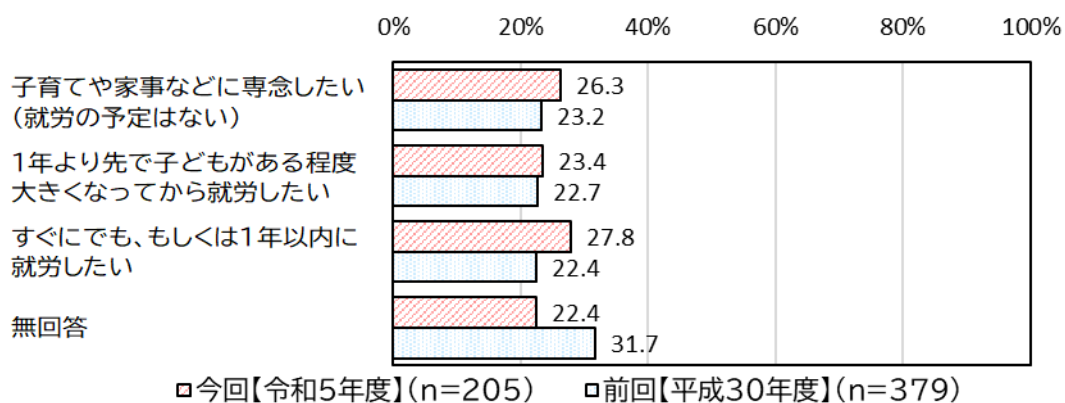
小学校児童の母親は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(27.8%)が最も多く、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(26.3%)、「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」(23.4%)と続いており、いずれも前回調査時から増加傾向にあります。

■未就労の母親の就労希望

<就学前児童>



<小学校児童>

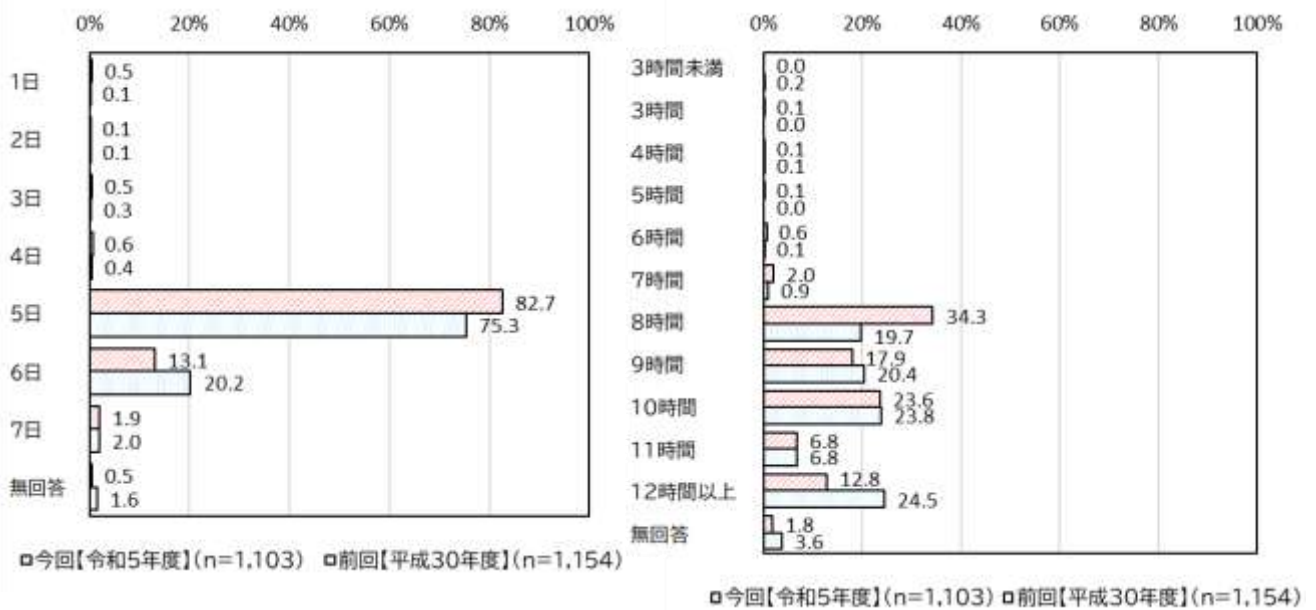


(4)父親の就労日数・時間

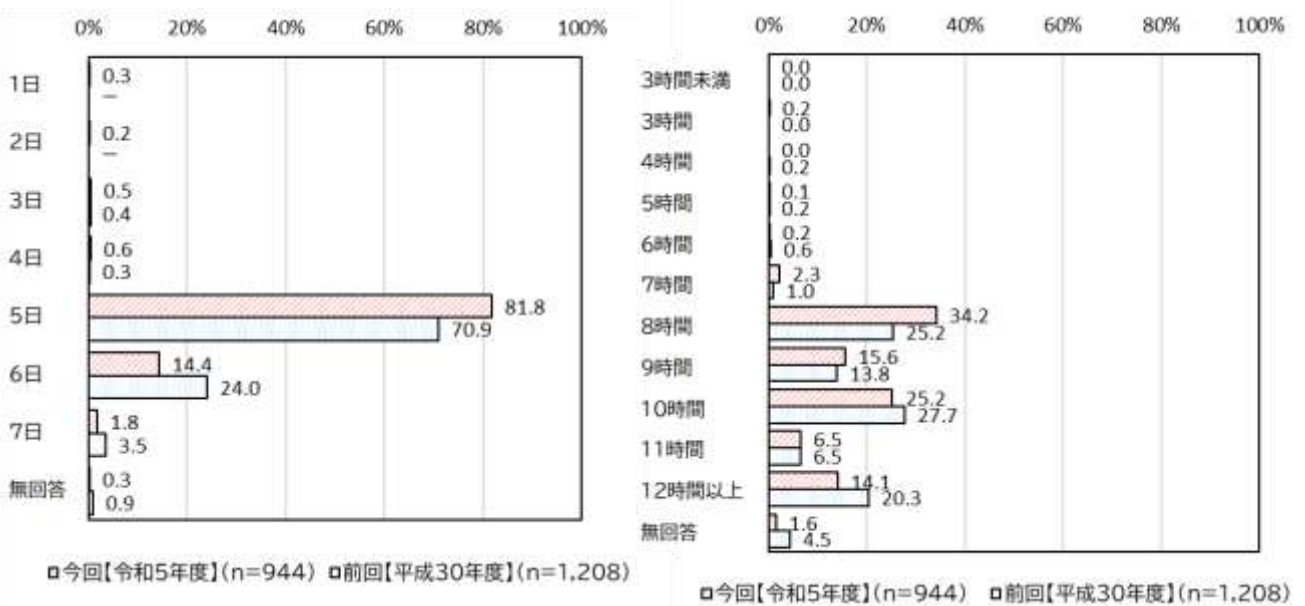
就学前児童の父親、小学校児童の父親ともに、就労日数は「5日」が約8割となり、就労時間は「8時間以上」が9割半ばを占めています。

■父親の就労日数・時間

<就学前児童>



<小学校児童>



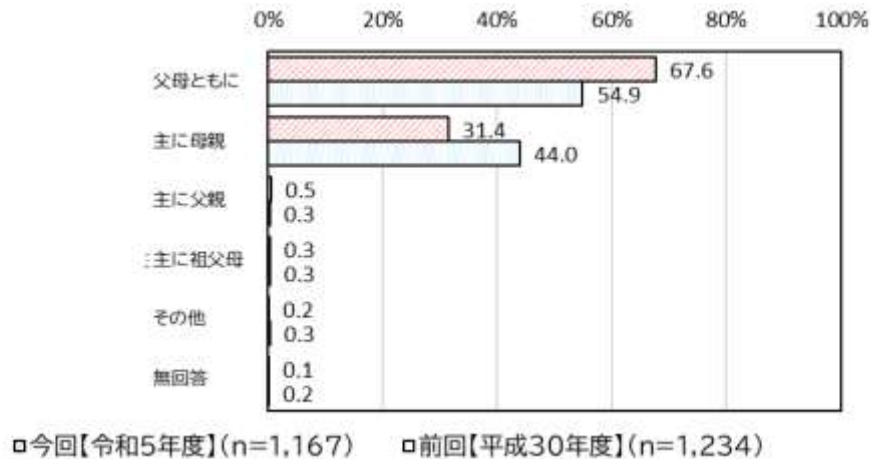
(5)父親の育児参加

子育てを主に行う人は、就学前児童保護者では「父母ともに」が前回調査の5割半ばから約7割、小学校児童保護者では5割半ばから約6割に増加しています。

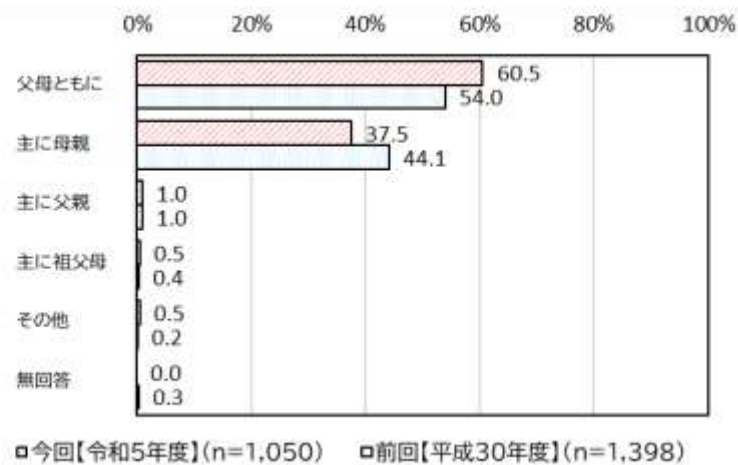
また、父親の育児休業の取得は前回調査時の 3.8%から 18.7%へ増加しており、父親の育児参加が進んでいることが伺えます。

■子育てを主に行っている人

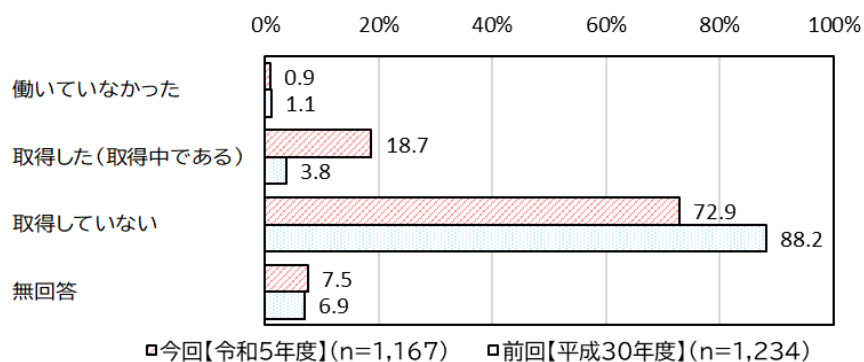
<就学前児童保護者>



<小学校児童保護者>



■父親の育児休業の取得状況(就学前児童のみ)

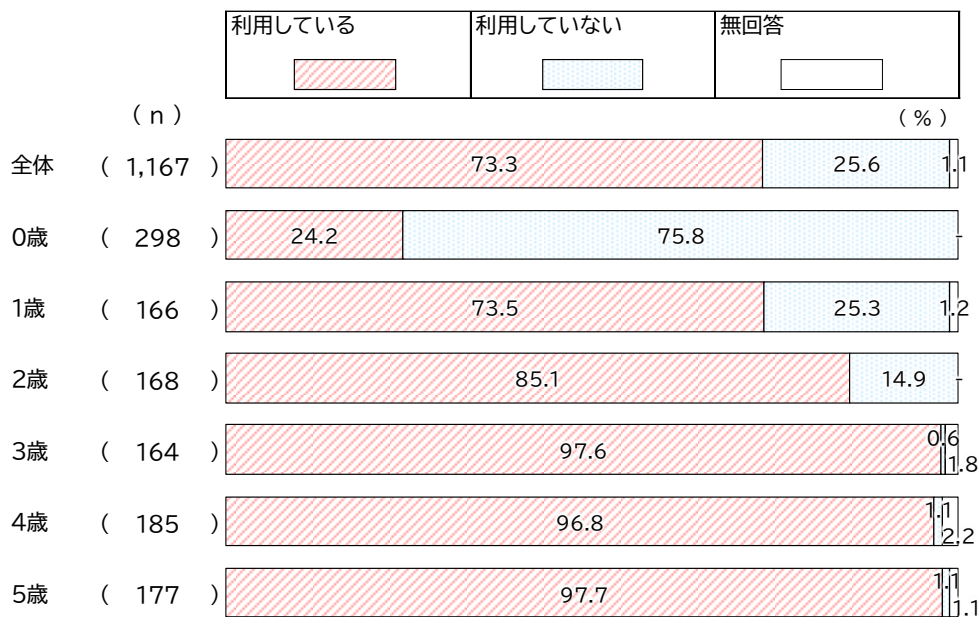


資料:大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

3 教育・保育事業の利用

(1) 平日利用している教育・保育事業

就学前児童の家庭で、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は、7割を超えています。年齢が上がるにつれて利用している割合が多くなる傾向があり、3歳以上では100%近い利用となっています。



(2) 平日利用したい教育・保育事業

0～2歳では「認可保育園」の希望が高く、3～5歳では「認可保育園」及び「幼稚園」の希望が高い傾向にあります。

(単位: %)

	有効回答者数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模保育所	家庭福祉員(保育ママ)	事業所内保育施設	認証保育所	企業主導型保育施設	定期利用保育事業	その他の認可外の保育施設 (ベビーホテルなど)	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
0歳	298	8.1	2.7	36.6	9.4	6.4	1.3	1.7	5.4	2.7	3.4	0.7	2.0	3.7	2.7	52.0
1歳	464	8.2	4.1	53.9	14.0	8.6	1.5	1.9	9.7	3.9	2.8	0.6	1.3	2.8	3.4	35.1
2歳	632	15.7	9.2	61.7	15.3	8.9	1.3	2.2	10.8	4.0	2.4	0.6	1.4	3.6	2.1	25.8
3歳	796	39.3	18.2	60.9	14.8	4.0	0.6	1.8	8.7	2.4	1.1	0.8	1.3	3.1	1.0	19.2
4歳	981	43.7	21.5	58.1	14.3	2.5	0.8	1.4	8.1	2.3	0.9	0.7	1.0	3.1	0.9	18.9
5歳	1,167	51.6	27.5	64.1	14.5	3.2	0.7	1.4	8.6	2.1	1.4	0.9	1.2	3.6	1.0	7.1

資料: 大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

4 大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 の評価

「大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024」における成果指標について、令和5年度での達成状況は以下のとおりです。

計画の成果指標は目標値達成には至りませんでした。個別目標の成果指標については、目標値を大きく上回る値を含め、一部の指標を除き80%以上の達成度となっています。

達成度(目標値に対する進捗状況)	★★★★★	100%
	★★★★☆	80～99%
	★★★☆☆	60～79%
	★★☆☆☆	40～59%
	★☆☆☆☆	20～39%

■計画の成果指標

指標	目標値	実績値 (令和5年度時点)	達成度
子育て環境や支援に対する満足度	60.0%	51.8%	★★★★

■個別目標の成果指標

基本目標1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

指標	目標値	実績値 (令和5年度時点)	達成度
1-1 子育て相談件数	80,000 件	104,557 件	★★★★★
1-2 大田区きずなメールの配信新規登録者数 (単年度)	3,400 人 (令和4年度)	3,503 人	★★★★★
1-3 子育てひろば利用者数	272,000 人	470,230 人	★★★★★
1-4 養育支援訪問事業の訪問数	40 世帯	37 世帯	★★★★
1-5 一時預かり保育の延べ利用児童数	11,610 人	11,729 人	★★★★★
1-6 子育て力向上支援事業の参加者数	180 人	133 人	★★★

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

指標	目標値	実績値 (令和5年度時点)	達成度
2-1 保育サービス定員数	18,846 人	18,109 人	★★★★
2-1 学童保育受け入れ人数	5,957 人	5,815 人	★★★★
2-2 男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数	年 7 回以上	6回	★★★★

基本目標3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

指標	目標値	実績値 (令和5年度時点)	達成度
3-1 すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率	100%	96.0%	★★★★
3-2 20 歳未満の自殺死亡率(人口 10 万対)	2.0%以下	6.9%	★
3-3 食を大切に思う中学生の割合	増加	増加※ (令和6年度時点)	★★★★★
3-4 かかりつけ医がいる区民の割合	65.0%	67.4% (令和6年度時点)	★★★★★

※アンケート調査対象者が中学1年生から小学6年生に変更となりました。

基本目標4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

指標	目標値	実績値 (令和5年度時点)	達成度
4-1 「自分にはよいところがある」と答えた児童の割合(小学校第6年生)	84.0%	83.3%	★★★★
4-2 児童館、放課後ひろばの年間延利用人数	2,240,000 人	2,107,345 人	★★★★

基本目標5 子育てにやさしいまちをつくります

指標	目標値	実績値 (令和5年度時点)	達成度
5-1 区民安全・安心メール登録者数	100,000 人	99,647 人	★★★★

第3章

計画の基本的な
考え方



1 計画の基本理念と基本的な視点

(1) 基本理念

こどもに関する様々な取組みを講ずるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。

「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

そして、こども施策は、以下の6つの基本理念をもとに行われるとしています。

- ① すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ すべてのこどもについて、その年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

また、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」においても、同様の趣旨の理念が定められています。

大田区として、「こども基本法」に定める、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・子育て政策を推進するにあたり、まずは権利の主体であるこどもの視点で考えることを出発点とします。その視点に基づき、こどもへの支援、子育ての基本である家庭、保護者への支援、そして、こどもや子育て家庭を支える地域・社会づくりを軸として、次の基本理念のもと施策を展開していきます。

すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて

健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします

〔児童の権利に関する条約における4つの原則〕

1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。子ども(18歳未満の児童)は権利をもつ主体であるという考え方にに基づき、大人と同様に一人の人間としての人権を認めています。

児童の権利に関する条約の基本的な考え方は次の4つの原則で表されており、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に常に合わせて考えることが大切です。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



出典: (公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

(2)基本的な視点

「こどもまんなか社会」の実現に向けたわが国のこども政策の転換と軌を一にしながら、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決するため、本計画において特に重視する以下の事項を計画の基本的な視点とします。

①こどもの最善の利益の確保

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守り、こどもの意見を尊重した施策を通じて、こどもの健やかな育ちを支援していく。

②誰一人取り残さない支援と切れ目のない支援

すべてのこども・子育て家庭の誰一人も取り残さず、必要とする支援を切れ目なく実施していく。

③孤立させない支援と地域・社会全体での支援

人とのつながりを大切に、地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくりを進めていく。

【こどもの意見の尊重】

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、その基本理念として、こどもの意見表明の機会及び社会的活動への参画の機会の確保、こどもの意見の尊重及び最善の利益の優先考慮が掲げられ、こどもへの直接の支援だけでなく、それ以外のこどもに関係する施策においても、こどもの意見を聴取し、こどもの最善の利益を優先して考慮することが求められています。また、意見を表明したこどもにその意見がどのように反映されたかをフィードバックすることにより、自己有用感や社会参画への意識の向上につなげていくことも重要となります。

本計画の策定にあたって、こどもの意見聴取を5ページのとおりに実施しました。こどもたちから多くの率直な意見を聞くことができ、そして、聴取を行う際のポイントを学ぶことができました。

今後、聴取した意見を施策に反映し、フィードバックしていくとともに、今回学んだ聴取のポイントを関係部門と共有していくことにより、区全体でこどもの意見聴取に取り組んでいきます。

●意見聴取を行う際のポイント

- ① こどもが普段過ごしている場所で聴取すること
- ② こどもと日頃からいっしょにいる大人が聴取に参加すること
- ③ 聴取者は、事前にこどもといっしょに遊ぶなど顔見知りになったうえで聴取すること



(3) 施策の体系

本計画では、基本理念及び基本的な視点を踏まえて、「こどもへの支援」、「子育て家庭への支援」、「地域・社会づくり」の3つの施策の区分のもと、6つの基本目標と13の個別目標を設定して今後の方向性を示し、具体的な施策を個別目標の下に位置づけることで区の役割を明確にしました。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として、すべての個別施策を第3章及び第4章で体系化し、その中で、「子ども・子育て支援法」に基づき「市町村事業計画」として今後5年間の量の見込み及び提供体制の確保内容を定める必要のある施策について第5章であらためて掲載しました(個別施策のうち、㊦は第5章であらためて掲載する施策です)。

【基本目標】

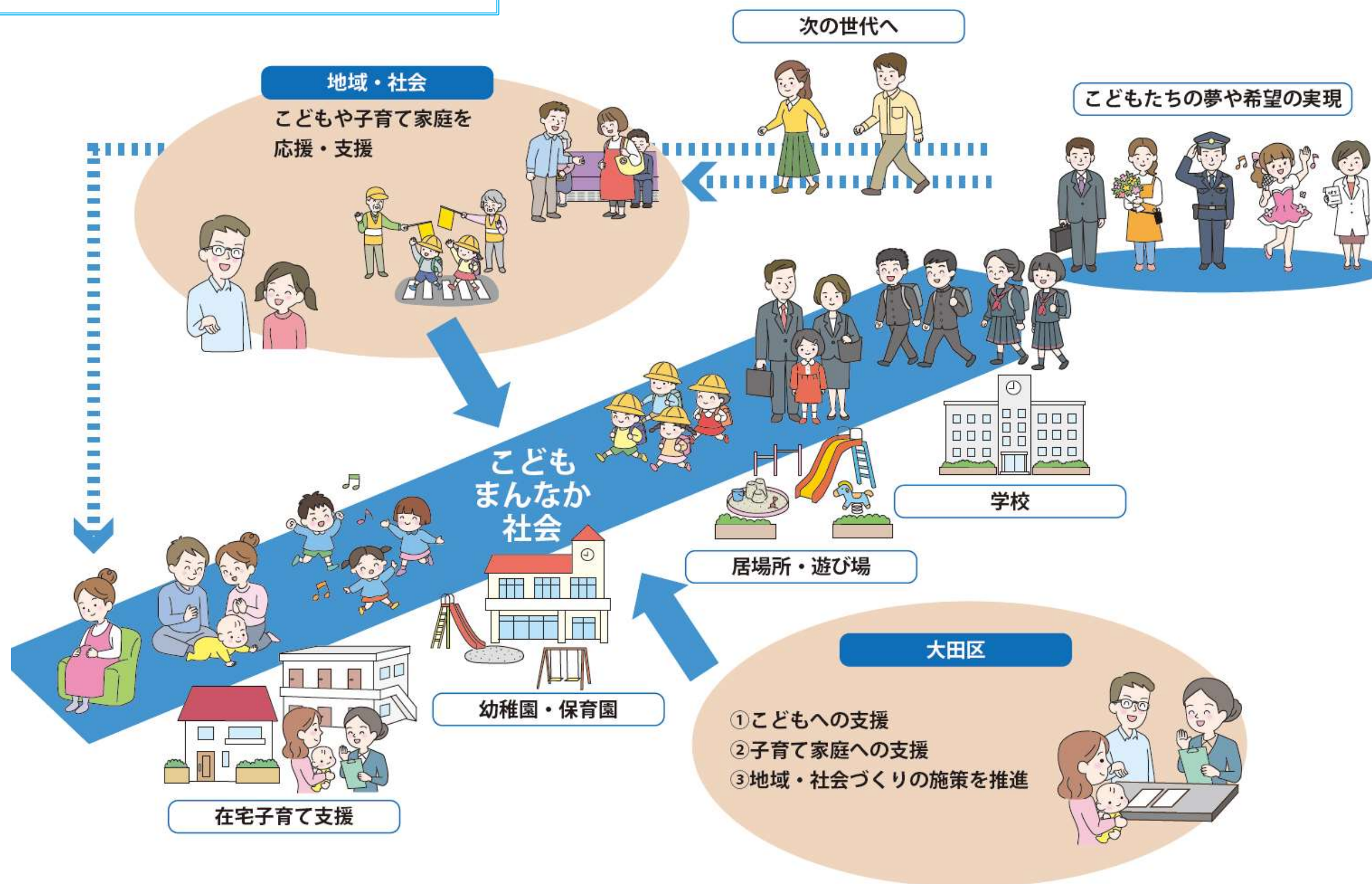
- 1 こどもの権利を守ります
- 2 こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます
- 3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
- 4 子育てと仕事の両立を支援します
- 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります
- 6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

【こどもまんなか応援サポーター宣言】

すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、令和6年12月15日開催の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区において、鈴木区長が、シンポジウム出演者、協力企業・大学、区内のこどもたちといっしょに、大田区がこどもまんなか応援サポーターになることを宣言しました。



大田区こども未来計画が目指す「こどもまんなか社会」



大田区は「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを社会全体で支えるまちにします」の基本理念のもと、地域・社会の人たちといっしょに本計画の取組みを進め、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していきます。そして、こどもたちが成長し、次の世代の新たな担い手となっていく環境を整え、「こどもまんなか社会」を未来につないでいきます。

2 施策の体系

基本理念	区分	基本目標	個別目標
すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします	こどもへの支援	1 こどもの権利を守ります	1-1 こどもの権利の擁護
		2 こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます	2-1 幼児期・学齢期の教育の充実
			2-2 こどもの健やかな成長への支援
			2-3 こどもの子育て支援と居場所・遊び場の整備

個別施策

①(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 ②母子(女性)緊急一時保護事業 ③ヤングケアラー支援事業 ④要支援家庭を対象としたショートステイ事業 ⑤虐待防止支援訪問 ⑥見守りサポート事業 ⑦㊦養育支援訪問事業(子育て世帯訪問支援事業他含む) ⑧養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」 ⑨児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲) ⑩児童虐待防止ネットワーク	⑪いじめの未然防止、早期発見・早期対応 ⑫学級集団調査 ⑬学びの多様化学校 ⑭つばさ教室での支援 ⑮障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲) ⑯児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲) ⑰養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業
①区独自教科「おおたの未来づくり」 ②職場体験 ③タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成 ④おおたグローバルコミュニケーション(OGC) ⑤人権課題にかかわる学習 ⑥道徳授業地区公開講座 ⑦大田区学習効果測定 ⑧学習カウンセリング ⑨習熟度別少人数指導 ⑩補習教室 ⑪放課後こども教室における自主学習支援 ⑫子どもの学習支援 ⑬夏休み学習教室	⑭こども学習支援教室 ⑮楽しい運動習慣の確立 ⑯保育者向け研修の実施 ⑰幼児期における運動遊び指導の充実 ⑱親子運動遊び講座 ⑲保幼小の交流及び連携事業 ⑳私立幼稚園特別支援教育事業 ㉑特別支援学級等の整備 ㉒特別支援教育実施体制の整備 ㉓学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育) ㉔日本語指導 ㉕こども日本語教室 ㉖学校施設の改築
①子ども家庭支援センター等における相談(再掲) ②スクールカウンセラーによる支援 ③スクールソーシャルワーカーによる支援 ④児童館・中高生ひろばにおける相談 ⑤若者サポートセンター フラットおおた ⑥自殺総合対策の推進 ⑦精神保健に関する医師・保健師による相談 ⑧東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援 ⑨各種健康教育 ⑩性感染症予防講演会 ⑪食育推進検討会・食育フェア	⑫在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等 ⑬保育園における食育指導 ⑭食育推進チームによる指導 ⑮児童館における食育指導 ⑯かかりつけ医の推進(再掲) ⑰休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療(再掲) ⑱平日準夜小児初期救急診療(再掲) ⑲歯科休日応急診療(再掲) ⑳産科医療機関の設備整備費助成事業(再掲) ㉑地域医療機関との協議会等の開催(再掲)
①青少年健全育成(青少年対策地区委員会) ②大田区子どもガーデンパーティー ③子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験) ④長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業 ⑤こども食堂推進事業 ⑥学校施設開放事業 ⑦㊦学童保育事業(放課後児童健全育成事業)(再掲) ⑧㊦学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲) ⑨学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲) ⑩㊦放課後の児童の居場所づくり(放課後ひろば)	⑪児童館の学童保育・一般利用(自由来館) ⑫中高生ひろば ⑬若者サポートセンター フラットおおた(再掲) ⑭保育園・児童館・幼稚園の児童と高齢者との交流 ⑮保育園・児童館への中高校生ボランティア活動の推進 ⑯リーダー講習会(小学生・中高生) ⑰リーダー講習会(成人) ⑱地域に根ざした公園・緑地の整備 ⑲特色のある身近な公園整備 ㉑とうきょうすくわくプログラム推進事業 ㉒多様な他者との関わりの機会の創出事業

基本理念	区分	基本目標	個別目標
すべての子どもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、 その育ちを地域全体で支えるまちにします	子育て家庭への支援	3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	3-1 子育て家庭への相談体制の充実
			3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上
			3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進
			3-4 子育て家庭への多様な生活支援
		4 子育てと仕事の両立を支援します	4-1 保育サービス等の充実
			4-2 子育てと仕事の両立の推進

個別施策

①㊦保育サービスアドバイザーによる相談 ②㊦子育てひろばにおける子育て相談 ③保育所における子育て相談(地域子育て相談機関) ④私立幼稚園における子育て相談 ⑤児童館の子育て相談 ⑥就学相談 ⑦教育相談 ⑧幼児教育相談 ⑨㊦子ども家庭支援センター等における相談	⑩多言語相談窓口の運営 ⑪障がい児等の早期支援(相談・療育等) ⑫児童の発達相談・サービス等利用相談 ⑬家庭相談・女性相談 ⑭ひとり親家庭の相談 ⑮離婚と養育費に関わる総合相談 ⑯子ども生活応援臨時窓口の運営 ⑰㊦親子関係形成支援事業
①子育てハンドブックの発行 ②㊦保育サービスアドバイザーによる相談(再掲) ③マイ保育園登録 ④大田区子育て応援メールの配信 ⑤外国人向け多言語情報紙の発行 ⑥多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供	⑦児童館子育て講座の開催 ⑧児童虐待防止に向けた啓発の推進 ⑨発達障がいの理解啓発の推進 ⑩ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信 ⑪母子保健・子育て支援アプリの導入・運用
①ファミリー・アテンダント事業 ②㊦子育てひろば ③㊦ファミリー・サポート・センター事業 ④家庭教育学習会 ⑤初めてののお子さんを対象とした子育て教室の開催 ⑥保育所の園庭開放 ⑦体験保育(育児応援事業)	⑧ほほえみごはん事業 ⑨地域の育児支援 ⑩親子で遊ぼうイベントの開催 ⑪子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催 ⑫子育てサロン「キッズな」の開催 ⑬子ども交流センターの運営支援
①児童扶養手当 ②特別児童扶養手当 ③児童育成手当・障害手当 ④就学援助 ⑤母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 ⑥母子及び父子福祉資金貸付 ⑦母子生活支援施設の運営 ⑧ひとり親世帯住宅確保支援 ⑨ひとり親世帯転居一時金助成	⑩ひとり親家庭等ホームヘルプサービス ⑪重症心身障がい児(者)短期入所 ⑫障害児通所支援事業 ⑬重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業 ⑭㊦一時預かり保育 ⑮㊦乳幼児ショートステイ事業・ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業
①保育サービス基盤の確保 ②保育所等への助成 ③㊦定期利用保育事業 ④㊦認証保育所の運営補助 ⑤㊦家庭福祉員(保育ママ) ⑥㊦時間外保育 ⑦㊦私立幼稚園預かり保育事業 ⑧ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) ⑨休日保育 ⑩年末保育 ⑪㊦病児・病後児保育 ⑫区立保育園における医療的ケア児の受け入れ	⑬保育所等における障がい児等の受け入れ ⑭区立保育園の改築・改修 ⑮保育士確保対策の実施 ⑯保育士等研修の実施 ⑰区立保育園の拠点機能強化 ⑱第三者評価の実施 ⑲とうきょうすくわくプログラム推進事業(再掲) ⑳㊦学童保育事業(放課後児童健全育成事業) ㉑㊦学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用 ㉒学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ
①女性のための相談 ②男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催 ③商業団体他産業団体への働きかけ	④キッズなパパの子育て応援講座 ⑤子育て力向上支援事業 ⑥父親支援セミナー

基本理念	区分	基本目標	個別目標
すべての子どもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、 その育ちを地域全体で支えるまちにします	子育て家庭への支援	5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります	5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援
	地域・社会づくり	6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます	6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり
			6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

個別施策

①母子健康手帳の交付 ②㊟妊婦面接 ③㊟妊婦健康診査 ④妊婦歯科健康診査 ⑤妊娠高血圧症候群等療養援護 ⑥㊟すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導) ⑦㊟産後ケア ⑧産後家事・育児援助事業 ⑨乳幼児健康診査(4か月児～5歳児) ⑩乳幼児歯科相談 ⑪幼児歯科健康検査・う蝕予防 ⑫予防接種 ⑬乳幼児経過観察健康診査 ⑭乳幼児保健指導 ⑮出産準備教室 ⑯育児学級等 ⑰地域(出張型)健康教育	⑱みんなでよい歯のまちづくり ⑲乳幼児発達健康診査 ⑳新生児聴覚検査公費負担 ㉑子育てグループワーク(子育て支援事業) ㉒都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携 ㉓療育給付 ㉔養育医療給付 ㉕育成医療費給付 ㉖児童医療費助成事業 ㉗ひとり親家庭等医療費助成事業 ㉘かかりつけ医の推進 ㉙休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療 ㉚平日準夜小児初期救急診療 ㉛歯科休日応急診療 ㉜産科医療機関の設備整備費助成事業 ㉝地域医療機関との協議会等の開催
①防災対応マニュアル・防災の手引き等 ②災害物品の備蓄 ③妊産婦避難所の設置 ④保育園における福祉避難所の整備 ⑤子育て世帯へのバリアフリー情報の提供 ⑥区民安全・安心メールサービスの運用 ⑦こどもSOSの家による見守り活動の推進 ⑧青色回転灯装備車パトロール ⑨公共空間での防犯カメラの設置 ⑩防災教育	①防犯教育 ②小学生への防犯ブザーの配布 ③子育て家庭(世代)への交通安全教育 ④「交通安全だより」の発行 ⑤交通安全巡回指導 ⑥交通安全移動教室の開催 ⑦交通安全自転車教室の開催 ⑧少年の非行防止啓発活動 ⑨万引きしにくい環境づくり ⑩有害図書等対策の推進
①地域とつくる支援の輪プロジェクト ②㊟子育て力向上支援事業 ③子育て関係機関による連絡会 ④地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進 ⑤子育てすくすくネット事業	⑥民生委員・児童委員との連携 ⑦児童発達支援地域ネットワーク会議等 ⑧医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営 ⑨大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援

第4章

施策の展開



1 計画の成果指標

基本理念及び基本的な視点を踏まえ、本計画の成果指標を「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の3つの施策の区分ごとに、次のとおり定めます。

成果指標

【こどもへの支援】

指標	現状値	目標値
毎日の生活が楽しい	[小学生] 92.3%	95%
	[中学生] 90.0%	
	[高校生世代] 95.0%	

【子育て家庭への支援】

指標	現状値	目標値
子育てがしやすい (子育て環境や支援に対する満足度)	[就学前児童保護者] 51.8%	60%
	[小学校児童保護者] 48.6%	

【地域・社会づくり】

指標	現状値	目標値
現在暮らしている地域が好き	[小学生] 71.6%	+5ポイント
	[中学生] 57.1%	
	[高校生世代] 58.1%	

2 計画期間における重点ポイント

我が国のこども・子育て政策の大転換期と重なる本計画期間(令和7年度から令和11年度まで)において、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、新たに重点ポイントを「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の3つの施策の区分ごとに定め、関連施策を強化していきます。また、その成果を確認するため、次のとおり成果指標を設定します。

【こどもへの支援】

① こどもの意見の尊重

「こども基本法」の基本理念に掲げられるこどもの意見の尊重においては、区がこどもに関する施策を実施するにあたりこどもの意見聴取に取り組んでいくこと。そして、保護者やこどもに関わる人々が普段の生活においてこどもの意見や意思を聞いていくことが重要となります。意見聴取と社会啓発を両輪にこどもの最善の利益が優先して考慮される社会づくりを推進していきます。

成果指標	(こども) 周りの大人が自分の意見や意思を聞いてくれていると感じる。
------	------------------------------------

【関連する主な個別目標】

すべての個別目標

② こどもと家庭の相談支援の充実

こどもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するため、令和8年度中に(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターを開設します。当センターの下で、都立児童相談所機能と「新たな児童相談支援」に関する仕組みを構築し、児童虐待への対応を強化していきます。また、地域の身近な相談機関であるこども家庭センターと一体的な支援を行うことで、虐待の発生予防・重篤化予防・再発予防に注力していきます。

成果指標	(こども) 悩みや不安を相談できる場所を知っている。
------	----------------------------

【関連する主な個別目標】

個別目標1-1 こどもの権利の擁護

個別目標2-2 こどもの健やかな成長への支援

個別目標3-1 子育て家庭への相談体制の充実

③ 子育て支援の推進

こどもの育ちにおいて大切な、こどもが持っている自ら成長する力を伸ばしていくため、こどもが自分らしく過ごせる場であるとともに、人とのつながりや様々な体験、主体的な活動ができる居場所や遊び場を整備します。このほか、悩みや課題を抱えるこどもに気づき、伴走していく支援体制の整備など、権利の主体であるこどもの意見を踏まえ、未来を創り出すこどもを支える子育て支援を推進していきます。

成果指標	(こども) 将来の夢や目標がある。
------	-------------------

【関連する主な個別目標】

個別目標2-3 こどもの子育て支援と居場所・遊び場の整備

【子育て家庭への支援】

④ 共働き・子育て家庭への支援の強化

今回の区民意向調査で大きく増加していることが確認された共働き・子育て家庭への支援を強化するため、子育てしながら働くための支援やレスパイト支援などの他、父親の育児支援を強化していきます。

成果指標	(保護者) こどもと向き合う時間が十分取れている。
------	---------------------------

【関連する主な個別目標】

個別目標3-4 子育て家庭への多様な生活支援

個別目標4-1 保育サービス等の充実

個別目標4-2 子育てと仕事の両立の推進

⑤ ひとり親家庭への支援の強化

子育てや家事と仕事を一手に担わざるを得ないひとり親家庭については、相談できる相手がいない、必要な支援につながるできないなどの孤立化やこどもが様々な経験をする機会が少なくなるなどの課題があります。これらの課題に対応するため、子育てと仕事を両立する支援に加え、家庭の状況に応じた伴走支援などに取り組んでいきます。

成果指標	(保護者) 子育てについて頼れる誰かがいる。
------	------------------------

【関連する主な個別目標】

個別目標3-4 子育て家庭への多様な生活支援

個別目標4-1 保育サービス等の充実

⑥ 子育て家庭の視点に立った情報発信

子育て支援においては、施策の充実とともに、施策の情報を子育て家庭に簡潔にかつ分かりやすく届けていくことが重要となります。それぞれの子育て家庭のニーズに応えるため、こどもの年齢別や目的別の情報提供など、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を行っていきます。また、すべての子育て家庭に必要な支援を提供するため、情報に接することが困難な家庭に対しては、対面する機会の創出や各種データの活用など様々な手法によるアウトリーチを展開していきます。

成果指標	(保護者) 必要な子育て情報が届いている。
------	-----------------------

【関連する主な個別目標】

個別目標3-2 子育ての情報提供の充実と DX による利便性の向上

【地域・社会づくり】

⑦ 区にある資源を活かした地域づくり

こども・子育て家庭において、大きな課題となっている地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の問題に対応するため、これまで地域に密着し活動してきた児童館等を活かし、地域のこども・子育て支援団体・個人等によるネットワークの構築に取り組んでいきます。

成果指標	(こども・保護者) 地域で行われている活動の内容や活動している場所などの情報を知っている。
------	---

【関連する主な個別目標】

個別目標6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

⑧ 「こどもまんなかアクション」の推進

地域・社会全体でこども・子育て家庭を応援する機運を醸成するため、こども家庭庁の社会全体の意識改革を後押しする取り組みである「こどもまんなかアクション」と連動し、区ホームページやSNS、イベントなどによる普及啓発、公民連携を行う企業・団体やこども・子育て支援団体・個人などと連携した活動などを実施していきます。

成果指標	(こども・保護者) 外出中に周りの人に優しくされることが増えたと感じる。
------	--------------------------------------

【関連する主な個別目標】

個別目標6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

⑨ 大田区児童館構想の推進

令和7年3月策定の大田区児童館構想において、区の児童館の目指すべき姿として「すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育てを支える児童館」を掲げました。これまで児童館が果たしてきた遊びや生活を通じた児童の健全育成の役割に加え、こどもと子育て家庭が抱える課題や福祉的課題への対応等により一層取り組む必要があることから、次の施策を展開していきます。

- ・こどもが主体的に参画・参加できる仕組みづくり
- ・様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化
- ・多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備
- ・地域活動団体・地域のボランティア等と連携した取り組みの推進
- ・地域とつながるソーシャルワーク機能の強化 など

成果指標	児童館の利用満足度
------	-----------

【関連する主な個別目標】

個別目標2-2 こどもの健やかな成長への支援

個別目標2-3 こどもの子育て支援と居場所・遊び場の整備

個別目標3-1 子育て家庭への相談体制の充実

個別目標3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進

個別目標6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

【「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区の開催】

地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える機運を醸成していくことを目的に、令和6年 12月 15 日にこども家庭庁と共催で「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区を都内で初めて開催しました。

シンポジウムでは、こども家庭庁の高橋審議官による基調講演、鈴木区長によるこどもまんなか応援サポーター宣言、タレントの横澤夏子さんによる特別講演、関東学院大学の澁谷教授も参加してのパネルディスカッションを行いました。

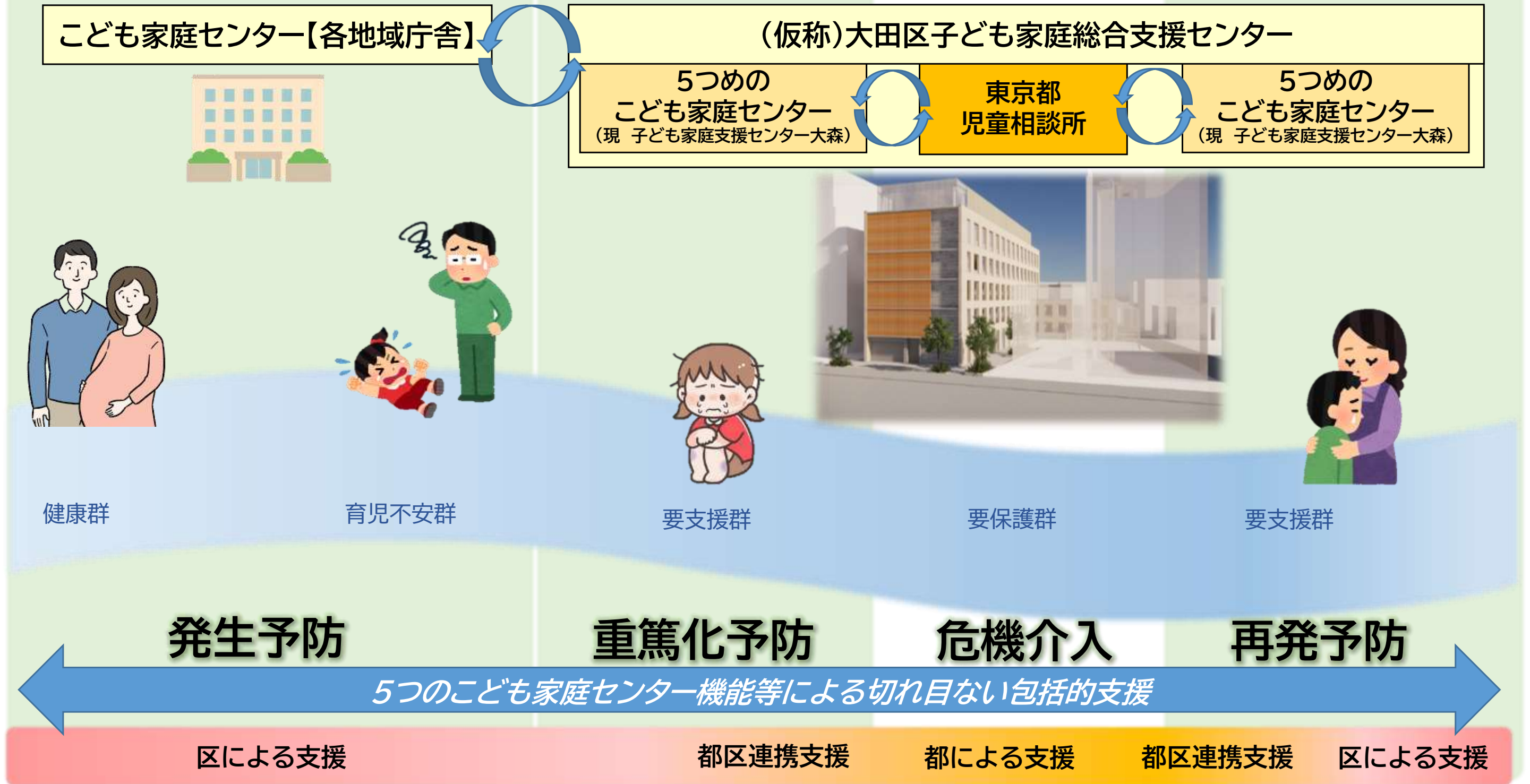


鈴木区長からは、パネルディスカッションにおいて、子育ては自分たちがやらなければならないと思い込みすぎず、区や地域の支援・サービスを使ってもらいたい。子育てが一段落したら、今度は周りの子育て家庭を支援してもらいたいとの思いが表明されました。

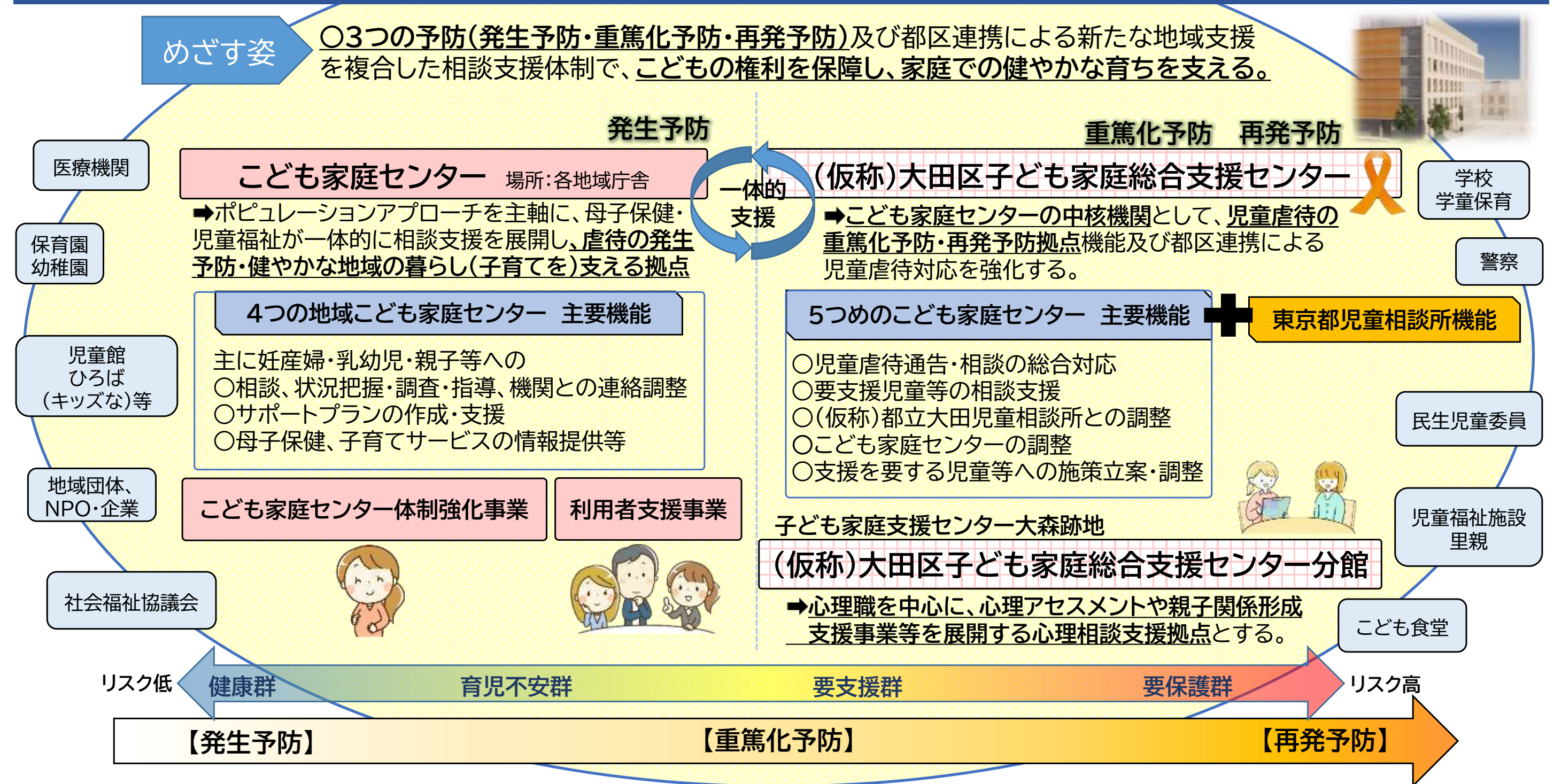
また、大田区子ども・子育て会議会長でもある澁谷教授からは、こども自身が自ら育っていこうとする「子育て」の力と親がこどもを育てようとする力がうまく重なったときにはじめてこどもが成長していく。こどもの声に耳を傾けて子育てをしていくことが大切として「子育て」の重要性についての説明がありました。



令和8年度 区のこども家庭相談支援の流れ



令和8年度におけるこどもと家庭の相談支援体制



3 基本目標と達成に向けた施策

基本目標1 こどもの権利を守ります

個別目標1-1 こどもの権利の擁護

関連する
SDGsの目標



●現状と課題

すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、その基本理念の第一にこどもの権利を守ることが掲げられています。児童虐待やいじめなど、こどもの権利が侵害される課題に対してまわりの大人がしっかり守っていく体制を構築していく必要があります。

●今後の方向性

令和8年度中に(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターを開設し、東京都や区の教育部門、福祉部門などとの連携をさらに進め、こどもの権利を守る体制を強化します。

また、こどもの養育の第一義的責任を有する保護者に寄り添い、悩みや不安を共有し、伴走支援するとともに、里親啓発などの社会的養護の取組みを東京都と連携して進めることで、こどもの権利を守っていきます。

●個別施策

① (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備

子ども家庭総合支援センター開設準備室

日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、こどものあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。

② 母子(女性)緊急一時保護事業

生活福祉課

家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な時、一時的な生活の場を提供します。

③ ヤングケアラー支援事業

子育て支援課・子ども家庭支援センター

ヤングケアラーと思われるこどもに早期に気付いて適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を一層促進するとともに、令和5年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果も踏まえ、ヤングケアラーの支援について検討を進め、強化を図ります。

ヤングケアラー支援において核になる人材「ヤングケアラー・コーディネーター」を設置し、ネットワーク体制の構築を図り、ヤングケアラー支援の充実につなげます。

④ 要支援家庭を対象としたショートステイ事業

子ども家庭支援センター

児童を養育することが一時的に困難となった要支援家庭を対象としたショートステイサービスを実施します。

⑤ 虐待防止支援訪問

子ども家庭支援センター

養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、こどもの健全な成長が懸念される家庭を訪問し支援します。

⑥ 見守りサポート事業

子ども家庭支援センター

虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。

⑦ 養育支援訪問事業(子育て世帯訪問支援事業他含む) ㊦

子ども家庭支援センター

養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、助言指導等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。

⑧ 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

子ども家庭支援センター

すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。

⑨ 児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲)

子ども家庭支援センター

大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関等への配布により啓発活動を推進します。

⑩ 児童虐待防止ネットワーク

子ども家庭支援センター

要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)を開催し児童虐待防止ネットワークの推進を図ります。

⑪ いじめの未然防止、早期発見・早期対応

指導課

「大田区いじめ防止対策推進条例」に基づく対策を総合的かつ効果的に推進します。

⑫ 学級集団調査

指導課

児童・生徒用タブレット端末を活用した学級への満足度に関するアンケートを実施します。
教員が学級の実態を把握し、これまでの指導に調査結果を加味することで、問題解決に向けた学級づくりや授業の工夫につなげます。

⑬ 学びの多様化学校

指導課

不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校において、新たな学びと成長の場を提供します。

⑭ つばさ教室での支援

教育センター

不登校状態の児童・生徒に対して安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援する環境を整えます。

⑮ 障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲)

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

こども発達センターわかばの家において、心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。

⑯ 児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲)

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。

⑰ 養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業

子育て支援課

養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等に対して補助金を支給します。公正証書等の作成を促進し、養育費の確実な受給を図り、こどもの健やかな成長を支えます。

基本目標2 こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます

個別目標2-1 幼児期・学齢期の教育の充実

関連する
SDGsの目標

●現状と課題

令和6年4月に区教育委員会が策定した「おおた教育ビジョン」(第4期大田区教育振興基本計画)では、理念として、「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」を掲げています。「教育基本法」が掲げる「人格の完成」をめざすとともに、将来の予測が困難な時代においても、一人ひとりが他者とのつながりの中で、笑顔があふれ、幸せや豊かさといったあたたかさを実感できる社会の形成者として成長していくことが大切です。

●今後の方向性

生きていく上で基礎となる「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性をはぐくむとともに、子どもたちが社会の様々な課題を自分事として捉え、主体的に考え、他者と協働し、課題を解決していく意欲や資質・能力を育成します。

●個別施策

① 区独自教科「おおたの未来づくり」

指導課

小学校第5・6学年を対象に大田区独自の教科「おおたの未来づくり」を実施します。

新たな価値を創造する「ものづくり」や、地域社会の課題を解決する「地域の創生」にチャレンジすることを通して、国際社会・地域社会の一員として、社会に主体的に働きかけ、貢献できる人材として必要な「創造的な資質・能力」を育成します。

② 職場体験

指導課

中学校第2学年生徒を対象に3日間以上の職場体験を実施し、職業や進路の選択などに必要な勤労観や職業観をはぐくみます。

③ タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成

指導課

学校の授業や家庭学習で日常的にタブレット端末を活用することにより、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成します。

また、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、課題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力など、未来社会で様々な社会課題を解決するために必要不可欠な資質・能力を育成します。

④ おおたグローバルコミュニケーション(OGC)

指導課

英語によるコミュニケーション能力を高めるとともに異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚をはぐくむ教育を推進します。

⑤ 人権課題にかかわる学習

指導課

児童・生徒が人権課題を学ぶことで、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重する態度をはぐくみます。

⑥ 道徳授業地区公開講座

指導課

保護者や地域住民など誰もが参加できる公開講座を開催します。

学校・家庭・地域が道徳教育への共通理解を深め、連携することで、児童・生徒が他者を尊重し生命を尊ぶ心を育てます。

⑦ 大田区学習効果測定

指導課

児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学習内容等の定着状況を把握・検証するための学力調査を実施します。

⑧ 学習カウンセリング

指導課

大田区学習効果測定の結果を基に、児童・生徒と面談し、一人ひとりの学習のつまずきや学習方法について指導し、さらなる学力の定着を図ります。

⑨ 習熟度別少人数指導

指導課

英語、算数、数学では、児童・生徒の習熟度による少人数指導を行い、児童・生徒一人ひとりに応じた学力を確実に定着させます。

⑩ 補習教室

指導課

学習補助員を配置し、補習教室を通して、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を確実に定着させます。

⑪ 放課後こども教室における自主学習支援

教育総務課

放課後こども教室に通う児童を対象に、自主学習の支援を実施し、学習習慣と基礎学力の定着を図ります。

⑫ 子どもの学習支援

蒲田生活福祉課

生活困窮状態にある家庭のこどもに対して、週1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着と高校進学を支援します。

⑬ 夏休み学習教室

地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】

外国につながるのあるこども向けに夏休みの宿題や自由研究のサポートを行います。

⑭ こども学習支援教室

地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】

外国につながるのあるこどもに対し、宿題や日本語学習のサポートを行います。

⑮ 楽しい運動習慣の確立

指導課

体育の授業において、タブレット端末の活用など授業改善を推進することで、児童・生徒の運動への苦手意識をなくし、運動習慣の定着や運動・スポーツを楽しむ態度の育成を図ります。

⑯ 保育者向け研修の実施

幼児教育センター

就学前機関に通う幼児に質の高い学びと保育を保障するため、保育者の人材育成を目的とした研修を実施します。

⑰ 幼児期における運動遊び指導の充実

幼児教育センター

就学前から、こどもたちが運動遊びを通じて楽しく体を動かす習慣を身に付けられるよう、幼児期運動指導(運動遊び指導)リーダー保育者養成研修会を実施し、効果的な指導方法の普及と実践を進めます。

⑱ 親子運動遊び講座

幼児教育センター

親子で参加する運動遊び講座を通じて、体を動かす楽しさと適切な生活習慣、運動習慣の重要性を伝え、家庭で体を動かす実践につなげます。

⑲ 保幼小の交流及び連携事業

幼児教育センター

就学前機関と小学校が地域の中で交流し相互理解を深めることで、保幼小の連携を推進します。

⑳ 私立幼稚園特別支援教育事業

教育総務課

特別な支援を要する園児の教育条件の維持、向上のために必要な経費の一部を補助金として交付します。

㉑ 特別支援学級等の整備

学務課

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行う特別支援学級や特別支援教室(サポートルーム)等を整備し、個々の障がいの特性や発達の状態に応じたきめ細かな支援を行います。

㉒ 特別支援教育実施体制の整備

指導課

特別支援教育における教育内容・方法を充実し、小中学校における総合的支援体制を整備します。

㉓ 学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育)

障がい者総合サポートセンター

学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・療育事業等を障がい者総合サポートセンターで実施します。

㉔ 日本語指導

指導課・学務課

区立小中学校に在籍する日本語の理解が不十分な外国人及び帰国児童・生徒を対象に、主に日本語による生活・習慣適応力の向上を図る日本語特別指導(初期指導)を実施します。

また、日本語特別指導(初期指導)を終了した児童・生徒の日本語による学習適応力の向上を図るため、日本語学級(蒲田小学校・蒲田中学校)を設置し、指導します。

㉕ こども日本語教室

地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】

不就学・未就学のこどもを対象に日本語教室を開催し、小中学校へのスムーズな就学をサポートします。

㉖ 学校施設の改築

教育総務課

良好な教育環境づくりを進めるとともに、今後、大量に見込まれる学校施設の改築等の需要に対応するため、改築にかかる工期短縮の手法の検討や部分(棟別)改築等により、改築等をペースアップし、毎年2～3校ずつ新規整備に着手します。

個別目標2-2 こどもの健やかな成長への支援

関連する
SDGsの目標



●現状と課題

本計画を策定するにあたり実施した小中高生アンケート調査において、抱えている悩みについて聞いたところ、「自分のこと（容姿、性格、健康など）」「成績のこと」「将来や進路のこと」の回答が多く、また、「家族のこと」「生活や勉強に必要なお金のこと」「いじめに関すること」といった回答も見られ、子どもたちが様々な悩みを抱えていることが分かりました。

環境の変化が早い今日において、一人の大人として精神的・身体的に成長していくこどもの一人ひとりに寄り添った支援が必要となります。

■悩みや心配事（複数回答）

（単位：％）

	有効回答者数	自分のこと（容姿、性格、健康など）	成績のこと	将来や進路のこと	友だちのこと	SNSに関すること	学校のこと	部活動や習い事のこと	家族のこと	生活や勉強に必要なお金のこと	いじめに関すること	しかられること	その他	特にない	無回答
小学生	366	22.7	23.5	26.8	15.0	2.2	13.7	6.8	5.7	9.0	3.3	4.4	1.4	44.3	1.4
中学生	350	42.0	50.6	50.0	22.0	5.1	17.7	16.9	8.3	16.9	2.0	8.0	0.9	23.4	0.3
高校生世代	217	41.0	45.6	65.9	19.8	3.2	16.1	12.0	5.1	18.9	0.5	3.7	0.9	19.4	0.0

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

●今後の方向性

悩みや不安を抱えるこどもが相談しやすい環境を整備するとともに、普段の生活でいっしょに過ごす大人がこどもの変化に気づき、相談・支援につなげる環境を整備します。

また、食育や薬物、性などに関する教育を進めるとともに、小児医療を充実し、こどもの健やかな成長を支援します。

●個別施策

① 子ども家庭支援センター等における相談(再掲)

子ども家庭支援センター・こども家庭センター

妊産婦やこどもとその家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が相談に応じます。

② スクールカウンセラーによる支援

教育センター

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小中学校・館山さざなみ学校に配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。

児童・生徒の学校不適応の早期発見・早期解決や児童・生徒の心の安定のため、学校内の教育相談体制を整えます。

③ スクールソーシャルワーカーによる支援

教育センター

経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対して、社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関等と連携して問題の解決を支援します。

④ 児童館・中高生ひろばにおける相談

子育て支援課

遊びなどの日常の関わりを通して、教員免許や保育士資格などを有する施設職員が小学生から中高生世代のこどもたちが抱える不安や悩みなどを受け止め、必要に応じて、個別の相談に応じます。

⑤ 若者サポートセンター フラットおおた

子ども家庭支援センター

様々な困難を抱える概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入した総合的な相談窓口と、自由に過ごせる居場所スペースを併設し、様々な交流体験プログラムを実施します。

⑥ 自殺総合対策の推進

健康づくり課

区内の高校や大学への出張健康教育や区立小中学生向けタブレット等を通じて、SOSの出し方や相談窓口を周知するとともに、教育委員会と連携し教職員向けゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策の推進を図ります。

⑦ 精神保健に関する医師・保健師による相談

地域健康課

専門医や保健師による相談(来所、家庭訪問、電話等)を実施します。

⑧ 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援

生活衛生課

協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。

⑨ 各種健康教育

学務課・指導課

心身の健康、けがの防止と病気の予防、がん、歯・口の健康、性に関すること、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などについての健康教育を推進します。

⑩ 性感染症予防講演会

感染症対策課

性感染症予防のための講演会を実施します。

⑪ 食育推進検討会・食育フェア

健康づくり課・地域健康課・生活衛生課・子育て支援課・保育サービス課・学務課・指導課

関係機関と情報交換し連携を強化するため、食育推進検討会を実施します。また、食育に関する活動について広く区民に周知するため、駅ビルなど民間と連携してパネル展を開催します。

⑫ 在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等

地域健康課

児童館等を利用している児童を対象としたパネルシアター等の活動の充実を図ります。

⑬ 保育園における食育指導

保育サービス課

園児に対して野菜栽培や米づくりなどの体験を通じ食への関心と食を大切にするところを育みます。また、保護者に対して離乳食講習会や給食と食材の展示、地域の子育て世代に対して食育指導などを行います。

⑭ 食育推進チームによる指導

指導課

全校に食育推進チームを組織し、学校における食育推進の中核となる食育リーダーを配置します。

また、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。

⑮ 児童館における食育指導

子育て支援課

乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。

⑯ かかりつけ医の推進(再掲)

健康医療政策課・健康づくり課・地域健康課

出産準備教室、すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)、健診等の機会ごとに、かかりつけ医をもつことを勧めます。

⑰ 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療(再掲)

健康医療政策課

祝休日及び土曜準夜等の急病患者の診療を実施します。

⑱ 平日準夜小児初期救急診療(再掲)

健康医療政策課

平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。

⑱ 歯科休日応急診療(再掲)

健康医療政策課

休日における歯科応急診療医療を実施します。

⑳ 産科医療機関の設備整備費助成事業(再掲)

健康医療政策課

分娩可能な医療機関の確保を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心してこどもを産める環境を整備します。

㉑ 地域医療機関との協議会等の開催(再掲)

健康医療政策課

医師会や歯科医師会、薬剤師会などと入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。

個別目標2-3 こどもの子育て支援と居場所・遊び場の整備

関連する
SDGsの目標



●現状と課題

令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、その理念として、「すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができること。」そして、「自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現すること」を掲げています。

地域のつながりの希薄化や少子化の進展など大きく変化している社会状況において、居場所や体験活動などを通じて、こどもが主体的・創造的に成長する「子育て」を支援していく必要があります。

●今後の方向性

家庭、学校に加え、安全・安心かつ一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所の整備を進めます。

また、こどもが自由に遊ぶことができる環境の整備を進めるとともに、青少年健全育成活動など、こどもが主体的・創造的に活動できる機会を設けます。

●個別施策

① 青少年健全育成(青少年対策地区委員会)

地域力推進課

地域における青少年健全育成活動を積極的に推進するため、青少年対策地区委員会への委託契約により地区活動事業を実施します。

② 大田区子どもガーデンパーティー

地域力推進課

こどもたちの日常生活に潤いを与え、地域の人たちと、楽しく一緒に活動する体験を提供します。こどもたちの社会参加の芽を培うとともに、大人同士の交流を深め、コミュニティづくりのきっかけとします。

③ 子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験)

産業振興課

工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり産業の魅力とその価値を知ってもらいます。また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロボットづくりなど、企業や工専・専門学校等と連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくりの楽しさを通じて、未来のものづくり人材を育成します。

④ 長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業

子育て支援課

課題を抱えやすい長期休暇中において、こどもの健やかな成長を支えるため、支援を必要とするこども等を対象として、学び・経験の機会の提供やこどもの居場所づくりを行う地域活動団体等に対して、経費の一部を補助します。

⑤ こども食堂推進事業

子育て支援課

食の支援やこどもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。

⑥ 学校施設開放事業

教育総務課

こどもの安全な遊び場やスポーツやレクリエーションなどの身近な活動の場として、学校教育に支障のない範囲で、区立小中学校の施設を開放します。

⑦ 学童保育事業(放課後児童健全育成事業)(再掲)

⑦ 子育て支援課・教育総務課

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(小学校1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

⑧ 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲)

⑧ 子育て支援課・教育総務課

ア 延長保育

就労などのために17時以降保護者がいない家庭の児童を対象に18時まで(放課後ひろば及び一部児童館については19時まで)預かります。

イ 夏休み利用

夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

ウ 一時利用

家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

⑨ 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲)

子育て支援課・教育総務課

小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。

⑩ 放課後の児童の居場所づくり(放課後ひろば)

⑩ 教育総務課

小学校を活用した放課後の児童の安全・安心な居場所づくりとして、学童保育と放課後こども教室を一体的に行う放課後ひろばを実施します。

⑪ 児童館の学童保育・一般利用(自由来館)

子育て支援課

小学生、中学生が自由に利用できる施設です。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。

⑫ 中高生ひろば

子育て支援課

中高生世代の健全育成を目的に、交流・活動・相談支援を行う中高生専用施設として、「中高生ひろば羽田(羽田地域力推進センター内)」及び「中高生ひろば蒲田(カムカム新蒲田内)」を開設しているほか、現在、(仮称)大森西二丁目複合施設内において、タイムシェア方式による中高生ひろばの新設を検討し、充実を図ります。

⑬ 若者サポートセンター フラットおおた(再掲)

子ども家庭支援センター

様々な困難を抱える概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入した総合的な相談窓口と、自由に過ごせる居場所スペースを併設し、様々な交流体験プログラムを実施します。

⑭ 保育園・児童館・幼稚園の児童と高齢者との交流

保育サービス課・子育て支援課

保育園、児童館の児童が高齢者と交流します。

⑮ 保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進

保育サービス課・子育て支援課

中高生のボランティアを受け入れ、園児や児童との生活や遊びを通してふれあいの機会を持ちます。

⑯ リーダー講習会(小学生・中高生)

地域力推進課

ア リーダー講習会(小学生対象)

社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施します。

イ リーダー講習会(中学・高校生対象)

野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身につけます。(通称「ティーンズパワーあっぷセミナー」)

⑰ リーダー講習会(成人)

地域力推進課

地域の青少年活動に関わる指導者・世話人の育成と資質の向上を図るため、青少年に関するテーマを毎年設定し、講習会を実施します。

⑱ 地域に根ざした公園・緑地の整備

公園課

こどもや親子等に遊びの場を提供します。

⑲ 特色のある身近な公園整備

公園課

子育て支援空間の導入や機能充実、こども同士や親子での交流空間の創出やこどもから人気のあるボール遊びができる空間などを創出します。

⑳ どうきょうすくわくプログラム推進事業

保育サービス課

保育園の環境や強みを活かしながら、様々なテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、幼児教育・保育の充実を図ることで、こどもの豊かな心の育ちをサポートします。

㉑ 多様な他者との関わりの機会の創出事業

保育サービス課・教育総務課

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて非認知能力の向上を図り、こどもの健やかな成長を支えます。

基本目標3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

個別目標3-1 子育て家庭への相談体制の充実

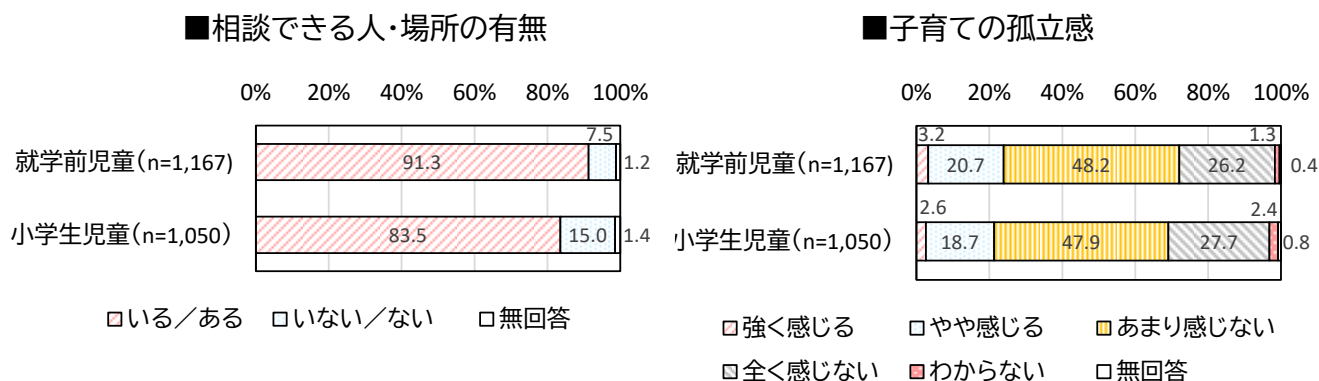
関連する
SDGsの目標



●現状と課題

本計画を策定するにあたり実施した保護者ニーズ調査において、子育てについて気軽に相談できる人や場所があるか聞いたところ、「いない/ない」の回答が就学前児童保護者で7.5%、小学校児童保護者で15.0%ありました。また、子育てに関して孤独や孤立感を感じるか聞いたところ、「強く感じる」「やや感じる」の回答が就学前保護者で23.9%、小学校児童保護者で21.3%ありました。

地域のつながりの希薄化や核家族化などが顕著な社会状況において、子育て家庭が相談しやすい体制を整備する必要があります。



資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

●今後の方向性

子育て家庭が行きやすい場所に相談窓口を設置するとともに、普段参加している事業やイベントに合わせて相談できるようにするなど、物理的・心理的に身近な相談窓口を整備します。

また、身近な相談窓口と専門的な相談窓口の連携をさらに強化し、「相談が解決につながる」という認識を地域・社会全体に広げ、相談窓口の積極的な活用につなげます。

●個別施策

① 保育サービスアドバイザーによる相談

㊦ 保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。区役所窓口だけでなく、オンラインでの利用も可能です。

② 子育てひろばにおける子育て相談

⊕ 子育て支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター・教育総務課

児童館、子ども家庭支援センター、一部の保育園及び一部の幼稚園等に設けられた「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」で、子育てに関する不安や負担感を軽減するため、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行います。

③ 保育所における子育て相談(地域子育て相談機関)

保育サービス課

認可保育所で、来所又は電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。

④ 私立幼稚園における子育て相談

教育総務課

私立幼稚園において子育て相談、教育相談などを行い、地域の子育てを支援します。

⑤ 児童館の子育て相談

子育て支援課

教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が、地域の身近な相談窓口として子育てに関する相談に応じています。

⑥ 就学相談

教育センター

心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学等の相談を実施します。

⑦ 教育相談

教育センター

児童・生徒にかかわる様々な問題や悩みについて教職経験者や心理職の教育相談員が相談に応じ、自立への支援や望ましいかかわり方等について助言等を行います。

⑧ 幼児教育相談

幼児教育センター

幼児の保護者を対象に、幼児教育に関する相談事業・情報提供を電話や来室面談により対応します。

⑨ 子ども家庭支援センター等における相談

⊕ 子ども家庭支援センター・こども家庭センター

妊産婦やこどもとその家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が相談に応じます。「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」でこどもと過ごしながらか相談することも可能です。また、こども家庭センターでは子育てに関する支援やサービスの情報を案内します。

⑩ 多言語相談窓口の運営

地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】

おおた国際交流センター(Minto Ota)内に相談窓口を設置し、多言語(英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語等)での生活相談や情報提供、弁護士による法律相談を行います。

⑪ 障がい児等の早期支援(相談・療育等)

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

こども発達センターわかばの家において、心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。

⑫ 児童の発達相談・サービス等利用相談

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。

⑬ 家庭相談・女性相談

生活福祉課

- ア 夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談
- イ 母子家庭等及び寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談
- ウ 緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談

⑭ ひとり親家庭の相談

生活福祉課

ひとり親に関する施策の案内や、生活についての相談を実施します。

⑮ 離婚と養育費に関わる総合相談

子育て支援課

ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、離婚前後の生活や養育費に関する総合相談を実施します。弁護士による法律相談と合わせ、生活全般の相談ができる「子ども生活応援臨時窓口」と同時開催とします。

⑯ 子ども生活応援臨時窓口の運営

蒲田生活福祉課

「生活困難層」の家庭の孤立防止と課題の深刻化を防ぎ早期の支援に繋げるため、子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、大田区生活再建・就労サポートセンター(JOBOTA)による出張型の臨時相談窓口を開設します。

⑰ 親子関係形成支援事業

⊕ 子ども家庭総合支援センター開設準備室

親子の関係性やこどもとの関わり方などに不安を抱えている家庭に、講義やグループワークなどを内容としたペアレント・トレーニングなどを実施します。

個別目標3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上

関連する
SDGs の目標



●現状と課題

保護者ニーズ調査において、大田区における子育て環境や支援に対して満足している点について聞いたところ、子育てに関する情報の入手について、満足との回答が就学前児童保護者で8.4%、小学校児童保護者で5.4%、不満との回答が同様に14.0%、11.7%となりました。また、子育てに関する行政手続きとしてあるとよいと思うものについて聞いたところ、「オンラインだけで完結する申請書類」「予防接種等の区から提供されるチケットの電子化」「ワンストップ窓口などの手続きの簡素化」の回答が多くなっています。

情報発信の見直しや DX 化の推進などをさらに進め、利用者が利用しやすいものに更新していく必要があります。

■大田区における子育て環境や支援に対して満足している点(複数回答)

(単位:%)

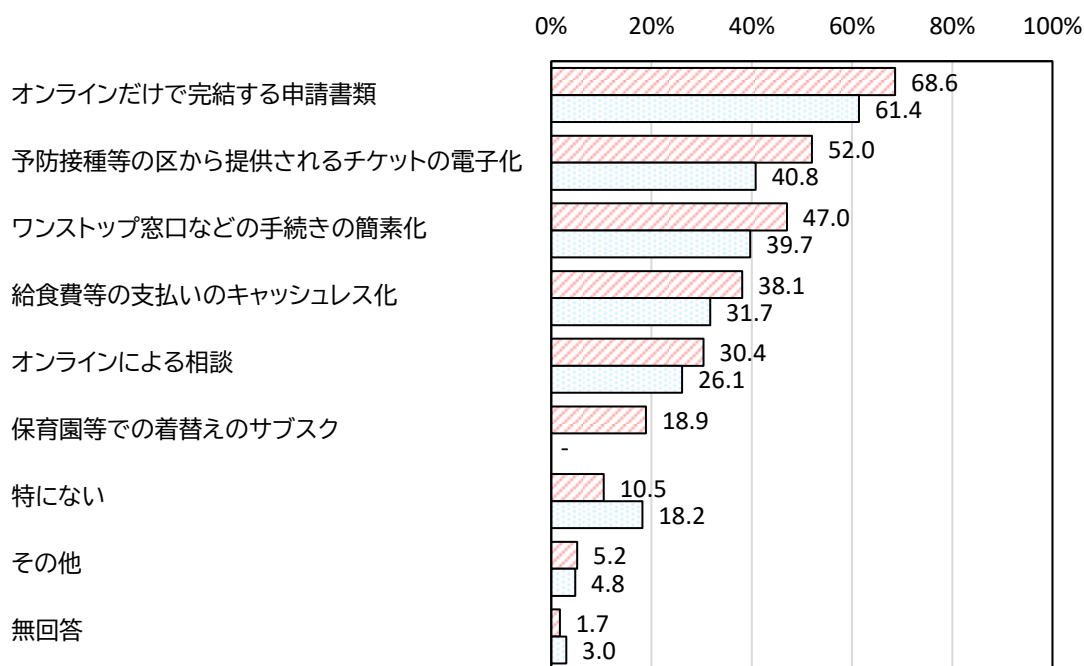
	有効回答者数	住環境	自然環境	交通機関の利便性	保育サービス	保育園、幼稚園等の利用しやすさ	職場と住居の近さ	公園や児童館等のこどもの遊び場	近所づきあい・地域活動	地域の子育てネットワーク	子育てに関する情報の入手	事故や犯罪等の安全面	その他	特にない	無回答
就学前児童	1,167	49.4	41.7	36.9	35.0	25.6	23.9	19.6	9.3	8.4	8.4	3.9	2.7	9.8	0.4
小学生児童	1,050	42.2	29.2	50.4	16.1	28.6	23.4	38.4	12.1	4.0	5.4	14.3	3.1	9.2	1.3

■大田区における子育て環境や支援に対して不満な点(複数回答)

(単位:%)

	有効回答者数	住環境	自然環境	交通機関の利便性	保育サービス／小学校や 中学校の学校設備や充実度	保育園、幼稚園等の 利用しやすさ	職場と住居の近さ	遊び場	公園や児童館等のこどもの 遊び場	近所づきあい・地域活動	地域の子育てネットワーク	子育てに関する情報の入手	事故や犯罪等の安全面	その他	特にない	無回答
就学前児童	1,167	14.4	17.1	11.7	14.5	17.1	5.7	22.4	7.0	9.3	14.0	32.0	10.1	21.2	2.1	
小学生児童	1,050	8.4	11.1	8.6	10.4	25.0	3.6	26.7	5.1	8.7	11.7	29.9	9.1	25.9	1.9	

■子育てに関する行政手続きとしてあるとよいと思うもの(複数回答)



□就学前児童(n=1,167) □小学生児童(n=1,050)

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

●今後の方向性

子育て家庭それぞれのニーズに応える情報提供を充実し、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を進めます。

また、申請等の DX 化をさらに進め、「書かない・待たない・回らない・行かない窓口」の実現に取り組みます。

●個別施策

① 子育てハンドブックの発行

こども未来課

子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区のこどもや子育てに関する事業を掲載した手引書(デジタルブック)を作成します。

② 保育サービスアドバイザーによる相談(再掲)

⊕ 保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

③ マイ保育園登録

保育サービス課

保育園をより身近に感じてもらい、園のイベントや子育て相談などに気軽に参加・来訪できるしくみとして、乳幼児(3歳児まで)を在宅で育児する保護者を対象に、登録した「マイ保育園」から子育て情報の定期的な発信を行います。

④ 大田区子育て応援メールの配信

健康づくり課

妊婦や 18 歳までの子の保護者が安心して出産・子育てできるよう、こどもの健康や子育てのアドバイス、区のイベント情報などをタイムリーに配信します。

⑤ 外国人向け多言語情報紙の発行

地域力推進課

日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、身近な生活情報などを、より多くの言語や「やさしい日本語」で提供します。

⑥ 多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供

地域力推進課

日本語での相談が難しい外国人への各種支援や照会等に対応するため、多言語通訳タブレットや電話通訳等のサービスを提供します。

⑦ 児童館子育て講座の開催

子育て支援課

子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。

⑧ 児童虐待防止に向けた啓発の推進

子ども家庭支援センター

大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関等への配布により啓発活動を推進します。

⑨ 発達障がいの理解啓発の推進

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

発達障がいの理解啓発のため、啓発パンフレットやサポートブックかけはしの作成・配布を行います。

⑩ ICT を活用したこども・子育て家庭への情報発信

こども未来課

区が提供するこども・子育て家庭への情報に関する専用ポータルサイトを構築し、子育て家庭などが必要とする情報にアクセスしやすい環境を整備します。

⑪ 母子保健・子育て支援アプリの導入・運用

健康医療政策課

妊娠、子育てに関するお知らせ配信や予防接種のスケジュール管理、各種子育て教室の予約機能などを搭載したアプリを導入し、妊婦や子育て家庭の利便性の向上につなげます。

個別目標3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進

関連する
SDGsの目標

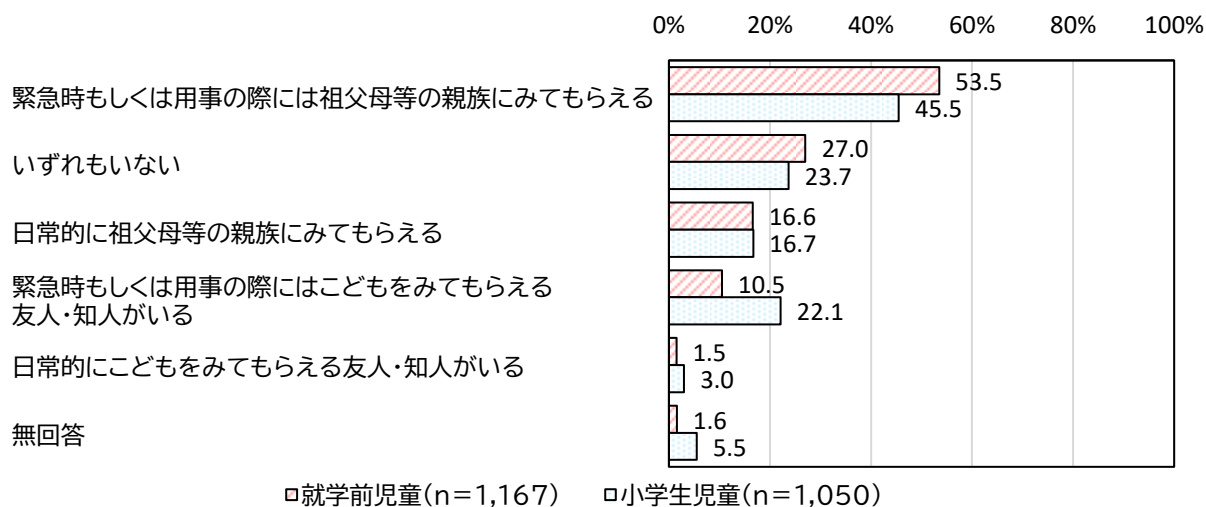


●現状と課題

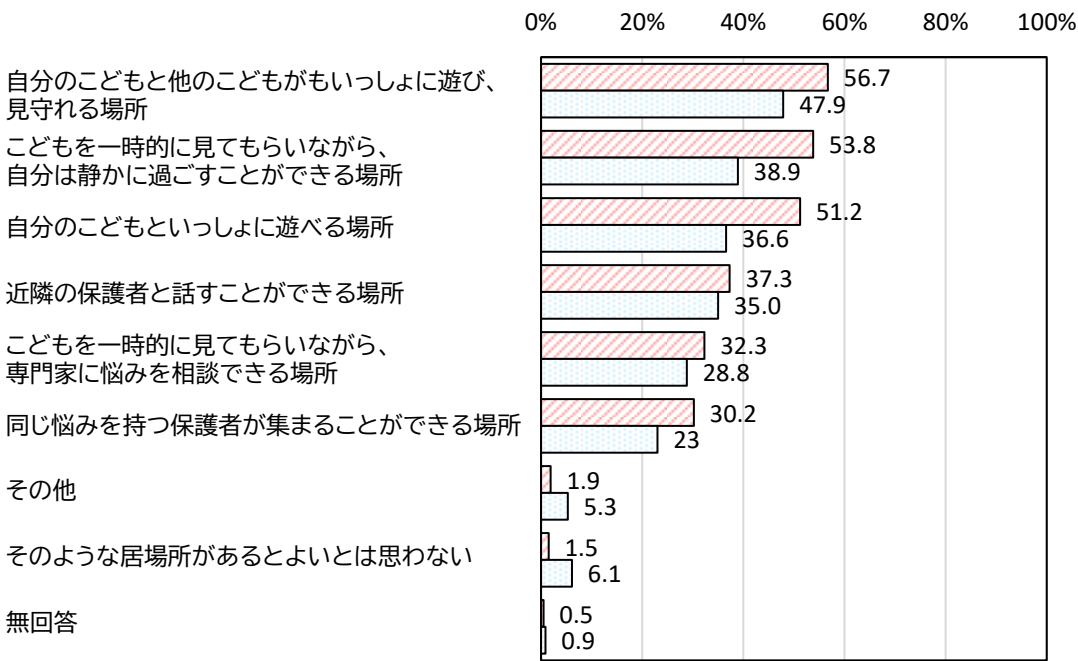
保護者ニーズ調査において、こどもをみてもらえる親族・知人がいるか聞いたところ、「いずれもない」の回答が就学前保護者で 27.0%、小学校児童保護者で 23.7%ありました。また、居場所としてどのような場所があるとよいか聞いたところ、「自分のこどもと他のこどもがいっしょに遊び、見守れる場所」「こどもを一時的に見てもらいながら、自分は静かに過ごすことができる場所」「こどもといっしょに遊べる場所」の回答が多い結果となりました。また、「近隣の保護者と話すことができる場所」「こどもを一時的に見てもらいながら、専門家に悩みを相談できる場所」「同じ悩みを持つ保護者が集まることができる場所」などの回答も見られ、様々なニーズがあることが分かりました。

地域のつながりの希薄化や核家族化などが顕著な社会状況において、子育て家庭それぞれの状況に即した交流の機会を設けていく必要があります。

■こどもをみてもらえる親族・知人の有無



■居場所としてあるとよい場所(複数回答)



□就学前児童(n=1,167) □小学生児童(n=1,050)

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

●今後の方向性

子育て家庭がいっしょに集まり、子どもを遊ばせる場所、子育てについて学ぶ場所や相談できる場所など、それぞれの家庭が求めるニーズに沿った居場所を整備し、子育て家庭の横のつながりを促します。

また、子育てを経験し、その経験を活かしたいと考えている地域の方と現在子育て中の方をつなぎ、その経験やつながりを次の世代、その次の世代に循環していく仕組みを整えます。

●個別施策

① ファミリー・アテンダント事業

子ども家庭支援センター

子育て家庭の日常的な不安や悩みに寄り添い、子育て世代の孤独・孤立対策を強化していくことを目的として、見守り定期訪問事業及び伴走支援事業の2事業で構成されたアウトリーチ型の支援を提供します。

② 子育てひろば

④ 子育て支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター・教育総務課

児童館、子ども家庭支援センター、一部の保育園及び一部の幼稚園等に設置され、親子でゆったり過ごししながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、子育て親子同士の交流を進めます。

③ ファミリー・サポート・センター事業

㊥ 子ども家庭支援センター

育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と地域の育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会員と交流しながら、育児の支援を行います。

④ 家庭教育学習会

教育総務課

児童・生徒の保護者を主な対象とし、こどもの発達課題や急速に変化する社会の潮流を捉えたテーマで、家庭教育についての学習機会を広く提供します。

また、次年度小学校入学児童の保護者を対象に、こどもの小学校生活をより充実したものにするための家庭や親の役割について話し合う学習会を実施します。

⑤ 初めてのお子さんを対象とした子育て教室の開催

子ども家庭支援センター

乳児とパパ・ママと一緒に参加する教室を開催し、夫婦の相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消と仲間作りにつなげていきます。

⑥ 保育所の園庭開放

保育サービス課

地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。

⑦ 体験保育(育児応援事業)

保育サービス課

妊婦及び乳幼児(3歳児まで)を在宅育児する保護者を対象に、こども同士の交流や保育の様子を見学しながら子育てのヒントを得られるよう、区立保育園及び一部の私立保育園で体験保育を実施します。

⑧ ほほえみごはん事業

子育て支援課

支援を必要とする子育て世帯へ、地域のボランティアが食料を届けに定期的に訪問します。玄関先でのあいさつや会話を通じて、子育て世帯と地域の身近な支援者との日常的なつながりを築くきっかけをつくり、地域における見守り体制の強化を図ります。

⑨ 地域の育児支援

福祉管理課

地域の中での育児を民生委員・児童委員が支援します。

⑩ 親子で遊ぼうイベントの開催

子ども家庭支援センター

さまざまな遊具を使った遊びを1～3歳未満のこどもと保護者に提供する出前型講座です。子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委員とともに企画、運営します。

⑪ 子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催

子ども家庭支援センター

子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座です。講師による講演会の他、栄養士と実習する離乳食の作り方など子育てに関する学びの機会を提供します。

⑫ 子育てサロン「キッズな」の開催

子ども家庭支援センター

キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定例的に実施し、親子と地域の方々との交流を図ります。

⑬ 子ども交流センターの運営支援

子育て支援課

地域が中心となって設立した NPO 法人「おおもり子どもセンター」と区が協働し、子ども交流センターを通して地域の子育て・子育てを支援します。

個別目標3-4 子育て家庭への多様な生活支援

関連する
SDGsの目標



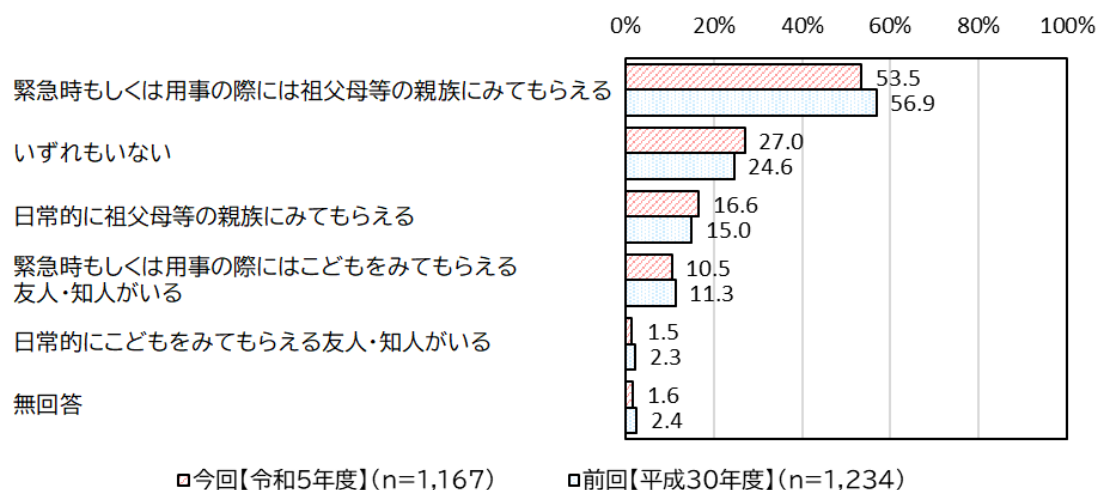
●現状と課題

保護者ニーズ調査において、こどもをみてもらえる親戚・知人はいるか聞いたところ、「いずれもない」の回答が、就学前児童保護者の27.0%、小学校児童保護者の23.7%と前回調査から増加しています。また、親族にみてもらえると回答した保護者でも「祖父母等の親族に負担をかけていることが心苦しい」「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」の回答が多くなっています。

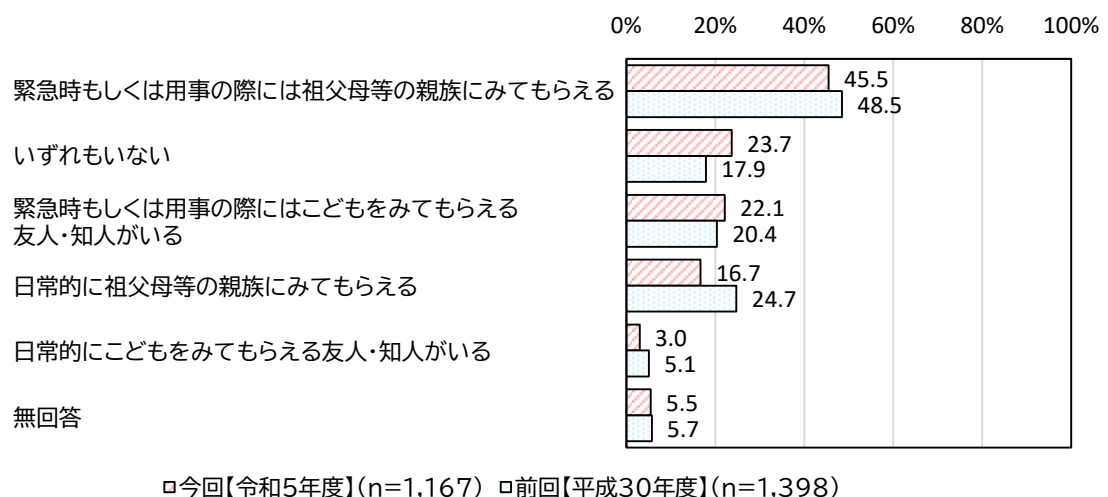
子育ての孤立化が進むとともに、ひとり親家庭や生活困窮家庭など、子育て家庭を取り巻く状況が多様化しています。それぞれが置かれている状況に応じて、誰一人取り残さない支援を行う必要があります。

■こどもをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)

<就学前児童>

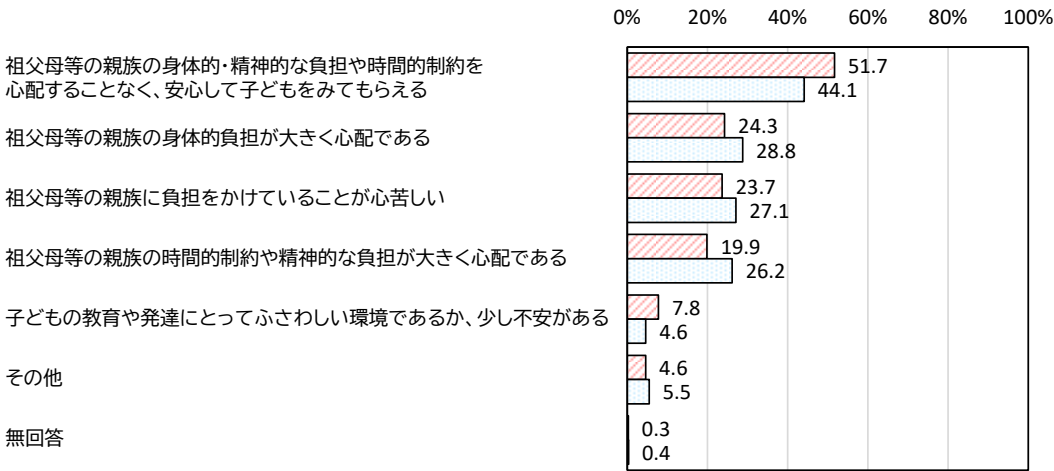


<小学生児童>



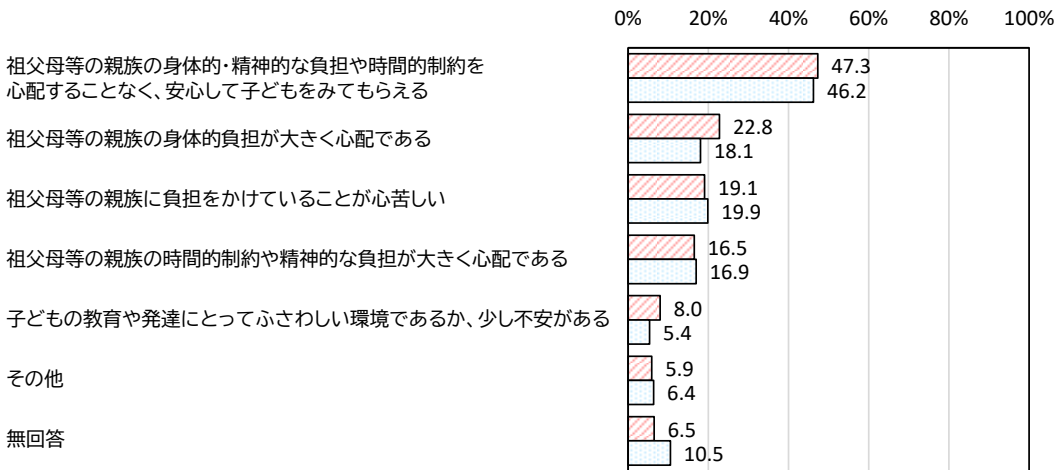
■祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況(複数回答)

<就学前児童>



□今回【令和5年度】(n=779) □前回【平成30年度】(n=841)

<小学生児童>



□今回【令和5年度】(n=779) □前回【平成30年度】(n=841)

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

●今後の方向性

手当をはじめとする経済的支援とともに、こどもの一時預かりや家事支援などの身体的・精神的支援を拡充します。

特に、子育てを頑張りすぎて悪循環におちいるリスクを回避するため、子育てに「一息」できるレスパイトの意識を啓発し、支援を進めます。

●個別施策

① 児童扶養手当

子育て支援課

父又は母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。

② 特別児童扶養手当

子育て支援課

身体又は精神に障がいがある児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。

③ 児童育成手当・障害手当

子育て支援課

児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。

④ 就学援助

学務課

一定の所得に満たない世帯を対象に、学用品の購入費等、学校でかかる費用の一部を支給します。

⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

生活福祉課

母子家庭の母等の就労を支援するため、職業能力開発のための講座受講や国家資格取得のための修業期間中に給付金を支給します。

⑥ 母子及び父子福祉資金貸付

生活福祉課

母子家庭又は父子家庭が経済的に自立した生活を送るために必要な資金の貸付(転宅資金、修学資金、就学支度資金、事業開始資金等)を実施します。

⑦ 母子生活支援施設の運営

子ども家庭総合支援センター開設準備室・生活福祉課

施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立への支援を図ります。

⑧ ひとり親世帯住宅確保支援

建築調整課

区内に1年以上居住し、転居先を探している対象世帯に対して住宅探しの支援を行います。また、協力不動産店リストの提供や、保証会社加入費などの一部を助成しています。

⑨ ひとり親世帯転居一時金助成

建築調整課

現に児童扶養手当を受給しているひとり親世帯で、区内に3年以上居住し取壊し等のため転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用の一部を助成します。

⑩ ひとり親家庭等ホームヘルプサービス

子育て支援課

ひとり親家庭等で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合、ホームヘルパーを派遣します。

⑪ 重症心身障がい児(者)短期入所

障がい者総合サポートセンター

医療的ケアの必要な方も含む重症心身障がい児(者)で4歳以上の方を対象とした短期入所事業を行います。

⑫ 障害児通所支援事業

障害福祉課

「児童福祉法」に基づき、心身の発達に何らかの心配や障がいのあるお子さんの発達を支援する療育事業です。サービス利用に必要な給付決定を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用を支援します。

⑬ 重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

障害福祉課

医療ケアがある重症心身障がい児(者)のご家族の一時的な休息や、就労等の支援のため、訪問看護師等がご自宅で介護を行います。

⑭ 一時預かり保育

⊕

子育て支援課・子ども家庭支援センター・保育サービス課

家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。

⑮ 乳幼児ショートステイ事業・ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業

⊕

子育て支援課・子ども家庭支援センター

生後5日から2歳未満の乳幼児を対象とする乳幼児ショートステイ(宿泊型)、2歳から15歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型)、トワイライトステイ(17時から22時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。

基本目標4 子育てと仕事の両立を支援します

個別目標4-1 保育サービス等の充実

関連する
SDGsの目標



●現状と課題

保育サービスにおいて大きな課題である待機児童については、保育施設の整備・定員拡大により、令和3年度から待機児童数「ゼロ」を継続しています。また、学童保育については、区立小学校施設を活用した学校内学童を拡充し、増加する需要に対応しています。

反面、全国的な保育人材不足が問題となっており、子育てをめぐる課題が複雑化していることも相まって、保育の質への影響が懸念されます。乳幼児期の保育環境はその後の人格形成にも大きな影響を与えるものです。こどもの最善の利益という原点に立ち、保育の質の向上を図るとともに保育人材の定着支援等を推進する必要があります。

●今後の方向性

保育施策の重点を量の確保から質の向上へと転換し、その両面からサービスの充実を図るとともに、その担い手である保育士や児童指導、その他こどもに関わる職員の確保・育成に取り組めます。

また、こどもを預かるという目的に加え、預かるこどもの育ちを目的とした事業を展開します。

●個別施策

① 保育サービス基盤の確保

保育サービス課

保育所入所希望者の動向を見据え、多様なニーズに応えるため認可保育所をはじめとする保育の受け皿を確保します。

② 保育所等への助成

保育サービス課

職員配置や保育プログラムの充実等に取り組む認可保育所等を支援し、保育サービスの質の向上を図ります。

③ 定期利用保育事業

⊕ 保育サービス課

保育所の空きスペース等を活用し、パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を実施します。

④ 認証保育所の運営補助

⊕ 保育サービス課

認証保育所に対する運営の補助を継続し、良好な保育環境の維持を図ります。

- ⑤ **家庭福祉員(保育ママ)** ㊟ 保育サービス課
2歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員(保育ママ)が、自宅又はグループ保育室で保育を提供します。
- ⑥ **時間外保育** ㊟ 保育サービス課
就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育(延長保育)事業を実施します。
- ⑦ **私立幼稚園預かり保育事業** ㊟ 教育総務課
私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業及び一部の園が実施する、保護者が就労等のため家庭で保育ができない2歳児の預かり事業を支援します。
- ⑧ **ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)** 子育て支援課
日常生活上の突発的な事情などにより一時的に保育が必要となった際のベビーシッター利用料について、区が補助することにより、保護者の多様なニーズに応えるとともに、負担軽減を図ります。
- ⑨ **休日保育** 保育サービス課
年末年始を除く日曜日、祝日に保護者が就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育所で保育します。
- ⑩ **年末保育** 保育サービス課
12月29・30日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を、認可保育所で保育します。
- ⑪ **病児・病後児保育** ㊟ 保育サービス課
病気等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。
- ⑫ **区立保育園における医療的ケア児の受け入れ** 保育サービス課
1歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受け入れを行います。
- ⑬ **保育所等における障がい児等の受け入れ** 保育サービス課
保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。
- ⑭ **区立保育園の改築・改修** こども未来課
耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。

⑮ 保育士確保対策の実施

保育サービス課

区内保育施設における人材の確保・定着を図るため、保育士応援手当、宿舍借上げ補助や保育士資格の取得支援を実施しています。

加えて、保育現場で抱える悩みに対応するための保育士相談窓口の設置や潜在保育士の就労を支援するための就労体験等を実施し、更なる保育人材の確保・定着を支援します。

⑯ 保育士等研修の実施

保育サービス課

保育に関する専門知識の向上や実践的な技能の習得をめざす区内保育施設の従事職員を対象に、各種研修を実施します。

⑰ 区立保育園の拠点機能強化

保育サービス課

地域の保育水準の向上のため、区立保育園を中心として、家庭福祉員への訪問支援、認証保育所、小規模保育所等との交流保育、区立保育園での公開保育研修など、保育連携推進事業を実施します。

⑱ 第三者評価の実施

保育サービス課

保育サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として区民に提供します。

⑲ とうきょうすくわくプログラム推進事業(再掲)

保育サービス課

保育園の環境や強みを活かしながら、様々なテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、幼児教育・保育の充実を図ることで、こどもの豊かな心の育ちをサポートします。

⑳ 学童保育事業(放課後児童健全育成事業)

㊥ 子育て支援課・教育総務課

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(小学校1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

㉑ 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用

㊥ 子育て支援課・教育総務課

ア 延長保育

就労などのために17時以降保護者がいない家庭の児童を対象に18時まで(放課後ひろば及び一部児童館については19時まで)預かります。

イ 夏休み利用

夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

ウ 一時利用

家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

② 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ

子育て支援課・教育総務課

小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。

個別目標4-2 子育てと仕事の両立の推進

関連する
SDGsの目標



●現状と課題

保護者ニーズ調査において、母親の就労率や、子育てを「父母ともに」行っていると回答した割合が前回調査に比べ増加しており、共働き・共育て家庭が増加していることが分かりました(11ページ「(1)母親の就労状況」、15ページ「(5)父親の育児参加」参照)。

一方で、夫婦やパートナーの一方に家事育児等の負担が集中するいわゆる「ワンオペ」については、特に母親にその傾向が継続してみられ、共働き・共育て家庭が子育てと仕事をさらに両立しやすくなるよう取り組む必要があります。

●今後の方向性

共働き・共育て家庭に対して、こどもの一時預かりや家事支援などの身体的・精神的支援とともに、男性が子育てに積極的に取り組めるよう支援を進めます。

また、子育て家庭が働く企業・団体などに対して、子育てと仕事の両立がしやすい環境の整備について働きかけを行います。

●個別施策

① 女性のための相談

人権・男女平等推進課

男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族関係、職場や地域などでの人間関係、雇用、労働関係やハラスメント等に関する相談をお受けします。

② 男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催

人権・男女平等推進課

男女共同参画への理解を深め、家庭や職場など、あらゆる場での性別役割分担意識の解消に繋がるよう、講座やセミナー等を開催します。

③ 商業団体他産業団体への働きかけ

産業振興課

商業団体他産業団体が制作している情報誌等について情報共有を行い、紙面への掲載などを働きかけます。

④ キッズなパパの子育て応援講座

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター(キッズな)を会場に、父親と子どもで楽しく遊び、父親同士の交流を行います。男性の育児を応援し、子育て中の父親が交流や情報交換ができる機会を提供することにより、育児を担う家庭を支えます。

⑤ 子育て力向上支援事業

子育て支援課

児童館を会場に、初めてのこどもを育てる父親向けの親支援プログラムをグループワークで実施します。父親同士が相互に悩みや不安を共有・情報交換ができる場を設け、自己肯定感の向上やこどもへの適切な関係性を学び、育児不安の軽減を図ります。

⑥ 父親支援セミナー

健康づくり課

男性を対象に、男性の育児時間の作り方、こどもの接し方、父親が子育てをする効果などの講義を行います。

基本目標5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります

個別目標5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援

関連する
SDGsの目標

●現状と課題

保護者ニーズ調査において、子育てに関して心配なこと、不安なことについて聞いたところ、「子育てにかかる金銭面で不安がある」「こどもの遊ばせ方やしつけについて」の回答が多く、また、こどもについて気になることや悩んでいることについて聞いたところ、「こどもの食事や栄養について」「発達や発育の遅れがある」「アレルギー（食物・花粉等）がある」の回答が多く、様々な悩みや不安を抱えていることが分かりました。

子育て家庭それぞれが抱えるこどもや子育てに関する悩みや不安に寄り添い、伴走支援していくことで、こどもと子育て家庭の健康を確保していく必要があります。

■子育てに関する心配、不安、悩み（複数回答）

（単位：％）

	有効回答者数	こどもの遊ばせ方やしつけについて	専門的な相談先が分からない	保育情報や地域の子育て情報が得にくい	子育てが精神的な負担になっている	子育てが身体的な疲労となっている	こどもとの時間が十分にとれない	こどもへの接し方に自信がもてない	子育てで配偶者やパートナーと意見が合わない	子育てで親と意見が合わない
就学前児童	1,167	34.1	6.1	12.5	9.4	17.4	24.7	14.5	8.7	1.5
小学生児童	1,050	25.0	7.7	7.1	7.2	8.3	25.1	13.2	8.4	1.1

	仕事や自分のことが十分にできない	子育てについてまわりの目になる	こどもがかわいいとは思えない	こどもの友達関係で悩んでいる	子育ての方法が分からない	子育てにかかる金銭面で不安がある	なんとなく不安がある	その他	特にない	無回答
就学前児童	29.4	4.6	0.4	3.7	3.3	35.1	14.7	3.9	18.4	1.2
小学生児童	21.5	5.3	0.8	9.8	3.4	32.8	14.8	6.3	21.5	1.6

■こどもについて気になることや悩み(複数回答)

(単位:%)

	有効回答者数	発育・発達の遅れがある	障がいがある	医療的ケアが必要である	休みがちである 幼稚園・保育園等／学校等を	病気または体が弱い	こどもの食事や栄養について	アレルギー(食物、花粉等)がある	友達とうまく遊べない	コミュニケーションがとりにくい	その他	特にない	無回答
就学前児童	1,167	9.2	1.1	0.6	2.3	5.0	18.2	8.7	3.3	3.9	8.2	55.9	3.7
小学生児童	1,050	9.0	3.0	1.0	3.7	3.0	8.7	14.3	7.8	7.0	11.6	50.6	4.2

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

●今後の方向性

安心して妊娠・出産できる環境を整備していくとともに、令和6年10月に開設したこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の連携を強化し、保護者に身近な場所で切れ目のない支援に取り組めます。

また、こども家庭センターなどの施設に来ることが難しい子育て家庭に対しては、様々な対面の機会を通じて、支援を進めます。

●個別施策

① 母子健康手帳の交付

健康づくり課・こども家庭センター(地域健康課)・特別出張所等

妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と子の保健バッグを交付します。

② 妊婦面接

⑦ 健康づくり課・こども家庭センター(地域健康課)

妊娠届出後に専門職が面接を行い、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

③ 妊婦健康診査

⑦ 健康づくり課

妊婦健康診査の費用を14回まで、超音波検査の費用を4回まで助成します。

④ 妊婦歯科健康診査

健康づくり課

地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施します。

⑤ 妊娠高血圧症候群等療養援護

健康づくり課・地域健康課

妊産婦が妊娠高血圧症などの病気にかかり、入院して治療する必要がある場合、健康保険適用後の自己負担分を助成します。

- ⑥ **すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)** ⊕ 健康づくり課・地域健康課
すべての乳児家庭を生後 120 日までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。
- ⑦ **産後ケア** ⊕ 健康づくり課・地域健康課
産後の母子の身体的・心理的な安定を図るため、助産師による心身のケアや産後のサポートを訪問や宿泊により行います。
- ⑧ **産後家事・育児援助事業** 子育て支援課
家事・育児の負担軽減を図るため、母子支援の専門家「産後ドゥーラ」の資格を持つ支援員やヘルパーを派遣します。
- ⑨ **乳幼児健康診査(4 か月児～5歳児)** 健康づくり課・地域健康課
乳幼児の健全育成や健康管理のために健康診査を実施するとともに、育児相談を行うことで安心して子育てができるよう支援します。(4 か月児、6 か月児、9 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児、5歳児)
- ⑩ **乳幼児歯科相談** 地域健康課
歯科衛生士が乳幼児歯科相談を実施します。
- ⑪ **幼児歯科健康診査・う蝕予防** 健康づくり課・地域健康課
地区歯科医師会に委託して歯科健診、フッ化物塗布を実施します。
- ⑫ **予防接種** 感染症対策課
「予防接種法」に基づき、各種ワクチンを医療機関に委託して行い、感染症の感染・発病を予防します。
- ⑬ **乳幼児経過観察健康診査** 地域健康課
健診・指導が必要な乳幼児に小児科医が健康診査を実施します。
- ⑭ **乳幼児保健指導** 地域健康課
保健師・栄養士・歯科衛生士等が訪問・面接・電話等による育児等の相談を実施します。
- ⑮ **出産準備教室** 地域健康課
妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を実施します。
- ⑯ **育児学級等** 地域健康課
保健師・栄養士・歯科衛生士等が育児・栄養・歯科指導を実施します。

⑰ 地域(出張型)健康教育

地域健康課

保健師・栄養士が児童館等からの依頼により地域に出張して講習を実施します。

⑱ みんなでよい歯のまちづくり

地域健康課

歯科衛生士が依頼により保育所や児童館、学校などに出張し、歯科健康教育・健康相談を実施します。

⑲ 乳幼児発達健康診査

地域健康課

小児神経専門医が発達障害等の早期発見のために健診・指導を実施します。

⑳ 新生児聴覚検査公費負担

健康づくり課

新生児の聴覚障害の早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

㉑ 子育てグループワーク(子育て支援事業)

地域健康課

心理相談員、保健師等とともにグループワークを行い、子育てを支援します。

㉒ 都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携

地域健康課

保健師が都の重症心身障がい児支援事業と連携して、障がい児とその家族の支援を行います。

㉓ 療育給付

健康づくり課

骨関節結核及びその他の結核に罹患している18歳未満の児童に対して、指定医療機関に入院させ医療給付を行うとともに学習や療養生活に必要な学用品、日用品を給付します。

㉔ 養育医療給付

健康づくり課・地域健康課

医療を必要とする未熟児の養育に必要な給付を実施します。

㉕ 育成医療費給付

健康づくり課・地域健康課

身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される18歳未満の児童に対し医療給付を実施します。

㉖ 児童医療費助成事業

子育て支援課

児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

㉗ ひとり親家庭等医療費助成事業

子育て支援課

ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担の一部を助成します。

⑳ かかりつけ医の推進

健康医療政策課・健康づくり課・地域健康課

出産準備教室、すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）、健診等の機会ごとに、かかりつけ医をもつことを勧めます。

㉑ 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療

健康医療政策課

祝休日及び土曜準夜等の急病患者の診療を実施します。

㉒ 平日準夜小児初期救急診療

健康医療政策課

平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。

㉓ 歯科休日応急診療

健康医療政策課

休日における歯科応急診療医療を実施します。

㉔ 産科医療機関の設備整備費助成事業

健康医療政策課

分娩可能な医療機関の確保を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心してこどもを産める環境を整備します。

㉕ 地域医療機関との協議会等の開催

健康医療政策課

医師会や歯科医師会、薬剤師会などと入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。

基本目標6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

個別目標6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり

関連する
SDGsの目標



●現状と課題

令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」では、都心南部直下地震(マグニチュード 7 クラス)が今後 30 年以内に発生する確率が 70%と想定され、また、全国で線状降水帯やゲリラ豪雨が頻繁に発生する状況となっています。さらに、SNS 等を使いこどもを狙う犯罪も多発しており、こうした災害や犯罪に対して、区はこどもや子育て家庭が安全・安心して過ごすことができる環境を整備していく必要があります。

●今後の方向性

地震や豪雨などを想定した避難準備、災害発生後の避難所や居場所の整備、防災や防犯、交通安全に関する情報提供や啓発を進めます。

また、こども自身が自ら判断し、災害や犯罪から身を守り、交通事故に備えていくことができるよう取組みを進めます。

●個別施策

① 防災対応マニュアル・防災の手引き等

子育て支援課・保育サービス課

災害に備えて、児童館、保育所等の各施設で防災の手引きを作成し、適宜更新します。

② 災害物品の備蓄

子育て支援課・保育サービス課

大規模災害に備え、区内すべての児童館、保育施設等に3日分の水・食料を備蓄し、こどもたちの安全・安心を図ります。

③ 妊産婦避難所の設置

健康医療政策課

産後間もない母子等が災害時に安心して過ごせる生活の場として、産科医療機関の近隣に「妊産婦避難所」を設置します。

④ 保育園における福祉避難所の整備

保育サービス課

災害発生後、被災した 2 歳未満の乳児とその保護者の一時的な生活の場を確保するための福祉避難所を区立保育園に整備します。

⑤ 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供

福祉管理課

「おでかけまっぷ」の充実を図ります。

⑥ 区民安全・安心メールサービスの運用

防災危機管理課

こどもの安全・安心を確保するため、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報などのメールを配信します。

⑦ こどもSOSの家による見守り活動の推進

地域力推進課

こどもたちが地域において犯罪等に巻き込まれた時及び身の危険を感じた時に助けを求めることができる場所、気軽に相談ができる場所としてこどもSOSの家を設置しています。協力員の家等にステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高め、安全な地域環境の醸成を目指すとともにこどもたちの健全育成を図ります。

⑧ 青色回転灯装備車パトロール

防災危機管理課

区の青色回転灯装備車により、区内全域をパトロールします。

⑨ 公共空間での防犯カメラの設置

防災危機管理課

公共空間における犯罪抑止力を高めるため、自治会・町会や商店街に対して、防犯カメラ設置費用の一部を補助するなどして設置を促進します。

⑩ 防災教育

指導課

火災時や震災時などを想定した避難訓練を計画的に実施し、児童・生徒の災害に対する意識を高め、自分の身は自分で守る力、危険を予測し回避する能力、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成します。

⑪ 防犯教育

指導課

児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から身を守る力などを身に付けさせるために、セーフティ教室・防犯教室を計画的に実施します。

⑫ 小学生への防犯ブザーの配布

学務課

防犯教育の一環として、区立小学校に通う児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第1学年児童は申請により防犯ブザーを配布し、児童の安全・安心の確保を図ります。

⑬ 子育て家庭(世代)への交通安全教育

都市基盤管理課

乳幼児を抱える保護者(世代)を対象に、未就学保育施設等においてこども乗せ自転車の正しい乗り方などを指導することにより、交通事故減少を目指します。

⑭ 「交通安全だより」の発行

都市基盤管理課

保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を対象に「交通安全だより」を発行し、交通ルールや交通標識、道路標示など、交通に関する知識の習得や交通安全の普及を推進します。

⑮ 交通安全巡回指導

教育総務課

専任の交通安全指導員が各学校で交通安全指導(交通安全教室、自転車教室、歩行訓練、下校指導)を実施することにより、児童・生徒の交通安全意識を醸成します。

⑯ 交通安全移動教室の開催

都市基盤管理課

保育園児を対象に、模擬信号機を使用した歩行訓練や、施設周辺を歩行する実地訓練等を通して、幼少時における交通ルールの習得と保育者等への指導により、歩行時の交通事故防止を進めます。

⑰ 交通安全自転車教室の開催

都市基盤管理課

主としてこどもを対象とし、警察署と合同で交通公園の施設内において、自転車の運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。

⑱ 少年の非行防止啓発活動

防災危機管理課

薬物乱用防止の推進及び少年が特殊詐欺の加害者とならないために、警察・地域・学校等の関係団体と連携して少年の遵法意識の向上を促します。

⑲ 万引きしにくい環境づくり

防災危機管理課

警察・地域・学校等の関係団体と連携し、万引きしにくい店舗づくりのため、万引き被害防止に向けた支援を行うとともに、小学5・6年生及び中学生に、万引きは犯罪であるというリーフレットを配布します。

⑳ 有害図書等対策の推進

地域力推進課

こども家庭庁が定める11月の「秋のこどもまんなか月間」に、区報や区HPで環境浄化推進の啓発を行います。

個別目標6-2 地域・社会全体でこども・子育てを支える環境づくり

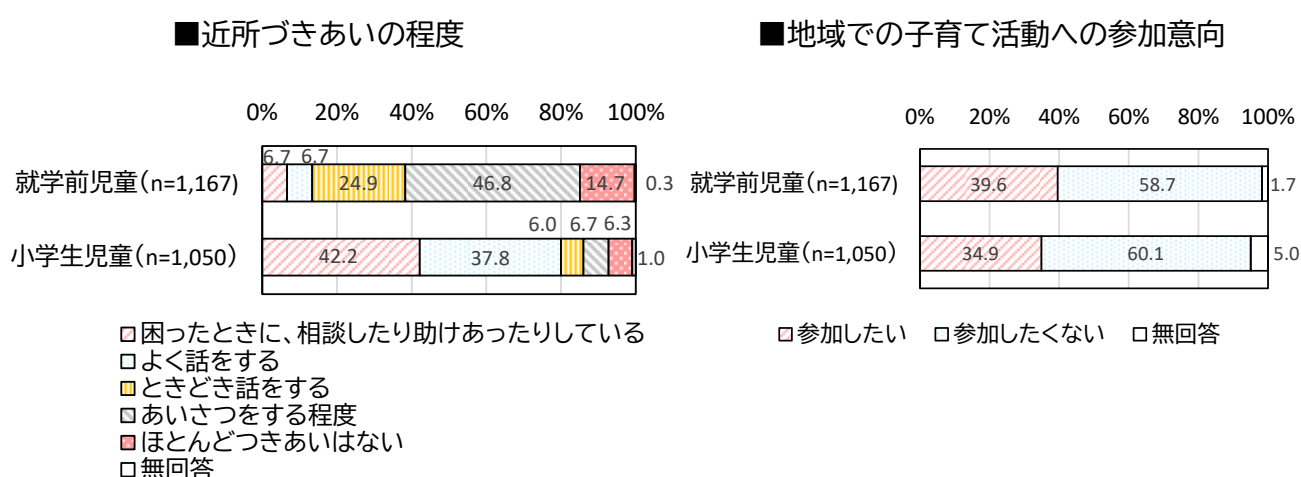
関連する
SDGsの目標



●現状と課題

保護者ニーズ調査において、近所との付き合いの程度について聞いたところ、就学前児童保護者では「あいさつをする程度」が46.8%、「ときどき話をする」が24.9%、「ほとんどつきあいはない」が14.7%、小学校児童保護者では同様に42.2%、37.8%、6.3%と近所付き合いが希薄になっています。その一方で、地域での子育て活動に参加したいと思うか聞いたところ、「参加したい」の回答が、就学前児童保護者で39.6%、小学校児童保護者で34.9%と一定程度あることが分かりました。

この子育て家庭の潜在的な地域活動への参加の思いを引き出し、地域でのつながりの希薄化を転換し、地域・社会全体の意識の変化につなげていく必要があります。



資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

●今後の方向性

子育て家庭や地域の方々が、それぞれが活動できる時間や内容に応じて子育てに関する活動に参加できるよう様々な機会を設けます。

また、地域での活動を積み重ねていくとともに、普及啓発を進めることで、社会全体でこども・子育て家庭を支える機運の醸成につなげます。

●個別施策

① 地域とつくる支援の輪プロジェクト

子育て支援課

こどもの生活応援等の支援活動に取り組む区民・地域活動団体等のネットワークの形成と自主的な支援活動を支援し、地域全体での包み込むような支援の実現を図ります。

② 子育て力向上支援事業

㊦ 子育て支援課

子育てに悩む乳幼児を持つ親たちが相互に学びあうグループを支援するためのプログラムを児童館で実施します。

③ 子育て関係機関による連絡会

地域健康課

関係機関との情報交換等の連携と子育て支援の充実のため連絡会を実施します。

④ 地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進

教育総務課

学校の経営方針に基づき、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」をめざす仕組みであるコミュニティ・スクールの推進し、こどもの豊かな成長を支えます。

⑤ 子育てすくすくネット事業

子育て支援課

児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。

⑥ 民生委員・児童委員との連携

福祉管理課

子育てに関する相談・虐待等に関する通報を受けて、地域と連携して課題を解決します。

⑦ 児童発達支援地域ネットワーク会議等

障がい者総合サポートセンター

関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。

⑧ 医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営

障害福祉課

医療的ケアの必要な方が適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援機関による「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催し、情報交換、連絡等を行います。

⑨ 大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援

障害福祉課

心身障がい児(者)を対象としている地域活動支援センターの運営を支援します。

第5章

子ども・子育て
支援事業の推進



1 子ども・子育て支援事業計画とは

「子ども・子育て支援法」は、わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、「児童福祉法」その他のこどもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している人に必要な支援を行うために制定されました。

子ども・子育て支援事業計画とは、同法に規定する各種の給付と事業を確実に推進するため、内閣総理大臣が定めた基本方針に即して、地方公共団体が策定する、5 年を一期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の円滑な実施に関する計画です（「子ども・子育て支援法」第 60 条、第 61 条）

(1) 計画の対象となる事業等

子ども・子育て支援事業計画では、次の事項を定めます。

① 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

● 幼稚園

1 号認定・・・幼稚園における通常教育時間の利用（保育の必要性の認定区分における満 3 歳以上の教育認定）

● 認可保育所、特定地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所）、区独自保育事業（認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業など）

2 号認定・・・認可保育所等を利用する満 3 歳から小学校就学前までの子ども（保育の必要性の認定区分における満 3 歳から小学校就学前の子ども）

3 号認定・・・認可保育所等を利用する満 3 歳未満の子ども（保育の必要性の認定区分における満 3 歳未満の子ども）

② 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

● 時間外保育事業

● 放課後児童健全育成事業（学童保育）

● 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）

● 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

● 幼稚園における一時預かり事業（延長保育）

● 保育所等における一時預かり事業

● 病児・病後児保育事業

● ファミリー・サポート・センター事業

● 利用者支援事業（保育サービスアドバイザー等）

● 妊婦健康診査

● 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）

● 養育支援訪問事業

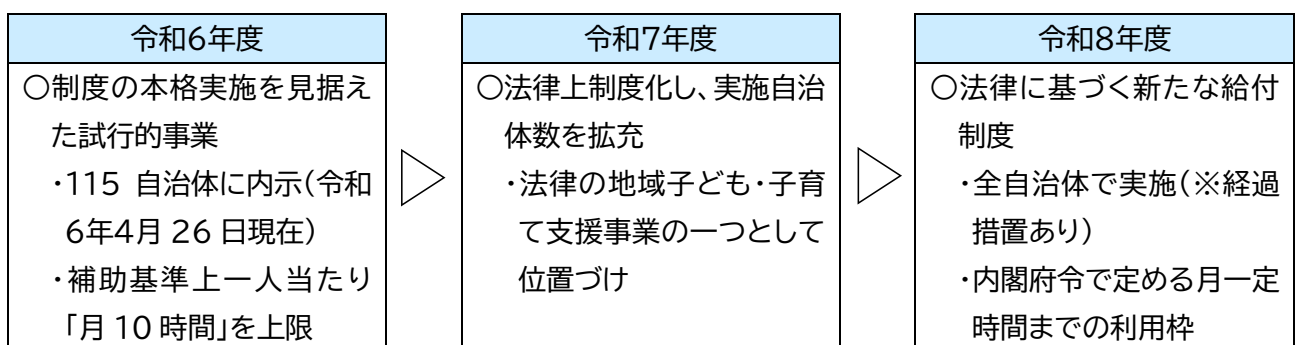
- 子育て世帯訪問支援事業(新規)
- 児童育成支援拠点事業(新規)
- 親子関係形成支援事業(新規)
- 産後ケア事業(新規)
- 妊婦等包括相談支援事業(新規)
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進、能力活用事業(保育連携推進事業)

※「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」改正により、地域子ども・子育て支援事業に「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が新たに追加されました。

③「乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)」(保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付)について

こども誰でも通園制度(仮称)は、令和7年度に「子ども・子育て支援法」に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付として全国の自治体で本格的に実施される予定です。

※現在、こども家庭庁において、制度に係る設備及び運営に関する基準(内閣府令)の制定が進められており、今後、記載する事業概要等が変更になる可能性があります。



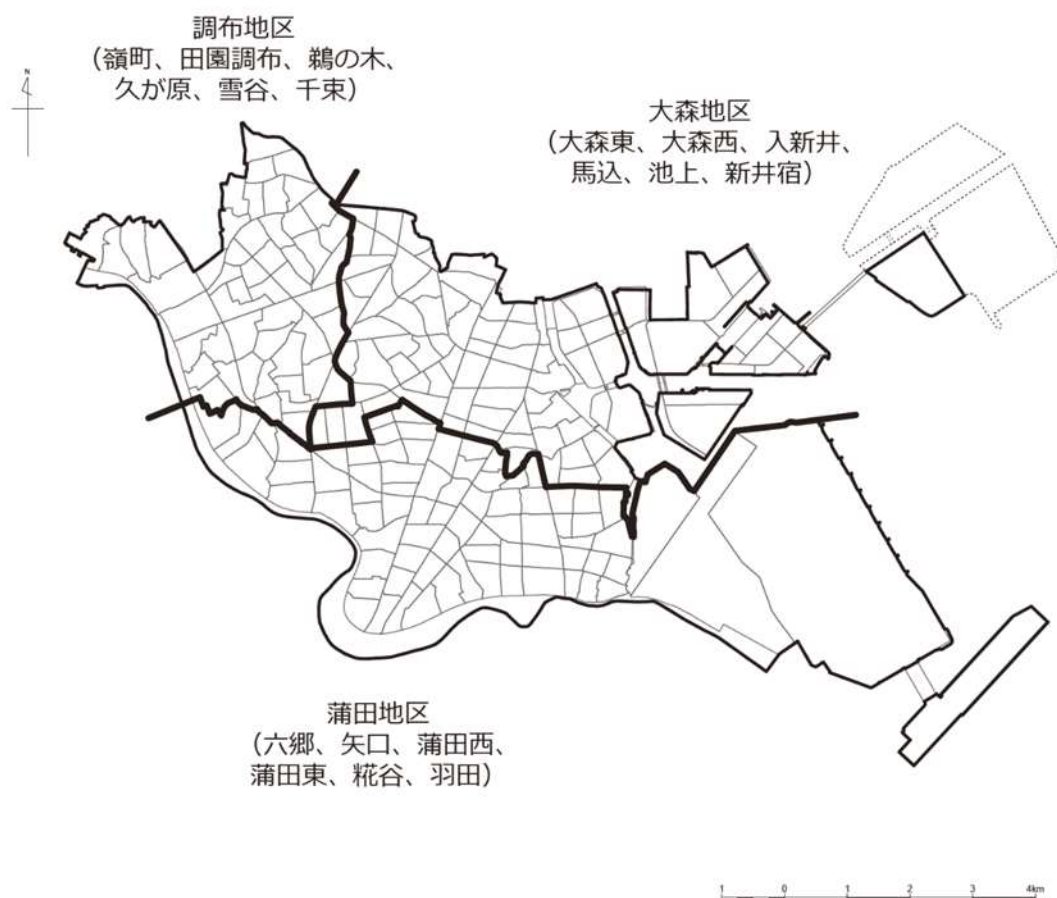
※こども家庭庁資料より抜粋

2 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針では、事業等の需要の見込み等を行うにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めるものとしています。

大田区は、昭和22年3月15日に誕生しましたが、当初より行政区域を大森、調布、蒲田の3地域としてきました。JR大森駅、蒲田駅は、大田区の中心的な商業地区となっており、調布地区は、私鉄駅を中心とした緑豊かな住宅地が形成されている地域となっています。

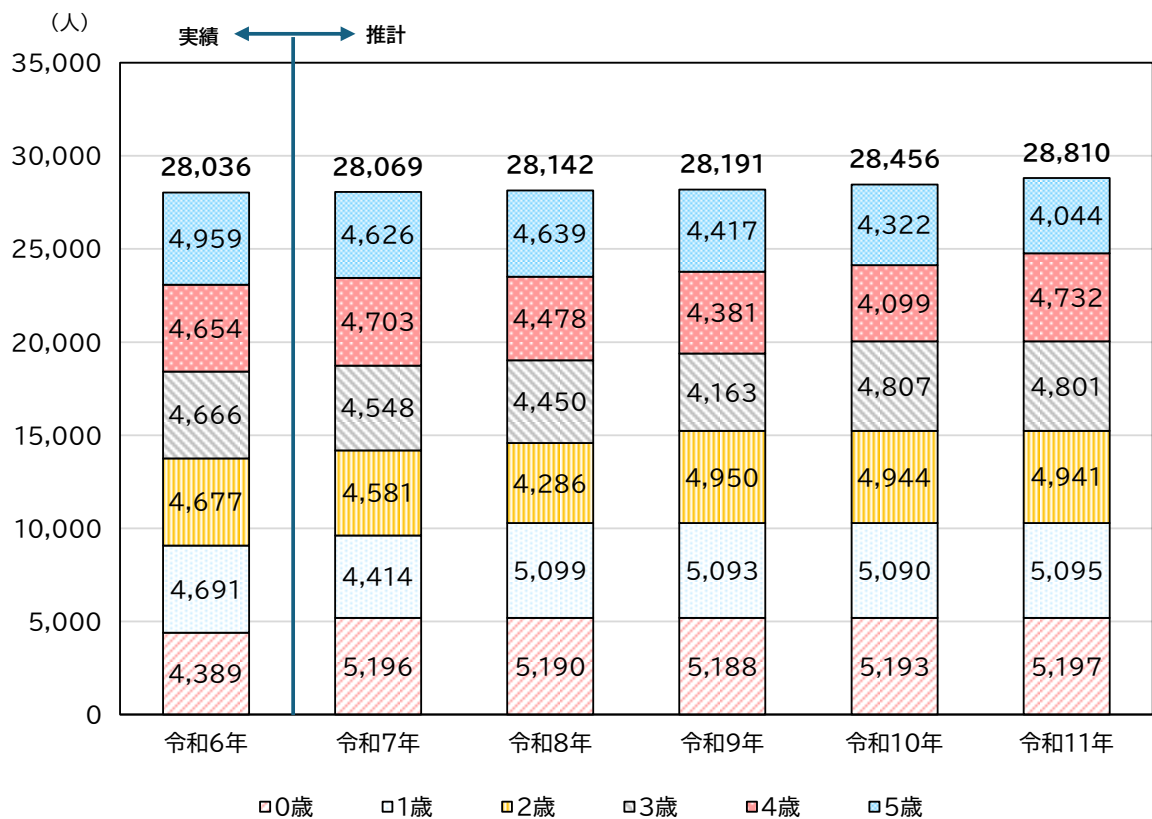
これらの地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、保育及び時間外保育事業については大森地区（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）、調布地区（領町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束）、蒲田地区（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田）の3区域を、教育及びその他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定します。



3 こどもの人数(将来推計)

区の計画策定のよりどころとして策定した「大田区人口ビジョン」では、大田区の就学前人口(0歳～5歳)は、将来にわたり全体で増加すると推計しており、本計画もこれを踏まえて策定します。

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	4,389	5,196	5,190	5,188	5,193	5,197
1歳	4,691	4,414	5,099	5,093	5,090	5,095
2歳	4,677	4,581	4,286	4,950	4,944	4,941
3歳	4,666	4,548	4,450	4,163	4,807	4,801
4歳	4,654	4,703	4,478	4,381	4,099	4,732
5歳	4,959	4,626	4,639	4,417	4,322	4,044
合計	28,036	28,068	28,142	28,192	28,455	28,810



資料:大田区人口ビジョン

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みは、原則として国の手引きに準拠し、保護者ニーズ調査から算出する利用希望に各年度の推計人口を乗じて算出することとしています。算出の結果、数値が利用実態と乖離が生じる事業については、これまでの実績や現在の利用状況、今後の事業展開等を踏まえ、必要に応じ、数値を補正しています。

確保方策は、量の見込みを踏まえた確保の内容を年度毎に定めたもので、計画期間である令和 7 年度から令和 11 年度の各年度について記載しています。

なお、各年度の予算措置については、前年度の実績等を基に補正を行う場合があるため、本計画の需要見込みと異なることがあります。

(1) 幼稚園

●事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。大田区内に 46 園あり、すべて私立幼稚園です。

●確保方策

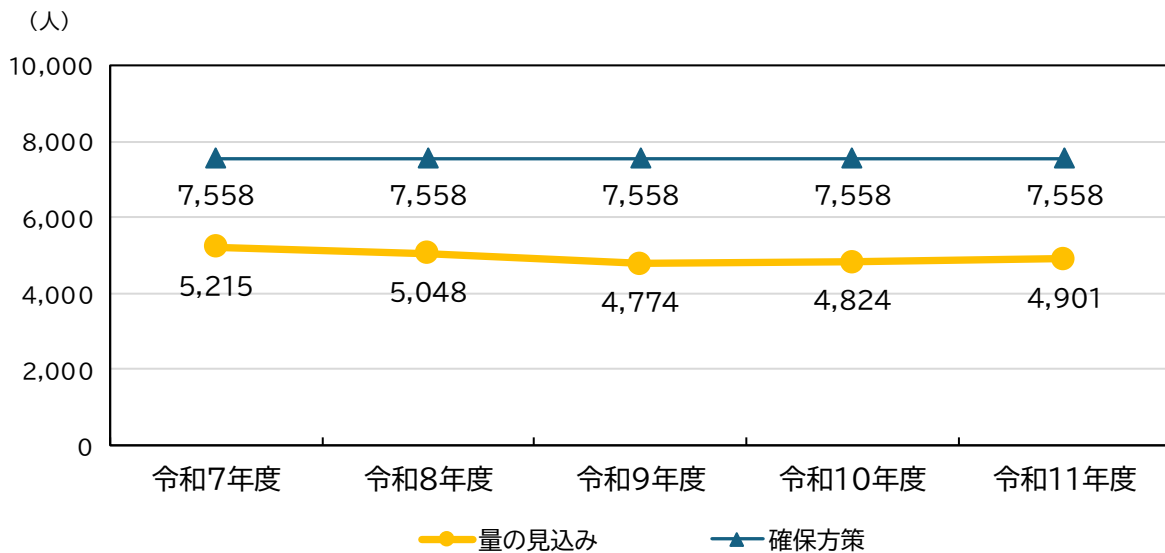
満 3 歳児から就学前の園児については、ニーズ量に対して十分な提供量が確保されている状態が続きます。

【計画目標】

(年間)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み		1号 認定※	5,215人	5,048人	4,774人	4,824人	4,901人
確保 方策	実施 箇所数	新制度 園	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
		私学 助成園	32か所	32か所	32か所	32か所	32か所
		合計	46か所	46か所	46か所	46か所	46か所
	提供量 (定員)	新制度 園	1,005人	1,005人	1,005人	1,005人	1,005人
		私学 助成園	6,553人	6,553人	6,553人	6,553人	6,553人
		合計	7,558人	7,558人	7,558人	7,558人	7,558人
過不足			2,343人	2,510人	2,784人	2,734人	2,657人

※私立幼稚園は、各園の判断により新制度に移行した園（新制度園）と移行しない園（私学助成園）に分かれます。新制度園は利用定員に基づき、私学助成園は認可定員に基づき、確保方を算出します。確保数は、計画初年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性があります。



(2)認可保育所、特定地域型保育事業、区独自保育事業

●事業概要

認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする「児童福祉法」に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。

区独自保育事業は、認証保育所や家庭福祉員(保育ママ)、定期利用保育事業を大田区が運営を支援しながら多様な施設等で行う保育事業です。

●確保方策

これまでの保育所整備によって、令和3年4月に待機児童ゼロを達成し、令和6年4月現在も維持していることから、必要量を確保しているといえます。

一方で、申請者数の推移に目を向けると、すべての地域で一定又は減少というわけではなく、増加傾向にある地域も見られます。加えて、育児休業制度の定着により、入所を希望する時期の柔軟化が進んだことなどから、保育需要の見極めが、大変難しくなっています。

引き続き申請状況等に注視しながら、需要に対応できる保育サービス定員の維持を図ります。

【計画目標(全域)】

(年間)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	合計		15,534人	15,275人	15,505人	14,900人	14,840人
	2号認定	3～5歳	8,471人	8,412人	8,164人	8,003人	7,890人
	3号認定	0歳	1,050人	1,045人	1,038人	1,035人	1,032人
		1・2歳	6,013人	5,818人	6,303人	5,862人	5,918人
確保 方策(定員)	合計		17,955人	17,953人	17,971人	17,969人	17,967人
	特定保育施設 ・認可保育所	3～5歳	9,509人	9,509人	9,531人	9,531人	9,531人
		0歳	1,143人	1,143人	1,143人	1,143人	1,143人
		1・2歳	5,514人	5,514人	5,514人	5,514人	5,514人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	2人	2人	2人	2人	2人
		1・2歳	463人	463人	463人	463人	463人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3～5歳	383人	383人	383人	383人	383人
		0歳	283人	281人	277人	275人	273人
		1・2歳	658人	658人	658人	658人	658人
	過不足	3～5歳	1,421人	1,480人	1,750人	1,911人	2,024人
		0歳	378人	381人	384人	385人	386人
		1・2歳	622人	817人	332人	773人	717人

【計画目標(大森圏域)】

(年間)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	合計		5,433人	5,359人	5,447人	5,250人	5,197人
	2号認定	3～5歳	2,967人	2,998人	2,889人	2,842人	2,768人
	3号認定	0歳	428人	433人	438人	444人	449人
		1・2歳	2,038人	1,928人	2,120人	1,964人	1,980人
確保 方策(定員)	合計		6,324人	6,324人	6,324人	6,324人	6,324人
	特定保育施設 ・認可保育所	3～5歳	3,352人	3,352人	3,352人	3,352人	3,352人
		0歳	414人	414人	414人	414人	414人
		1・2歳	1,959人	1,959人	1,959人	1,959人	1,959人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	0人	0人	0人	0人	0人
		1・2歳	150人	150人	150人	150人	150人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3～5歳	116人	116人	116人	116人	116人
		0歳	92人	92人	92人	92人	92人
		1・2歳	241人	241人	241人	241人	241人
	過不足	3～5歳	501人	470人	579人	626人	700人
		0歳	78人	73人	68人	62人	57人
		1・2歳	312人	422人	230人	386人	370人

【計画目標(調布圏域)】

(年間)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計		4,419人	4,345人	4,415人	4,274人	4,270人
	2号認定	3～5歳	2,481人	2,472人	2,448人	2,427人	2,412人
	3号認定	0歳	232人	221人	209人	199人	190人
		1・2歳	1,706人	1,652人	1,758人	1,648人	1,668人
確保方策(定員)	合計		4,781人	4,781人	4,803人	4,801人	4,801人
	特定保育施設 ・認可保育所	3～5歳	2,522人	2,522人	2,544人	2,544人	2,544人
		0歳	324人	324人	324人	324人	324人
		1・2歳	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	2人	2人	2人	2人	2人
		1・2歳	120人	120人	120人	120人	120人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3～5歳	84人	84人	84人	84人	84人
		0歳	87人	87人	87人	85人	85人
		1・2歳	192人	192人	192人	192人	192人
	過不足	3～5歳	125人	134人	180人	201人	216人
		0歳	181人	192人	204人	212人	221人
		1・2歳	56人	110人	4人	114人	94人

【計画目標(蒲田圏域)】

(年間)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	合計		5,682人	5,571人	5,643人	5,376人	5,373人
	2号認定	3～5歳	3,023人	2,942人	2,827人	2,734人	2,710人
	3号認定	0歳	390人	391人	391人	392人	393人
		1・2歳	2,269人	2,238人	2,425人	2,250人	2,270人
確保 方策(定員)	合計		6,850人	6,848人	6,844人	6,844人	6,842人
	特定保育施設 ・認可保育所	3～5歳	3,635人	3,635人	3,635人	3,635人	3,635人
		0歳	405人	405人	405人	405人	405人
		1・2歳	2,105人	2,105人	2,105人	2,105人	2,105人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	0人	0人	0人	0人	0人
		1・2歳	193人	193人	193人	193人	193人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3～5歳	183人	183人	183人	183人	183人
		0歳	104人	102人	98人	98人	96人
		1・2歳	225人	225人	225人	225人	225人
	過不足	3～5歳	795人	876人	991人	1,084人	1,108人
		0歳	119人	116人	112人	111人	108人
		1・2歳	254人	285人	98人	273人	253人

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

●事業概要

各保育施設において、保護者の就労時間の多様化や長時間化に対応するため、在園児を対象に標準の最大利用時間である11時間を超えて保育を実施するものです。

延長時間は1時間又は2時間としている施設が多く、一部の施設や13時間開所が基本となる認証保育所などは2時間以上の延長にも対応しています(最長午後10時)。なお、各施設で定員、利用料等は異なります。

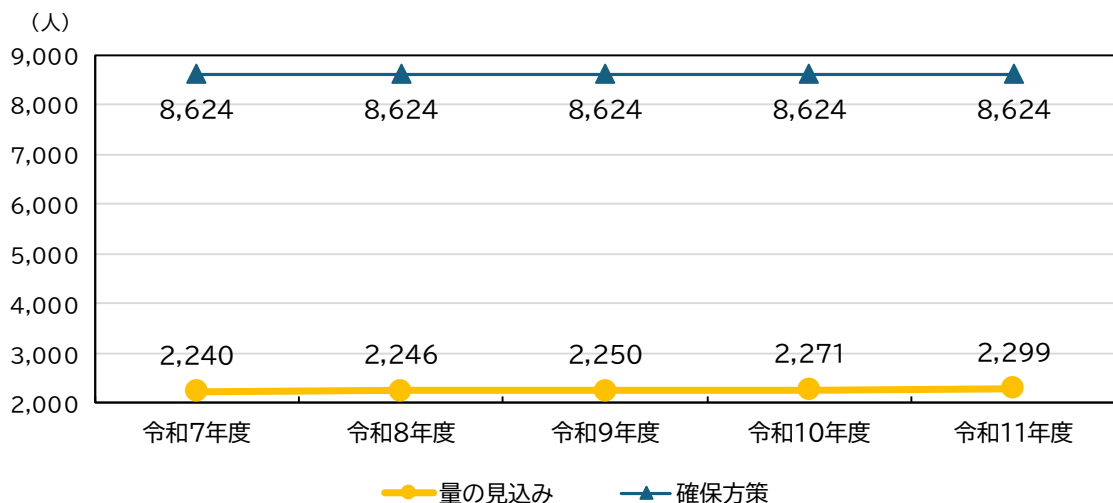
●確保方策

令和6年4月現在、認可保育所をはじめ、各保育施設で必要に応じて時間外保育を実施しており、ニーズ量に対して十分な保育定員が確保されています。働き方やライフスタイルの多様化等を踏まえ、保護者が安心して利用できるよう、引き続き、安定した保育環境を整備します。

【計画目標】

(1月あたり)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,240人	2,246人	2,250人	2,271人	2,299人
確保方策	実施箇所数	190か所	190か所	190か所	190か所	190か所
	提供量(定員)	8,624人	8,624人	8,624人	8,624人	8,624人
	大森圏域	2,943人	2,943人	2,943人	2,943人	2,943人
	調布圏域	1,830人	1,830人	1,830人	1,830人	1,830人
	蒲田圏域	3,851人	3,851人	3,851人	3,851人	3,851人
過不足		6,384人	6,378人	6,374人	6,353人	6,325人



(2)放課後児童健全育成事業(学童保育)

●事業概要

放課後児童健全育成事業(学童保育)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、学校休業日(土曜日や夏休みなどの長期休業期間等)にも実施します。

●確保方策

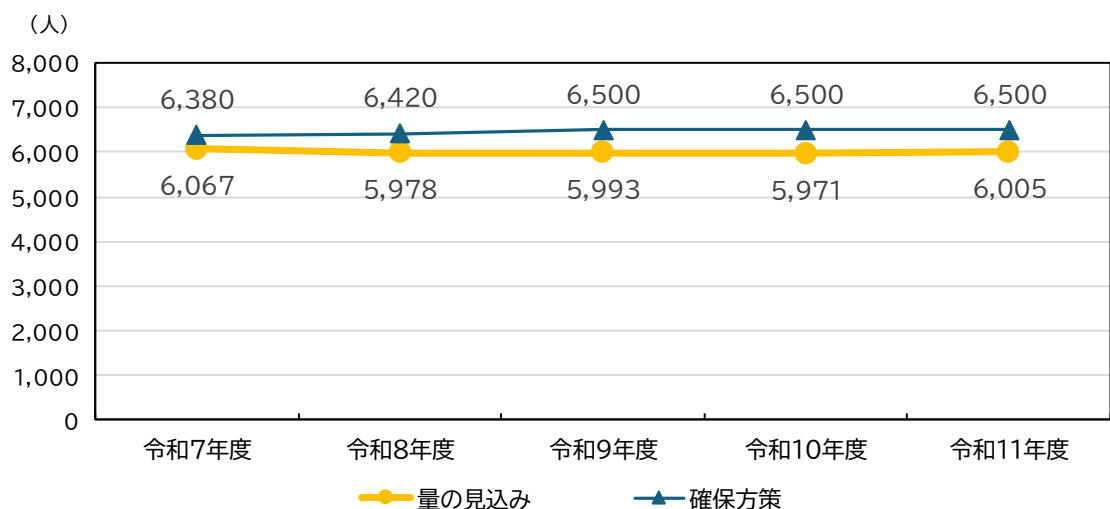
保護者の学童ニーズは、学校施設を活用した放課後児童の居場所である放課後ひろばに集中する傾向にあります。また、地域によって需要に偏りがあり、保留(待機)児童対策も課題となっています。

学校と緊密な調整を図りながら、学童申請の多い施設を重点的に放課後ひろばの整備・拡充を推進することで、学童ニーズに対応できる受入れ体制を確保します。

【計画目標(申請数)】

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	2,479人	2,342人	2,466人	2,466人	2,536人
	2年生	1,812人	1,889人	1,764人	1,836人	1,815人
	3年生	1,191人	1,164人	1,187人	1,084人	1,103人
	低学年	5,482人	5,395人	5,417人	5,386人	5,454人
	4年生	450人	446人	442人	456人	421人
	5年生	105人	107人	103人	99人	100人
	6年生	30人	30人	31人	30人	30人
	高学年	585人	583人	576人	585人	551人
	合計	6,067人	5,978人	5,993人	5,971人	6,005人
確保方策		6,380人	6,420人	6,500人	6,500人	6,500人



(3)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス)

●事業概要

保護者の仕事、疾病、育児不安、出産等の理由でこどもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行っています。

〈ショートステイ事業〉

保護者の疾病、育児不安、看護、出張等の社会的な事由によって家庭における児童の養育をすることが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において児童を預かっています。

〈トワイライトステイ・休日デイサービス事業〉

保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は日曜・祝日に児童の養育をすることが困難となった場合等に、児童福祉施設で児童を預かっています。

●確保方策

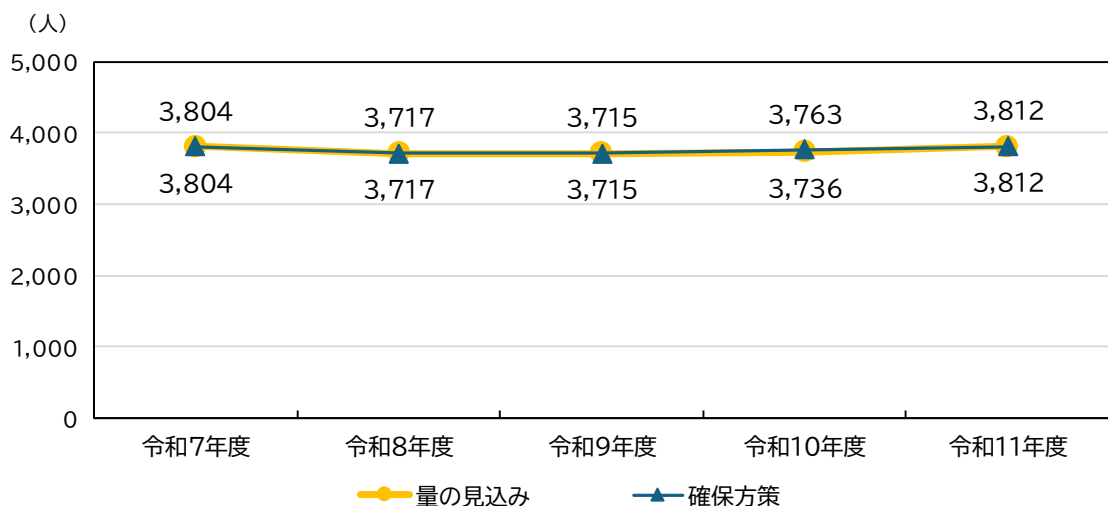
未就学児や小学校低学年の利用が多く、保育所や学童から直接施設に来る利用者が多い傾向にあります。保護者の送迎が困難な場合は、送迎サービス(有料)を行っており、多くの利用者が利用しています。

また、令和6年度より開始した乳幼児を対象としたショートステイ事業は、利用ニーズがあっても予約が取りづらい状況であることから、乳幼児ショートステイ事業の受け入れ施設を追加し、利用枠の定員を増加することで、緊急時に対応できる体制を整えるとともに、必要なニーズ量の確保に努めます。

【計画目標】

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,804 人	3,717 人	3,715 人	3,763 人	3,812 人
確保方策	実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	提供量	3,804 人	3,717 人	3,715 人	3,736 人	3,812 人



(4)地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

●事業概要

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行うなど、地域に開かれた子育ての相談窓口であるとともに、子育て中の親子が気軽に過ごせる場として設置しています。

●確保方策

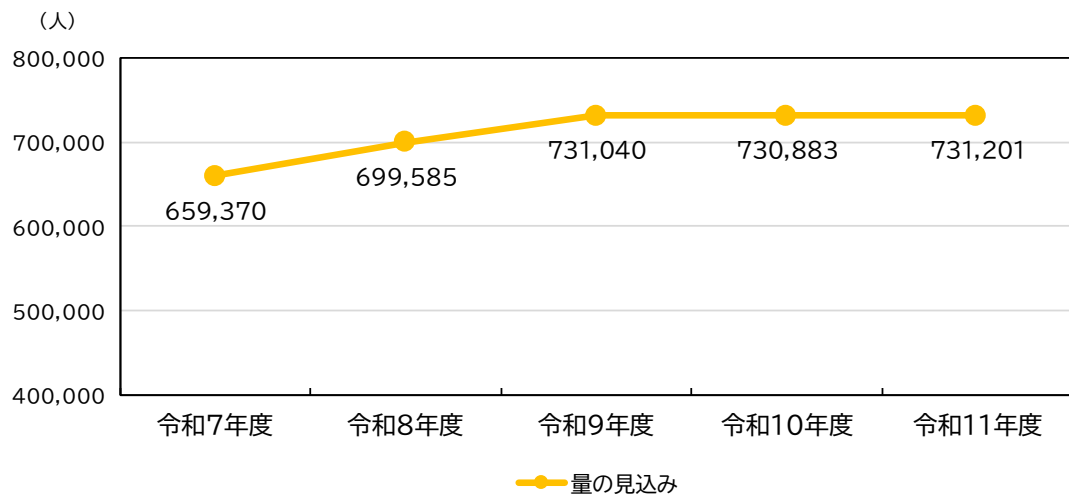
区では、地域子育て支援拠点事業として、児童館、子ども家庭支援センター及び保育所においてそれぞれ乳幼児からその保護者等までを対象とした事業を展開しています。また、教育ニーズの高い保護者への情報提供等に対応するため幼稚園等においても事業を展開します。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	659,370人	699,585人	731,040人	730,883人	731,201人
確保方策 (※)	55か所	55か所	56か所	56か所	57か所

※確保方策：利用者数（量の見込み）に対し、実施箇所数により、提供量を確保します。



(5) 幼稚園における一時預かり事業(延長保育)

●事業概要

私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常就園時間を延長して預かる事業です。就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不定期の就労等の一時的な利用があり、令和6年4月現在、区内45園で実施しています。

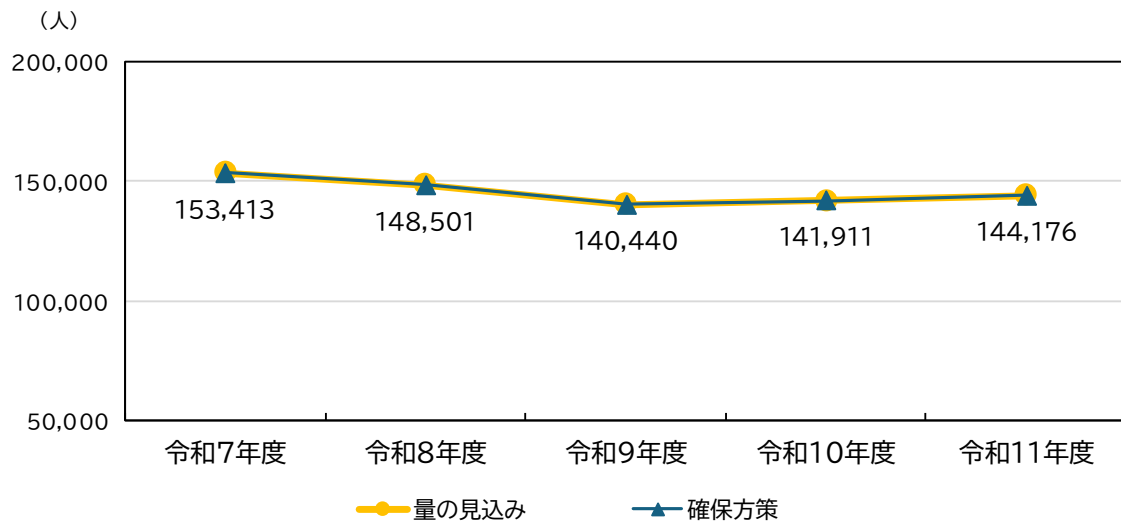
●確保方策

幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園利用者への大きな子育て支援の柱となるため、ニーズに対応できるよう、提供体制を整備していきます。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	153,413 人	148,501 人	140,440 人	141,911 人	144,176 人
確保方策	153,413 人	148,501 人	140,440 人	141,911 人	144,176 人



(6) 保育所等における一時預かり事業

● 事業概要

<一時預かり事業>

保護者の用事やリフレッシュのためなど、理由・目的を問わず一時的に預かる制度です。

<緊急一時保育>

保護者の出産、疾病等の理由により、緊急に保育が必要なお子さんを認可保育所で一時的に預かる制度です。

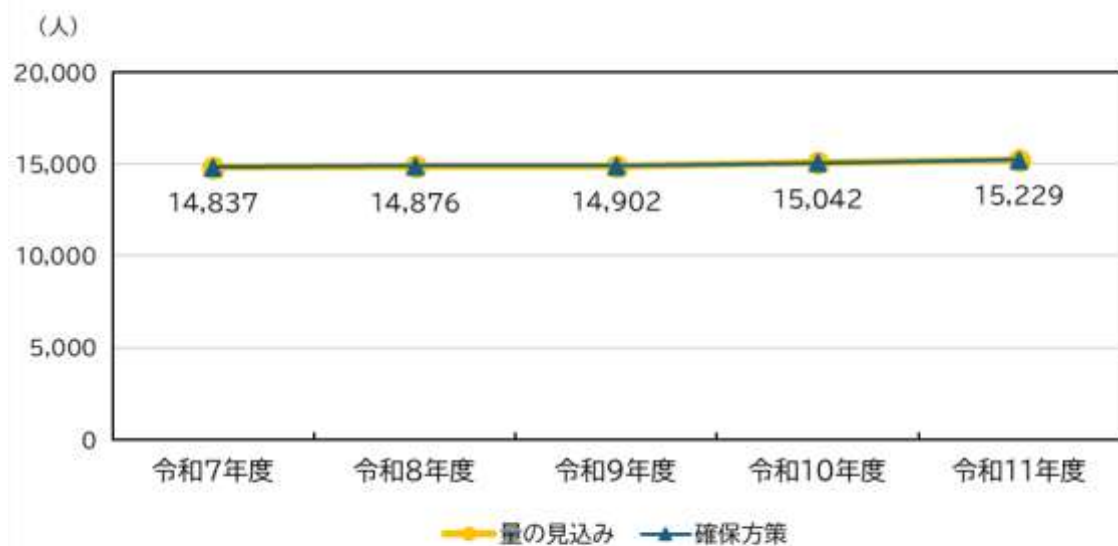
● 確保方策

子育て家庭の不安解消やリフレッシュ等を目的に手軽に利用できるよう、在宅子育て家庭への支援を拡充していきます。また、現行の実施施設に加えて、新規開設施設での事業拡充等により、ニーズに対する受け皿を確保していきます。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,837人	14,876人	14,902人	15,042人	15,229人
確保方策	14,837人	14,876人	14,902人	15,042人	15,229人



(7)病児・病後児保育事業

●事業概要

病気回復期における児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両方を支援することを目的としています。

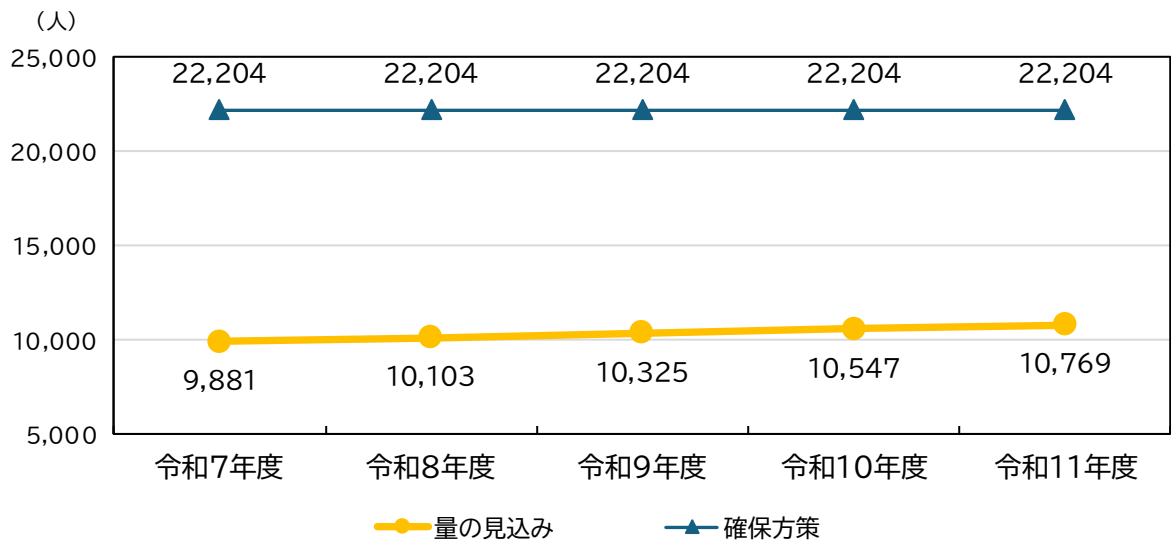
●確保方策

主に医療機関併設の保育施設で事業を実施していることから、引き続き医療機関と連携し、ニーズに対して必要なサービス提供量を確保していきます。

【計画目標】

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		9,881人	10,103人	10,325人	10,547人	10,769人
確保方策	実施箇所数	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
	提供量	22,204人	22,204人	22,204人	22,204人	22,204人



(8)ファミリー・サポート・センター事業

●事業概要

育児のお手伝いをしてほしい人(利用会員)と育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業です。

保育園や幼稚園、学童保育のお迎えや帰宅後の預かりが主な活動内容となっています。

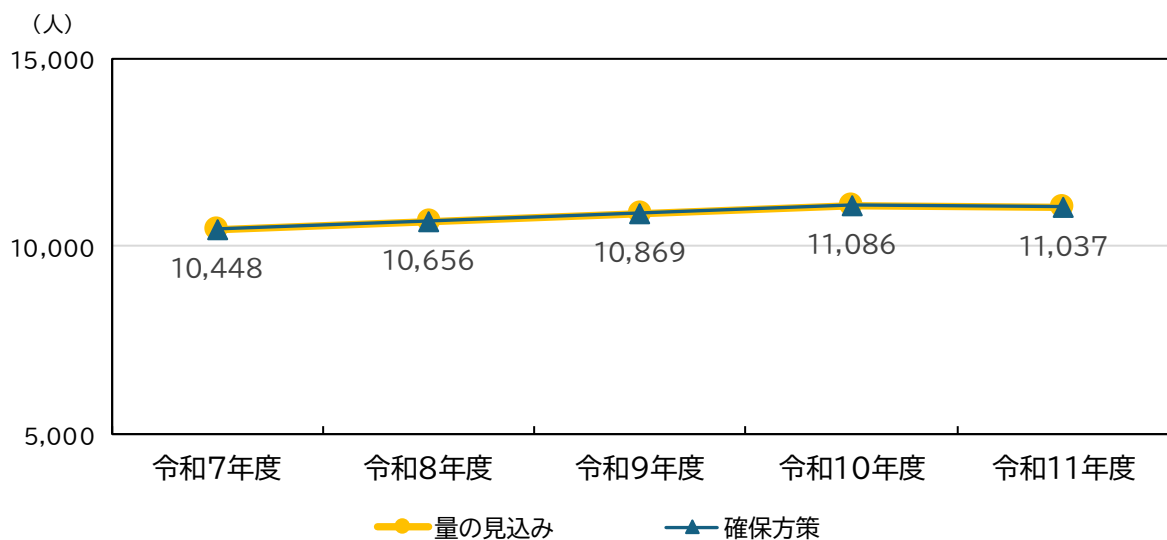
●確保方策

利用会員と提供会員の登録数の比率は約4:1であり、地域的に偏在はありません。今後も利用増が見込まれるため、提供会員養成講座を確実に開催しニーズ量を確保します。また、活動内容も保育園等の送迎など短時間の活動実績が多く、提供会員にとって取り組みやすい活動である点をさらに周知するとともに、活動休止中の会員に働きかけることで、提供会員の確保にあたります。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,448人	10,656人	10,869人	11,086人	11,307人
確保方策	10,448人	10,656人	10,869人	11,086人	11,307人



(9)利用者支援事業

●事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●確保方策

【基本型】

住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うため、区役所本庁舎、各地域庁舎、児童館及び保育所において実施します。なお、「児童福祉法」の改正により市町村は地域子育て相談機関を整備することが規定されました。この法改正に対応するため、区立保育園 37 施設等を地域子育て相談機関と位置付けます。

【こども家庭センター型】

母子保健機能と児童福祉機能を一体化したこども家庭センターを設置し、妊娠、出産、子育てに関する相談や支援プランの策定、地域の関係機関との連携により、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

【計画目標】

(実施箇所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	基本型	51 か所	51 か所	51 か所	51 か所	51 か所
	(うち地域子育て相談機関)	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所
	こども家庭センター型	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
確保 方策	基本型	51 か所	51 か所	51 か所	51 か所	51 か所
	(うち地域子育て相談機関)	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所
	こども家庭センター型	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(10)妊婦健康診査

●事業概要

妊婦が安心して健全な出産ができるよう、妊娠期間中に医療機関に委託して健診を行います。受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで助成を行う「里帰り等妊婦健康審査費用助成」を実施しています。

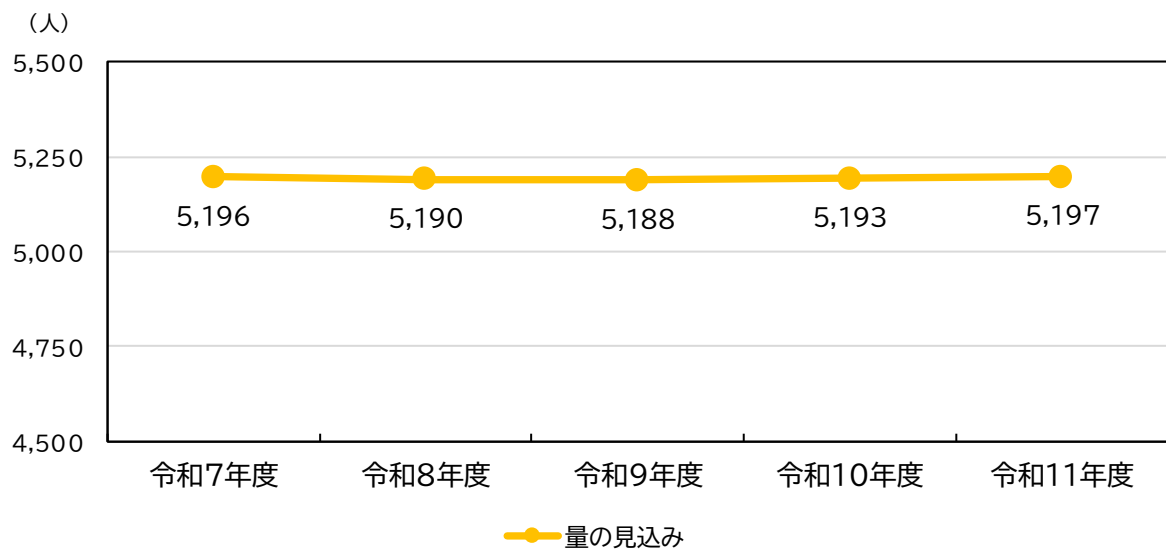
●確保方策

今後も、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母子の障害防止などに資することを目的に、対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携のもと、安心・安全な妊娠・出産の支援を充実していきます。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,196人	5,190人	5,188人	5,193人	5,197人
確保方策	妊娠届出をしたすべての妊婦に対し事業を実施します。				



(11)乳児家庭全戸訪問事業(すこやか赤ちゃん訪問事業)

●事業概要

乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後120日以内の乳児がいる家庭を訪問し指導を行います。

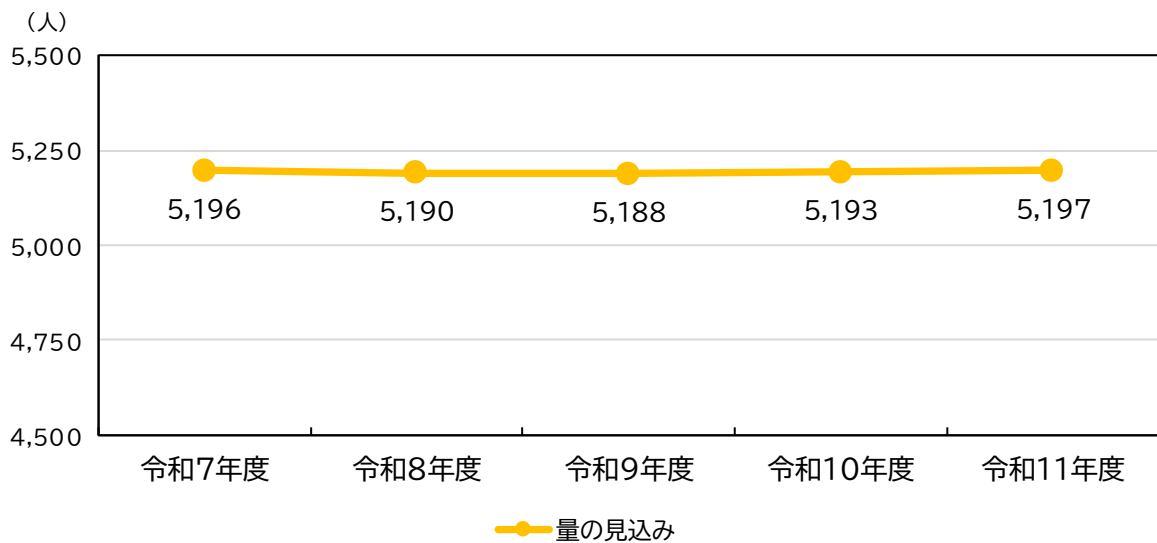
●確保方策

今後も引き続き事業周知に努め、保健師及び助産師による訪問を着実に実施し、出産後の母子の健康状態や生活状況を把握するとともに、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を行っていきます。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,196人	5,190人	5,188人	5,193人	5,197人
確保方策	生後120日以内の乳児のいるすべての家庭を訪問(すこやか赤ちゃん訪問)します。				



(12)養育支援訪問事業

●事業概要

「児童福祉法」第 6 条の 3 第 5 項に基づき、平成 18 年から実施している事業です。

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

●確保方策

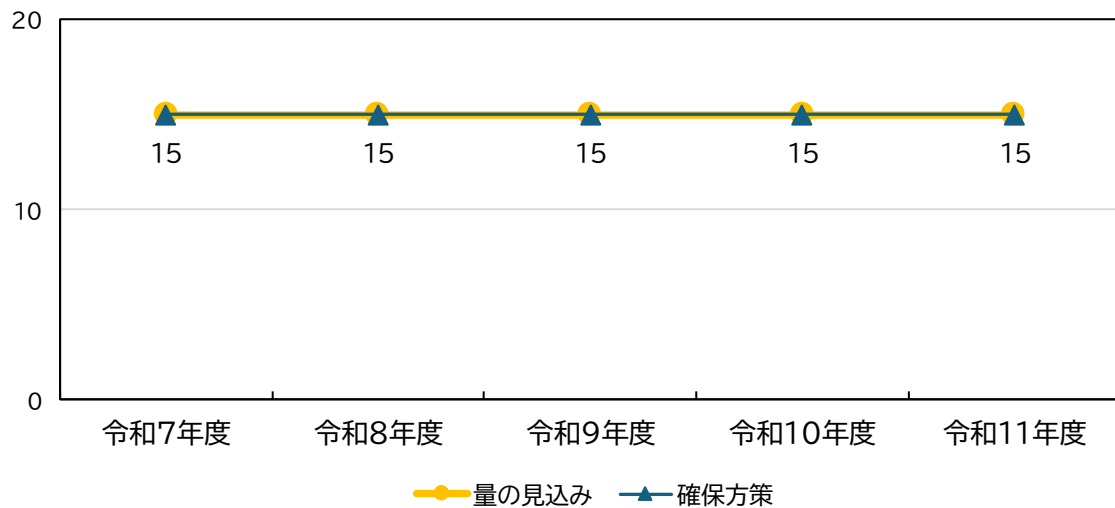
出産前、出産直後から関係機関との連絡・連携により必要な支援を確実にを行います。保育園等の養育機関に入所するなど、支援世帯に動きがある年度替わりの時期においても支援を計画的に行えるよう提供量を確保します。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15 世帯	15 世帯	15 世帯	15 世帯	15 世帯
確保方策	15 世帯	15 世帯	15 世帯	15 世帯	15 世帯

(世帯)



(13)子育て世帯訪問支援事業

●事業概要

「児童福祉法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

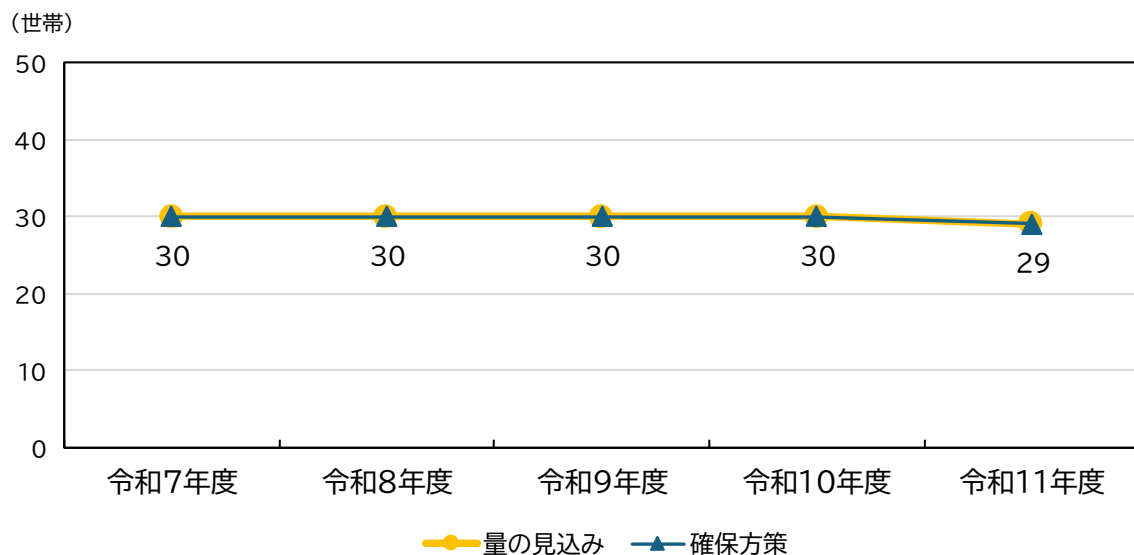
●確保方策

区では、これまで養育支援訪問事業内の育児ヘルパーの派遣として実施していた事業を本事業に位置付けます。引き続き、現行の支援体制を継続しています。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30世帯	30世帯	30世帯	30世帯	29世帯
確保方策	30世帯	30世帯	30世帯	30世帯	29世帯



(14)児童育成支援拠点事業

●事業概要

「児童福祉法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

●確保方策

国や都の動向を踏まえながら、整備に係る「調査・検討」を行います。

(15)親子関係形成支援事業

●事業概要

「児童福祉法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

●確保方策

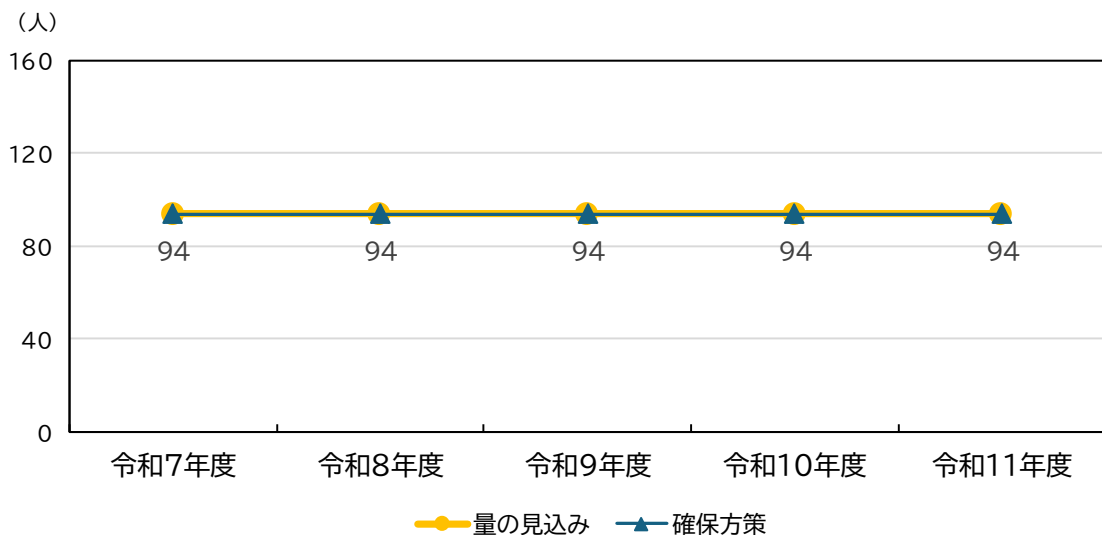
区では、これまで児童館において実施していた親の子育て力向上支援事業を本事業に位置付けます。本事業への参加を広く区民へ呼びかけるとともに、児童館利用者に対し参加を促していきます。

また、親子の関係性や児童の関わり方などに不安を抱えている家庭等への支援を行うため、令和7年度より子ども家庭支援センターにおいても事業を開始します。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	94人	94人	94人	94人	94人
確保方策	94人	94人	94人	94人	94人



(16)産後ケア事業

●事業概要

「子ども・子育て支援法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

産後直後は母親の体調が不安定で、育児不安も強くなりやすい時期であるため、母親の身体的、心理的な安定を図るため、訪問型・外来型・デイサービス型などの支援を行います。

●確保方策

区では、これまで「母子保健法」第17条の2第3項に基づき実施している、産後ケア事業を本事業に位置づけます。妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、こども家庭センターその他の関係機関との必要な連絡調整や連携を図ることにより、母子とその家庭への支援を一体的に実施します。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,196人	5,190人	5,188人	5,193人	5,197人
確保方策	5,196人	5,190人	5,188人	5,193人	5,197人

(17)妊婦等包括相談支援事業

●事業概要

「子ども・子育て支援法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

●確保方策

区では、これまで実施していた妊婦面接、妊娠8か月アンケート、新生児訪問を本事業に位置づけ、妊婦や子育て世帯のニーズに応じて、保健師等専門職が妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

【計画目標】

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,079件	13,362件	12,681件	12,036件	11,424件
確保方策	14,079件	13,362件	12,681件	12,036件	11,424件

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

●事業概要

「子ども・子育て支援法」改正に伴い新たに位置づけられた事業です。

月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。保育所や幼稚園等に通わない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に子育てについての情報提供や助言等を行います。

●確保方策

適切な量の見込み及び確保方策を算出するため、今後、国から示される当該事業に関する通知や人員配置、設備基準等を鑑みて、令和9年度の中間年見直しに際し設定を行います。

(19)実費徴収に係る補足給付を行う事業

●事業概要

教育・保育施設に対して、特定の要件に該当する世帯の保護者が支払う日用品、文房具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成し、保護者の負担軽減を図ることを目的とする事業です。

現在大田区では各保育施設に対し、世帯の要件を問わず、保護者の実費負担を実質軽減するための独自の助成事業を別途行っており、今後もこの事業を継続します。

(20)多様な事業者の参入促進、能力活用事業(保育連携推進事業)

●事業概要

保育園の運営を担う事業者に対する巡回支援等を実施することにより、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設の設置、運営を促進するための事業です。

現在大田区では、社会福祉法人や株式会社等の多様な事業者が認可保育園(私立園)の運営を担っています。このため、区立保育園が地域の私立園等に対し、定期的な訪問や保育に関する助言、こどもたちの交流事業などの連携・交流を図る「保育連携推進事業」を実施し、多様な事業者の保育水準の向上を図っています。

資料編



1 事業一覧

基本目標1 こどもの権利を守ります

個別目標1-1 こどもの権利の擁護

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	子ども家庭総合支援センター開設準備室	
②	母子(女性)緊急一時保護事業	生活福祉課	
③	ヤングケアラー支援事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	
④	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	子ども家庭支援センター	
⑤	虐待防止支援訪問	子ども家庭支援センター	
⑥	見守りサポート事業	子ども家庭支援センター	
⑦	養育支援訪問事業(子育て世帯訪問支援事業他含む)	子ども家庭支援センター	
⑧	養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	子ども家庭支援センター	
⑨	児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲)	子ども家庭支援センター	
⑩	児童虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	
⑪	いじめの未然防止、早期発見・早期対応	指導課	おおた教育ビジョン
⑫	学級集団調査	指導課	おおた教育ビジョン
⑬	学びの多様化学校	指導課	おおた教育ビジョン
⑭	つばさ教室での支援	教育センター	おおた教育ビジョン
⑮	障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲)	障がい者総合サポートセンター(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
⑯	児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲)	障がい者総合サポートセンター(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
⑰	養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業	子育て支援課	おおた子どもの生活応援プラン推進事業

基本目標2 こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます

個別目標2-1 幼児期・学齢期の教育の充実

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	区独自教科「おおたの未来づくり」	指導課	おおた教育ビジョン
②	職場体験	指導課	おおた教育ビジョン
③	タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成	指導課	おおた教育ビジョン
④	おおたグローバルコミュニケーション(OGC)	指導課	おおた教育ビジョン
⑤	人権課題にかかわる学習	指導課	おおた教育ビジョン
⑥	道徳授業地区公開講座	指導課	おおた教育ビジョン
⑦	大田区学習効果測定	指導課	おおた教育ビジョン
⑧	学習カウンセリング	指導課	おおた教育ビジョン
⑨	習熟度別少人数指導	指導課	おおた教育ビジョン
⑩	補習教室	指導課	おおた教育ビジョン
⑪	放課後こども教室における自主学習支援	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑫	子どもの学習支援	蒲田生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑬	夏休み学習教室	地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑭	こども学習支援教室	地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑮	楽しい運動習慣の確立	指導課	おおた教育ビジョン
⑯	保育者向け研修の実施	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑰	幼児期における運動遊び指導の充実	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑱	親子運動遊び講座	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑲	保幼小の交流及び連携事業	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑳	私立幼稚園特別支援教育事業	教育総務課	
㉑	特別支援学級等の整備	学務課	おおた教育ビジョン
㉒	特別支援教育実施体制の整備	指導課	おおた教育ビジョン
㉓	学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育)	障がい者総合サポートセンター	おおた障がい施策推進プラン
㉔	日本語指導	指導課 学務課	おおた教育ビジョン
㉕	こども日本語教室	地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
㉖	学校施設の改築	教育総務課	おおた教育ビジョン

個別目標2-2 こどもの健やかな成長への支援

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	子ども家庭支援センター等における相談(再掲)	子ども家庭支援センター こども家庭センター	
②	スクールカウンセラーによる支援	教育センター	おおた教育ビジョン
③	スクールソーシャルワーカーによる支援	教育センター	おおた教育ビジョン
④	児童館・中高生ひろばにおける相談	子育て支援課	
⑤	若者サポートセンター フラットおおた	子ども家庭支援センター	
⑥	自殺総合対策の推進	健康づくり課	おおた健康プラン
⑦	精神保健に関する医師・保健師による相談	地域健康課	おおた健康プラン
⑧	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	生活衛生課	おおた健康プラン
⑨	各種健康教育	学務課 指導課	おおた教育ビジョン
⑩	性感染症予防講演会	感染症対策課	おおた健康プラン
⑪	食育推進検討会・食育フェア	健康づくり課 地域健康課 生活衛生課 子育て支援課 保育サービス課 学務課 指導課	おおた健康プラン
⑫	在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等	地域健康課	おおた健康プラン
⑬	保育園における食育指導	保育サービス課	
⑭	食育推進チームによる指導	指導課	おおた教育ビジョン
⑮	児童館における食育指導	子育て支援課	
⑯	かかりつけ医の推進(再掲)	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑰	休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン
⑱	平日準夜小児初期救急診療(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン
⑲	歯科休日応急診療(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン
⑳	産科医療機関の設備整備費助成事業(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン
㉑	地域医療機関との協議会等の開催(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン

個別目標2-3 こどもの子育て支援と居場所・遊び場の整備

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	青少年健全育成(青少年対策地区委員会)	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
②	大田区子どもガーデンパーティー	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
③	子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験)	産業振興課	
④	長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業	子育て支援課	おおた子どもの生活応援プラン
⑤	こども食堂推進事業	子育て支援課	
⑥	学校施設開放事業	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑦	学童保育事業(放課後児童健全育成事業)(再掲)	子育て支援課 教育総務課	
⑧	学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲)	子育て支援課 教育総務課	
⑨	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲)	子育て支援課 教育総務課	
⑩	放課後の児童の居場所づくり(放課後ひろば)	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑪	児童館の学童保育・一般利用(自由来館)	子育て支援課	
⑫	中高生ひろば	子育て支援課	
⑬	若者サポートセンター フラットおおた(再掲)	子ども家庭支援センター	
⑭	保育園・児童館の児童と高齢者との交流	保育サービス課 子育て支援課	
⑮	保育園・児童館への中高校生ボランティア活動の推進	保育サービス課 子育て支援課	
⑯	リーダー講習会(小学生・中高生)	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
⑰	リーダー講習会(成人)	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
⑱	地域に根ざした公園・緑地の整備	公園課	おおた緑の基本計画グリーンプランおおた
⑲	特色のある身近な公園整備	公園課	
⑳	とうきょうすくわくプログラム推進事業	保育サービス課	
㉑	多様な他者との関わりの機会の創出事業	保育サービス課 教育総務課	

基本目標 3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

個別目標3-1 子育て家庭への相談体制の充実

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	保育サービスアドバイザーによる相談	保育サービス課	
②	子育てひろばにおける子育て相談	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課	
③	保育所における子育て相談(地域子育て相談機関)	保育サービス課	
④	私立幼稚園における子育て相談	教育総務課	
⑤	児童館の子育て相談	子育て支援課	
⑥	就学相談	教育センター	おおた教育ビジョン
⑦	教育相談	教育センター	おおた教育ビジョン
⑧	幼児教育相談	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑨	子ども家庭支援センター等における相談	子ども家庭支援センター こども家庭センター	
⑩	多言語相談窓口の運営	地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑪	障がい児等の早期支援(相談・療育等)	障がい者総合サポートセンター(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
⑫	児童の発達相談・サービス等利用相談	障がい者総合サポートセンター(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
⑬	家庭相談・女性相談	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑭	ひとり親家庭の相談	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑮	離婚と養育費に関わる総合相談	子育て支援課	おおた子どもの生活応援プラン
⑯	子ども生活応援臨時窓口の運営	蒲田生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑰	親子関係形成支援事業	子ども家庭総合支援センター開設準備室	

個別目標3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	子育てハンドブックの発行	こども未来課	
②	保育サービスアドバイザーによる相談(再掲)	保育サービス課	
③	マイ保育園登録	保育サービス課	
④	大田区子育て応援メールの配信	健康づくり課	おおた健康プラン

No.	事業名	担当課	連携する計画
⑤	外国人向け多言語情報紙の発行	地域力推進課	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑥	多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供	地域力推進課	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑦	児童館子育て講座の開催	子育て支援課	
⑧	児童虐待防止に向けた啓発の推進	子ども家庭支援センター	
⑨	発達障がい理解啓発の推進	障がい者総合サポートセンター(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
⑩	ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信	こども未来課	
⑪	母子保健・子育て支援アプリの導入・運用	健康医療政策課	

個別目標3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	ファミリー・アテンド事業	子ども家庭支援センター	
②	子育てひろば	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課	
③	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター	
④	家庭教育学習会	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑤	初めてのお子さんを対象とした子育て教室の開催	子ども家庭支援センター	
⑥	保育所の園庭開放	保育サービス課	
⑦	体験保育(育児応援事業)	保育サービス課	
⑧	ほほえみごはん事業	子育て支援課	おおた 子どもの生活応援プラン 推進事業
⑨	地域の育児支援	福祉管理課	大田区地域福祉計画
⑩	親子で遊ぼうイベントの開催	子ども家庭支援センター	
⑪	子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	
⑫	子育てサロン「キッズな」の開催	子ども家庭支援センター	
⑬	子ども交流センターの運営支援	子育て支援課	

個別目標3-4 子育て家庭への多様な生活支援

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	児童扶養手当	子育て支援課	

No.	事業名	担当課	連携する計画
②	特別児童扶養手当	子育て支援課	
③	児童育成手当・障害手当	子育て支援課	
④	就学援助	学務課	
⑤	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑥	母子及び父子福祉資金貸付	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑦	母子生活支援施設の運営	子ども家庭総合支援センター開設準備室 生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑧	ひとり親世帯住宅確保支援	建築調整課	大田区住宅マスタープラン
⑨	ひとり親世帯転居一時金助成	建築調整課	大田区住宅マスタープラン
⑩	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス	子育て支援課	おおた子どもの生活応援プラン
⑪	重症心身障がい児(者)短期入所	障がい者総合サポートセンター	おおた子どもの生活応援プラン
⑫	障害児通所支援事業	障害福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑬	重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業	障害福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑭	一時預かり保育	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課	
⑮	乳幼児ショートステイ事業・ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	

基本目標 4 子育てと仕事の両立を支援します

個別目標 4-1 保育サービス等の充実

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	保育サービス基盤の確保	保育サービス課	
②	保育所等への助成	保育サービス課	
③	定期利用保育事業	保育サービス課	
④	認証保育所の運営補助	保育サービス課	
⑤	家庭福祉員(保育ママ)	保育サービス課	
⑥	時間外保育	保育サービス課	
⑦	私立幼稚園預かり保育事業	教育総務課	
⑧	ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)	子育て支援課	
⑨	休日保育	保育サービス課	
⑩	年末保育	保育サービス課	
⑪	病児・病後児保育	保育サービス課	
⑫	区立保育園における医療的ケア児の受け入れ	保育サービス課	
⑬	保育所等における障がい児等の受け入れ	保育サービス課	
⑭	区立保育園の改築・改修	こども未来課	
⑮	保育士確保対策の実施	保育サービス課	
⑯	保育士等研修の実施	保育サービス課	
⑰	区立保育園の拠点機能強化	保育サービス課	
⑱	第三者評価の実施	保育サービス課	
⑲	とうきょうすくわくプログラム推進事業 (再掲)	保育サービス課	
⑳	学童保育事業(放課後児童健全育成事業)	子育て支援課 教育総務課	
㉑	学童保育(放課後児童健全育成事業)の 延長保育、夏休み利用、一時利用	子育て支援課 教育総務課	
㉒	学童保育での特別な配慮を要する児童 の受け入れ	子育て支援課 教育総務課	

個別目標 4-2 子育てと仕事の両立の推進

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	女性のための相談	人権・男女平等推進課	男女共同参画推進プラン
②	男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催	人権・男女平等推進課	男女共同参画推進プラン
③	商業団体他産業団体への働きかけ	産業振興課	
④	キッズなパパの子育て応援講座	子ども家庭支援センター	
⑤	子育て力向上支援事業	子育て支援課	
⑥	父親支援セミナー	健康づくり課	

基本目標 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります

個別目標 5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	母子健康手帳の交付	健康づくり課 こども家庭センター(地域健康課) 特別出張所等	おおた健康プラン
②	妊婦面接	健康づくり課 こども家庭センター(地域健康課)	おおた健康プラン
③	妊婦健康診査	健康づくり課	おおた健康プラン
④	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	おおた健康プラン
⑤	妊娠高血圧症候群等療養援護	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑥	すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑦	産後ケア	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑧	産後家事・育児援助事業	子育て支援課	
⑨	乳幼児健康診査(4 か月児～5歳児)	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑩	乳幼児歯科相談	地域健康課	おおた健康プラン
⑪	幼児歯科健康診査・う蝕予防	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑫	予防接種	感染症対策課	おおた健康プラン
⑬	乳幼児経過観察健康診査	地域健康課	おおた健康プラン
⑭	乳幼児保健指導	地域健康課	おおた健康プラン
⑮	出産準備教室	地域健康課	おおた健康プラン
⑯	育児学級等	地域健康課	おおた健康プラン
⑰	地域(出張型)健康教育	地域健康課	おおた健康プラン
⑱	みんなでよい歯のまちづくり	地域健康課	おおた健康プラン
⑲	乳幼児発達健康診査	地域健康課	おおた健康プラン
⑳	新生児聴覚検査公費負担	健康づくり課	おおた健康プラン
㉑	子育てグループワーク(子育て支援事業)	地域健康課	おおた健康プラン
㉒	都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携	地域健康課	おおた健康プラン
㉓	療育給付	健康づくり課	おおた健康プラン

No.	事業名	担当課	連携する計画
②④	養育医療給付	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
②⑤	育成医療費給付	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
②⑥	児童医療費助成事業	子育て支援課	
②⑦	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	
②⑧	かかりつけ医の推進	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
②⑨	休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療	健康医療政策課	おおた健康プラン
③⑩	平日準夜小児初期救急診療	健康医療政策課	おおた健康プラン
③⑪	歯科休日応急診療	健康医療政策課	おおた健康プラン
③⑫	産科医療機関の設備整備費助成事業	健康医療政策課	
③⑬	地域医療機関との協議会等の開催	健康医療政策課	

基本目標6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

個別目標6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	防災対応マニュアル・防災の手引き等	子育て支援課 保育サービス課	
②	災害物品の備蓄	子育て支援課 保育サービス課	大田区国土強靱化地域計画
③	妊産婦避難所の設置	健康医療政策課	おおた健康プラン
④	保育園における福祉避難所の整備	保育サービス課	
⑤	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	福祉管理課	大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン
⑥	区民安全・安心メールサービスの運用	防災危機管理課	
⑦	こどもSOSの家による見守り活動の推進	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
⑧	青色回転灯装備車パトロール	防災危機管理課	
⑨	公共空間での防犯カメラの設置	防災危機管理課	
⑩	防災教育	指導課	おおた教育ビジョン
⑪	防犯教育	指導課	おおた教育ビジョン
⑫	小学生への防犯ブザーの配布	学務課	おおた教育ビジョン
⑬	子育て家庭(世代)への交通安全教育	都市基盤管理課	第11次大田区交通安全計画(R3~7) 大田区自転車等総合計画(R4~13)
⑭	「交通安全だより」の発行	都市基盤管理課	第11次大田区交通安全計画(R3~7) 大田区自転車等総合計画(R4~13)
⑮	交通安全巡回指導	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑯	交通安全移動教室の開催	都市基盤管理課	第11次大田区交通安全計画(R3~7) 大田区自転車等総合計画(R4~13)
⑰	交通安全自転車教室の開催	都市基盤管理課	第11次大田区交通安全計画(R3~7) 大田区自転車等総合計画(R4~13)
⑱	少年の非行防止啓発活動	防災危機管理課	
⑲	万引きしにくい環境づくり	防災危機管理課	
⑳	有害図書等対策の推進	地域力推進課	大田区子ども・若者計画

個別目標6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	地域とつくる支援の輪プロジェクト	子育て支援課	おおた子どもの生活応援プラン
②	子育て力向上支援事業	子育て支援課	
③	子育て関係機関による連絡会	地域健康課	おおた健康プラン
④	地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑤	子育てすくすくネット事業	子育て支援課	
⑥	民生委員・児童委員との連携	福祉管理課	大田区地域福祉計画
⑦	児童発達支援地域ネットワーク会議等	障がい者総合サポートセンター	おおた障がい施策推進プラン
⑧	医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン
⑨	大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン

2 大田区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 5 月 31 日

条例第 43 号

改正 令和 4 年 9 月 29 日

条例第 45 号

改正 令和 6 年 3 月 11 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、区長の附属機関として大田区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。

(1) 区民及び関係団体との連携協働による子育て支援施策に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、区長が委嘱する委員 15 名以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第 7 条 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 子育て会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 9 条 会議は、原則として公開とする。ただし、子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(臨時委員)

第 10 条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第 3 条に規定する委員のほか
に、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

(部会)

第 11 条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 第 6 条から第 9 条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3 大田区子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 5 月 31 日

規則第 92 号

改正 平成 27 年 3 月 26 日

規則第 33 号

改正 令和元年 5 月 31 日

規則第 4 号

改正 令和 6 年 3 月 11 日

規則第 22 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する区長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 1名以内
- (2) 区民 1名以内
- (3) 子どもの保護者 1名以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4名以内
- (5) 区内関係団体の推薦を受けた者 6名以内
- (6) 区議会議員 2名以内

(庶務)

第3条 子育て会議及び部会の庶務は、こども家庭部子育て支援課が処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 大田区子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名等	氏名(敬称略)
学識経験者(1名)	大学教授等	澁谷 昌史
区民・子どもの保護者(2名)	公募委員	小林 多希子
	公募委員	吉崎 麗
子育て支援に関する事業に従事する者(4名)	大田区私立幼稚園連合会 代表	野村 良司
	大田区私立保育園連合会 代表	加藤 保
	学校法人 簡野学園 代表	菊地 渉道
	社会福祉法人 大洋社 代表	斎藤 弘美
区内関係団体の推薦を受けた者(6名)	大田区3医師会 代表 (田園調布医師会 会長)	内山 浩志
	大田助産師会 代表	石丸 識子
	大田区民生委員児童委員協議会 代表	森 英男
	大田区青少年対策地区委員会会長会 代表	石垣 晴子
	労働団体代表(連合大田地区協議会)	森谷 憲光 (任期:R7.2.12 まで)
		奈良 友加 (任期:R7.2.13～ R7.3.31)
	東京商工会議所大田支部	田尻 久美子
区議会議員(2名)	こども文教委員会 委員長	岡元 由美
	こども文教委員会 副委員長	押見 隆太

5 策定経過

1 保護者ニーズ調査及び小中高生アンケート調査の実施

対象者	配布数	回収数	回収率	調査期間
就学前児童の保護者	2,500 件	1,167 件	46.7%	令和 5 年 12 月 20 日 から令和 6 年 1 月 15 日
小学校児童の保護者	2,500 件	1,050 件	42.0%	
小学生	1,250 件	366 件	29.3%	
中学生	1,250 件	350 件	28.0%	
高校生世代	1,250 件	217 件	17.4%	
合 計	8,750 件	3,150 件	36.0%	

2 大田区子ども・子育て会議における検討

回	開催日	主な議事内容
第1回	令和6年 7 月 5 日(金)	・大田区子ども・子育て支援計画に関する令和5年度実績報告 ・次期大田区子ども・子育て支援計画策定のための区民意向調査の結果報告 ・次期大田区子ども・子育て支援計画の体系(案) ・子ども・子育て会議の専門部会の設置
第2回	令和 6 年 10 月 18 日(金)	・次期計画(素案) ・こどもの居場所づくり検討部会の報告
第3回	令和 6 年 11 月 1 日(金)	・次期計画(素案) ・こどもの居場所づくり検討部会の報告
第4回	令和 7 年 2 月 13 日(木)	・大田区こども未来計画(最終案) ・こどもの居場所づくり検討部会の報告

3 パブリックコメント(区民意見公募手続)の実施

募集期間	令和6年 12 月 13 日(金)から令和 7 年 1 月 10 日(金)まで
意見提出件数	16件

6 用語解説

【あ行】

ICT(アイシーティー)

情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた力

SDGs 未来都市

内閣府は、SDGs の理念に沿った取組を推進する都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現する潜在的な力が高い都市・地域を「SDGs 未来都市」として選定している。

NPO(エヌピーオー)

特定非営利活動団体。Non Profit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

【か行】

核家族化

夫婦のみの世帯、又は夫婦(ひとり親の場合も含む)と未婚のこどものみの世帯が増加する現象。

家庭福祉員(保育ママ)

区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後 43 日から2歳未満のこどもを預かり、自宅又はグループ保育室で家庭的保育を実施する。

協働

区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

区民安全・安心メールサービス

防災情報や気象警報の発令や解除、防犯情報などを携帯電話にメール送信するサービス。

グループ保育室

自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員(保育ママ)が、複数で自宅以外の同じ施設を使用し保育を行う事業。

合計特殊出生率

1人の女性(15 歳から 49 歳)が一生で出産するこどもの平均人数。

子育て

こどもが主体的に育つこと。

【さ行】

在宅栄養士(在宅訪問管理栄養士)

在宅療養者における複雑で解決困難な栄養の問題を有する重症疾患等の個人や集団に対して、高度な知識や技術を有し、個々の生活状況を踏まえた在宅栄養管理を通じて QOL の支援ができ、かつ在宅栄養管理にかかわる地域の他(多)職種と協働するための栄養管理システムの構築に携わり、その継続した協働ができる管理栄養士。

産後ドゥーラ

産前産後の女性に寄り添い、家事や育児をサポートする産後ケアの専門家。保育、調理、産前産後の女性の身体について等の講義を受け認定される。

自治体 SDGs モデル事業

内閣府は、SDGs の理念に沿った取組を推進する都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現する潜在的な力が高い都市・地域を「SDGs 未来都市」として選定している。そのうち特に先導的な取組であって、多様な主体との連携を通じ、地域における自律的好循環が見込める事業を「自治体 SDGs モデル事業」として選定している。

児童虐待

児童虐待は、親又は養育者によってこどもに加えられた行為の中で、こどもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。

①身体的虐待、②育児放棄／ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。

児童相談所

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(「児童福祉法」第 59 条の4第1項の児童相談所設置市をいう)に設置される行政機関。

周産期医療

「周産期」とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死等、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。「周産期」を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現する。

女性のエンパワメント

女性が個人としても社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。

スクールカウンセラー

いじめ、不登校などの学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

青少年対策地区委員会

地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、特別出張所を単位として、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生委員児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織。

【た行】

男女共同参画

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

定期利用保育

毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間(4時間以上)を柔軟に決められる保育事業。

特別支援教育

障がいなどにより、学習上・生活上の困難があるこどもに対して、小中高校などに準ずる内容で、自立を図ることを目的とする教育。

共育て家庭

子育てをパートナーといっしょに行っている家庭。

【な行】

認可保育所

「児童福祉法」に基づく児童施設で、建物や園庭の広さ、保育者の人数、保育時間などについて国が定めた基準を満たし、自治体によって認可された保育園。

認証保育所

都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準(0歳児保育、13 時間所など)に基づく保育所。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。

母と子の保健バッグ

妊婦の方にお渡しする、妊婦健康診査受診票等の受診票セットや、両親学級案内などの各種チラシなどが入ったセット。

バリアフリー

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。

ファミリー・アテンダント事業

子育て経験や子育て支援事業に関わりのある訪問員が、月 1 回、対象世帯のうち申し込みのあった全世帯の自宅を訪問し、子育ての困りごとや悩みの傾聴や、子育て情報を提供する事業。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況(病気や経済的な理由によるものを除く)であること。

保育サービスアドバイザー

保育を希望する保護者や在宅で育児をする保護者・出産予定の方等からの相談に応じ、ご家庭の状況に合った保育施設や子育て支援サービスについて、情報提供や育児相談を行う。保育サービスアドバイザーは、区立保育園勤務経験のある保育士。

母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設(「児童福祉法」第 38 条)

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

【ら行】

療育

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。

大田区こども未来計画

令和 7 年 3 月

発行:大田区 こども家庭部 子育て支援課
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話:03-5744-1780(直通)
FAX:03-5744-1525

